

吉野作造と近代中国

2016年3月

北九州市立大学大学院社会システム研究科

博士（学術）学位請求論文

楊 憲霞

要 旨

本研究は、大正年間を中心に活躍した政治学者、思想家である吉野作造と近代中国との関わりについて検討した。吉野作造の中国論については、対華二十一か条要求、鄭家屯事件、五四運動、済南事件などの四つの代表的な事件に焦点を当て、それぞれの事件に対して当時の日中関係や世界情勢さらに新聞報道を背景に、吉野作造がどのような思想を展開したかを具体的に検証したものである。その上で、吉野作造という人物の中国に関連した思想や言論の経緯や変遷を詳らかにすることを目的としている。

「序論」では、本研究の目的、先行研究、および研究意義を述べる。

「第一章 吉野作造と対華二十一か条要求について」は、二十一か条要求提出の背景、その中にある吉野の思想に影響したと考えられる知識人の思想と当時日本の社会背景を明らかにし、二十一か条要求の交渉経過と当時の日本と中国の社会背景を把握していく。また、二十一か条要求に対し、各新聞紙、交渉当時係わった重要人物および元老達の見方と役割は何なのかを検討していく。さらに、吉野作造が二十一か条要求に対し、具体的にどのような発言をしていたのか、その発言を網羅的に検討していく。の時期の吉野作造は完全に日本政府と同じ考え、典型的な帝国主義支持者である。

「第二章『鄭家屯事件』についての吉野作造の発言」は、鄭家屯事件を紹介するとともに吉野作造のこの事件に関する発言を検討する。次に、日本の新聞界がこの事件に対する強硬な態度を論述する。また、吉野作造の二つの論文『鄭家屯事件を論じて我が対満蒙策に及ぶ』と『我が対満蒙政策と鄭家屯事件の解決』について、そこに現れる政府支持と帝国主義立場を検討し、この「鄭家屯事件」で彼のこの立場は最高潮に達したことを明らかにする。吉野作造が考えている「日本の満蒙特殊權益」を獲得し維持する最良の方法で「最も穏健公平なる手段」に対して邪魔的なもので、日本政府の政策とは違うのだ、というものである。

「第三章 吉野作造と五四運動」は、吉野の五四運動に対する態度と見方を論述する。最初に五四運動とパリ講和会議との関わりを紹介し、五四運動の原

因を探る。また、日本の新聞界がいかに関五四運動を報道していたかを論述する。さらに、この件に関連して吉野作造と黎明会そして中国との関係を述べる。吉野のこの件に関する発言・思想を中国の雑誌『毎週評論』との関連を述べる。

「第四章 吉野作造と済南事件」では、済南事件と山東出兵に係わる吉野の言動を考察する。二回の山東出兵の背景を紹介し、当時の日中両方の見解を比較する。さらに、背景として日本新聞界の反応をまとめる。済南事件についての吉野の見解は、彼の三つの文章をもとに検討する。吉野作造は田中政府の強硬出兵に対して、四つの方面にわたって追及したが、追及の目的は、政府の中国の出兵は、中国側に対する顧慮を欠いた政策決定の見通しのないことで、出兵する以上、「帝国百年の利害」のためにうまく運ばなければならないとしたのである。

「終章 中国にとっての吉野作造」は、中国人からみた吉野の言動・思想の評価を分析する。吉野作造についての評価と吉野思想の中国への影響は何なのかを検討していく。

「付録」吉野作造の生涯を振り返って、中国とのかかわりを「中国関係年表」にまとめた。

Abstract

This study aims to analyze the *Sakuzo Yoshino's* theory on China, focusing particularly on the Shan Dong issue, including the *ErShiYiTiaoYaoQiu*, the *ZhengJiaTun* case, and the *WuSiYunDong* and *JiNan* incidents, through the comparison among the Japanese government's responses, the Japanese newspaper coverage, and his thoughts about these cases. In addition, taking into account the historical background of the China-Japan relationship during this era, Yoshino's perspectives on these cases as well as toward China are examined and discussed.

This thesis consists of the following five chapters. The first chapter, entitled "*Sakuzo Yoshino and The ErShiYiTiaoYaoQiu*", illustrates the historical background of the twenty one requests with the discussions on the influence to the Yoshino's thought from the Japanese thinkers at that time and on the negotiation process of the twenty one requests. While the Yoshino's criticism was that this negotiation process appears too aggressive, his mindset was considered as a typical imperialist, very similar to the Japanese government at that time.

In the second chapter, the *Yoshino's* theory on the *ZhengJiaTun* case is examined. First, the *ZhengJiaTun* case and Yoshino's remarks on this case are reviewed and considered. Moreover, the Japanese media coverage on this case and two *Yoshino's* articles on this case are evaluated. According to these evidences, it was found that *Yoshino's* support of the Japanese government's standpoint and its imperialism had reached a peak with this *ZhengJiaTun* case.

Chapter 3 explores the *Yoshino's* attitude toward the *WuSiYunDong* incident. The investigation is extended to survey the relationship between this incident and the 1919 Paris Peace Conference, the Japanese media coverage of this incident, the connection among *Yoshino*, *LiMingHui*, and China, and the link between *Yoshino* and *MeiZhouPingLun*, a Chinese magazine.

The fourth chapter discusses the *JiNan* incident and its relationship with *Yoshino*. The background of the *JiNan* incident is summarized along with the two-time *Shandong* troop dispatches to reveal the different views between China and Japan. The responses of the Japanese media to this incident are analyzed, and *Yoshino's* opinions on this incident are evaluated.

The evaluations of *Yoshino's* thoughts from the Chinese point of view and of his influences to China are deliberated in the final chapter.

The thesis includes an appendix that lists *Yoshino's* affairs to China over his lifetime.

目次

序 論.....	1
第一節 研究目的.....	1
第二節 先行研究.....	3
第三節 研究意義.....	8
第四節 本研究の構成.....	9
第一章 吉野作造と対華二十一か条要求.....	11
第一節 対華二十一か条提出の背景.....	11
第二節 「二十一か条」の由来.....	16
第三節 二十一か条交渉の経過.....	18
第四節 新聞、政府及び元老達の見方.....	25
第五節 吉野作造の発言.....	35
第六節 結語.....	43
第二章 鄭家屯事件についての発言.....	47
第一節 鄭家屯事件とは.....	47
第二節 日本新聞界の動向.....	49
第三節 「鄭家屯事件を論じて我が対滿蒙策に及ぶ」について.....	51
第四節 「我が対滿蒙政策と鄭家屯事件の解決」について.....	58
第五節 結語.....	64
第三章 五四運動・李大釗と吉野作造.....	65
第一節 五四運動とパリ講和会議.....	66
第二節 日本新聞界と五四運動.....	82
第三節 吉野作造と黎明会.....	92
第四節 吉野作造と『每周評論』.....	99
第五節 吉野作造の五四運動に対する見解.....	112
第六節 結語.....	120

第四章 済南事件についての発言.....	121
第一節 済南事件と山東出兵.....	121
第二節 日本新聞界の反応.....	125
第三節 済南事件についての吉野作造の見解.....	128
第四節 結語.....	138
終章 中国にとっての吉野作造.....	139
第一節 本研究の梗概.....	139
第二節 吉野作造思想の変化するものと不変するもの.....	142
付録：吉野作造中国関係年表.....	146
参考文献.....	161

序 論

第一節 研究目的

吉野作造¹（1878年（明治11年）1月29日 - 1933年（昭和8年）3月18日）は、大正年間を中心に活躍した政治学者、思想家である。東京帝国大学で教壇に立ち、大正デモクラシーの立役者である。一方、国外政治において、吉野作造は中国とかかわりの深い人物である。

吉野作造が中国とかかわり始めたのは、1906年（明治39年）、彼が28歳の時であった。当時東京帝国大学教授の梅謙次郎氏（1860年-1910年）の斡旋により、清国直隸総督袁世凱の長男袁克定の家庭教師として、天津に赴任した。しかし、報酬などの条件が折り合わない為に、彼は1907年3月から北洋新建陸軍督練處翻譯官に転職し、新軍の士官たちに国際法を教えることとなった。半年後、彼は北洋法政學堂の總教習に招聘されて、1909年初頭まで務めた。

吉野作造は1909年（明治42年）帰国し、東京帝国大学法科大学助教授就任、1914年（大正3年）同政治史講座教授、1915年（大正4年）法学博士となる。それから、国内政治において、彼は論壇雑誌『中央公論』を舞台に、「民本主義」を体系的、理論的に提示して、大正デモクラシーの代表的な思想家と言われるまで上り詰める。

対中国政治については、1915年1月、大隈内閣が中国の大総統袁世凱に二十一か条要求を突き付けした際、吉野作造は、中国の健全な自主独立の支援、列強との勢力範囲拡張競争への参加というスタンスのもと、日本の対華二十一か条を全面的に支持していた。しかし一方では、彼には中国における辛亥革命以来成長をつづけていた青年革命派に対する期待もあって、国防的見地のみの中国政策から経済的見地に立つ政策の重要性を強調するようになり、中国の反日的風潮につき日本側に反省すべき点を認めるべきと主張した。さらに、中国の五四運動や韓国の万歳事件への対応では、吉野作造の中国留学時代などの人脈を中心とする「国民外交」的な努力がなされたのと同時に、国際社会は国力の

¹ 『吉野作造選集』別巻、岩波書店、1996、74-106頁。

強弱にかかわらず、自由平等原則によって規律されるという考え方に立脚し、国家を超えた普遍的正義や道徳の重要性を説いた。

憲政会単独による第2次加藤高明内閣の幣原喜重郎外相の進めた中国政策は協調的な内政不干涉主義であったが、1920年代後半になると、日本の軍部の関心は満州と蒙古の「特殊利益」に注がれ、中国軍閥間の内戦激化に乗じ、内政、武力干渉が進んだ。1928年にかけて、山東出兵、済南事件、関東軍による満州事件を経て、中国の抗日、排日運動の激化、国内での世界恐慌の影響による打撃が深刻化する中、1931年9月18日柳条湖事件を口実に満州における関東軍の一斉攻撃が開始、十五年戦争へと突入する。吉野作造はこれらの事件があるたびに自分の意見を表明し、日中両国民衆の提携を呼びかけたり、蒋介石の国民政府を支持したり、満州国の軍部独走に抵抗したりして、中国問題の様々な事件について発言し続けた。

特に、1932年に発表した「民族と階級と戦争」（『中央公論』1932年1月）では、満蒙における日本の既得権益は一旦中国に返還の上、円満な交渉を通して合意を得るべきだとし、侵略行動を戒めた。

本研究は、吉野作造のこのような中国論について、いくつかの事件を中心に検証する。当時の中国政治に対し、日本政府はどのような態度を対処していたか、日本の新聞界はどう報道していたか、それらに対して、吉野作造はどのような考え方を持っていたかを検証し、その共通点と相違点を比較してみたい。

吉野作造の民本主義は、確かに日本、中国ないし全世界にまで広がって、好評を得ている。彼の中国論は五四運動を契機に、日本国内の総帝国主義化傾向についていかなかった。しかし、日本国内政治についての卓越な見解、民本主義についての高い評価の観点から、果たして彼の国外政治、外交、満蒙権益などの問題について見解をカバーできるか、彼の度々発した帝国主義的言論を免罪できるか、甚だ疑問である。特に本論が取り上げる二十一か条要求に関する吉野作造の日本政府支持の姿勢、鄭家屯事件の発言に現れる満蒙権益への固執に関してなど、研究が尽くされたとは言い難い。

本研究は特に次のことに注目する。吉野作造の近代中国論において、山東問題がクローズアップされるが、その中心となる①対華二十一か条要求②鄭家屯

事件③五四運動④済南事件など四つの大きな事件をとり挙げ、それぞれに事件に対して、日本政府はどのような政策で対応していたのか、日本の新聞界はどのような態度で臨み、いかなる姿勢で報道していたのか、それに対して、吉野作造はどんな発言をしたのか、吉野作造の発言と、政府、新聞界との共通点と相違点を探って、吉野作造の知見を明らかにしたい。

また、上記の研究プロセスにおいて、当時の日本と中国の歴史背景と結びつけて行い、日中間の両国関係および世界情勢、いわゆる「大環境」を重要視する。その上、吉野作造という一「小人物」の中国問題に対して発した言論を検証し、彼の発言は己の時代をいかに反映し、どのように屈折し、いかなる超克を顕したかについて探求したい。

第二節 先行研究

吉野作造の国際問題についての先行研究は、概ねに二つのパターンがある。

一つは主に吉野作造の国際平和論や中国ナショナリズム擁護論などのテキストに依拠し、彼を反帝国主義者と評価する研究群である。

藤井昇三「吉野作造と近代中国」(1996)は、五四運動時期の吉野作造が進めた日中学生交流計画を取り上げている。藤井は吉野作造の中国に関する研究をはじめたのは1914年ごろであり、中国革命史の研究に着手したのは1916年初頭のところであったと指摘する。日中関係に関しては、1915年の二十一か条要求をめぐる内外の諸問題を取り上げて評論した『日支交渉論』において、この時点から日本の対中国政策についての発言を続けいくことになる。藤井論文は吉野作造の中国に関する執筆活動は二十一か条問題をめぐる日中関係への積極的発言から始まったという。吉野作造は二十一か条に対して全面否定したと従来の見解を否定したというが、その理由とは何かは不明である。五四運動までに吉野作造は中国の革命について態度が大きく変化した、その変化の理由は、中国革命の進展と重要な関連があると思われるが、この点について、明らかにしてない。

狭間直樹「(解説) 吉野作造と中国—吉野作造の中国革命史と日中関係史につ

いて」(『吉野作造選集』7、岩波書店、1995年)は、吉野作造と中国の関係の全体像を鮮明に示している。吉野作造の中国革命史著作『支那革命小史』、『第三革命後の支那』、『対支問題』について、吉野作造の考え方の変化、すなわち中国への反対から同情と尊敬にまで廻った問題、二十一か条要求における吉野作造の態度などを解説した。また、吉野作造と孫文と第三革命の関係を巡った問題も論じている。

吉野作造と中国の関係、吉野作造の対内、対外思想変化については、台湾の学者である黄自進の考え方はほぼ同じである。従来の先行研究では、1915年末の第三革命をきっかけに吉野作造の中国革命認識が変化したことを指摘している。だが、これまで論述してきたように吉野作造の中国革命認識における変化は、彼の対中政策論、特に対華二十一か条要求認識にも変化を及ぼしたが、その一連の変化が吉野作造の対中政策論に与えた影響に関しては言及していない。

その外の類似する先行研究に、三谷太一郎「思想家としての吉野作造」(『大正デモクラシー論吉野作造の時代』、東京大学出版会、1995年)、松尾尊兌『民本主義と帝国主義』(みすず書房、1998年)、黄自進「吉野作造と中国一五四運動を中心に」(『慶応義塾大学大学院法学研究科論文集』22号、1985年)などがある。また、広野好彦「吉野作造中国論おぼえがき」(『法学論叢』京都大学法学研究会、第121巻第6号、1987年)では、1917年前後吉野作造の中国論が中国での経済発展論に転回したことを指摘しているが、対華二十一か条要求をめぐる吉野作造の対応に関連する具体的な分析は見当たらない。

この群の先行研究を読んでもみると、吉野作造は中国の強国化への期待、南方革命派に対する支持、および中国の民意の尊重を主張しながらも、1915年の日中交渉当時から一貫して、第五号を含む対華二十一か条要求を全面的に支持する態度を取り、その後も中国全土における日本の優越権を確保すべしとする基本的姿勢を変わりなく保っていた、などのことを重視していることがわかる。だが、その間の吉野作造の中国認識における変化を過大視するものが目立っていることは否めない。

もう一つは、彼の二十一か条要求に関する強硬な対中国政策を中心にすべて

分析し、帝国主義者と位置づける研究パターンである。

松本又久「帝国主義としても民本主義」(『日本史研究会』、No92、1967年)では、民本主義は対外的に帝国主義を、対内的には社会政策をという二つの主要な政治目的を持ち、それを達成する方法としての議会制民主主義を主張するものであると主張する²。その理論によって、吉野作造の対中国民本主義を「帝国主義としての民本主義の性格」を有するものと論じた。

松尾尊兌は『民本主義と帝国主義』(みすず書房、1998年)において、吉野作造が帝国主義批判者として抜きん出た存在であったことを明らかにした。「吉野作造の植民地論について、解釈が分かれてきた。そこでは、『大正デモクラシー』そのものに対する評価の問題を背後に抱えて、吉野作造がいかに帝国主義を批判し、試金石としての植民地問題に対応したのか、あるいは最終的に帝国主義を乗り越えられたのかどうかという点が、議論されてきたのである」³と述べる。また、吉野作造の植民地論が、植民地の政治的独立を目指すものではなかったという批判に対しては、彼が将来の独立を念頭に置いていたことを、直接吉野作造の思想から、あるいはその背景としての彼の行動(朝鮮、満州への訪問、植民地留学生との交流、日本組合基督教会の植民地伝道との関わり)から読み出そうとした。

吉野作造の植民地論は「満韓を視察して」(『中央公論』1916年6月)が最も早いものとされてきたが、近年の研究では「非同化主義論」(『新台湾』1915年1月)という文章の存在が明らかになった⁴。『新台湾』は台湾在住の民間内地人の雑誌として1914年12月に創刊され、東京の東京通信社で発行して台湾に移入されていた。吉野作造は「非同化主義論」の中で、台湾と朝鮮の植民地統治をともに同化主義批判の視点から論じているが、この批判の方向性は、以後の

²松本又久「帝国主義としての民本主義」、『日本史研究』92、1967年5月33頁。

³松尾尊兌「〈解説〉吉野作造の朝鮮論」(『吉野作造選集』第9巻)岩波書店、1996、380頁。

⁴『吉野作造選集』別巻の著作年表には、「非同化主義論」は記されていない。その後「非同化主義論」について言及したものとして、比屋根照夫「混成的国家」への道—近代沖縄からの視点(『日本の歴史』第25巻、講談社、2003年)を参照。また、植民地台湾在住者の政治参加要求をめぐる植民地社会および本国における相剋の過程を検討した。岡本真希子「植民地在住者の政治参加をめぐる相剋—「台湾同化会」事件を中心として—」(同志社大学人文科学研究所『社会科学』第40巻第3号、2010年11月)も、『新台湾』の記事を紹介する中で、「非同化主義論」について触れている。なお、現在、『新台湾』は台北の国立中央図書館台湾分館に所蔵されている。

植民地論にも継承される。

趙曉靚「国際協調主義者の「満蒙権益」観 —吉野作造を中心に—」（『国際公共政策研究』18(1) 39-51）は、吉野作造の「満蒙権益」観を辛亥革命、第一次世界大戦、北伐革命、満州事変の四段階にわたって考察した。「中国革命の発展、米英の対中政策の変化ないし国際法の新展開に従い絶えず調整され、国民党による中国統一が達成された時点において近代中国のナショナリズムに近づいていた頂点に至った。時代の風潮に対応し、自らを調整するのは吉野作造の権益観の進歩性をなしていた一方、現実への従順は彼を帝国主義的生存観に縛りつけていたのである」と述べ、帝国の思想家であるかぎり吉野作造の「満蒙権益」が帝国主義的生存観である、という厳しい結論を下した⁵。

ところで、吉野作造は日中関係に関しては、1915年二十一か条要求を巡る内外の諸問題を取り上げて評論した『日支交渉論』を公刊し、以後日本の対中国政策についての発言を続けていた。特に日中関係の中で日中関係悪化への大きな転換点となった二十一か条要求問題に対する吉野作造の基本態度は、政府支持というよりも、当時の政府より強硬な姿勢だった。その吉野作造の姿勢に対して、中国においては、いまだ感情的に受け入れない部分が多かった。

黄自進「なぜ吉野作造なのか—近代日中関係史を考察するうえで—」（『吉野作造選集月報』14）は、それを意識して、吉野作造の日中関係史に関する論著はどのような役割を果たしたかについて論じた。その中で、二十一か条をはじめとする中国問題に関して、吉野作造が日本政府支持から批判へと次第に転換していくことを明らかにした。原因は三つあると述べている。しかし、不十分である。その当時の指導者袁世凱は二十一か条を承諾したときに、日本政府とどのように交渉したのか、中国の最高の指導者袁世凱は誰とどのような関係を繋がったのか、この二十一か条要求の中でかなり重要で、再考する価値があると思われる。

同じ黄自進「北一輝の辛亥革命、五四運動観—吉野作造との対比を中心に—」⁶と『吉野作造対近代中国的認識與評価：1906-1932』⁷は、1919年の五四運動まで、

⁵ 『国際公共政策研究』18(1) 39-51。

⁶ 『Quadrante』、No1、東京外国語大学海外事情研究所、1999年3月。

⁷ 台北中央研究院近代史研究所、1995年。

北一輝が權益拡大を押し進める日本政府の対中政策を批判した非權益擁護論者であり、他方、吉野作造は対華二十一か条要求を全面的に支持する權益擁護者であったと位置づけた。このような黄自進の研究は、別のパターンを示している。つまり二十一か条要求をはじめとする中国問題に関して、吉野作造の態度が最初は日本政府支持であったが、いくつかの事件を経て、次第に批判へと転換していく。吉野作造の思想は第三革命から五四運動へとつながる 1910 年代後半の中国革命の展開の中で中国への同情と尊敬を深め、中国の勝利への確信を強めていた、と言い切っている。果たしてこのような折衷的な態度でいいか。再考する余地があると思われる。

中国側の先行研究は、下記の論文がある。

北京大学王曉秋（2000）「李大釗与五四時期的中日文化交流」（日本エディターズスクール出版部）の中で、吉野作造と李大釗五・四運動時期の交流を詳しく述べた。「吉野作造の民本主義と大正民主運動」では、主に吉野作造の思想を政治、社会問題の方面について論じた。吉野作造の民本主義は当時日本の国内においては積極的影響があったと指摘した。

東北師範大学陳秀武（2006）「日本大正時期政治思潮與知識分子研究」、（中国社会科学出版社）では、吉野作造の民本主義は大正民主運動の指導思想であり、日本社会の発展を推進したと論じた。

中国国家博物館蘇文生「山東問題中的鐵路問題与五四運動」（2009）（中央研究院近代史研究所）は、山東問題および五四運動において吉野作造が中国の社会運動の支持と山東問題の同情を中心に吉野作造の思想変化を論じた。ただ、具体的になぜ吉野作造が思想変化していくのか、その理由、社会背景などについて明らかにしてない。

中国社会科学院王超偉（2005）「吉野作造の国家利益観の転換」（吉野作造記念館研究紀要、第 2 号）は、吉野作造の日露関係論、日米関係論、日朝関係論、日中関係論について肯定的な態度で論じた。特に、日中関係論の中で吉野作造の五四運動に対する立場および中国の革命の認識について、吉野作造の思想を国際民主主義として高く評価した。

上記の先行研究は、吉野作造の民主主義部分を強調し、中国知識人との友好

関係と交流を重視していることが窺われる。しかし、吉野作造思想の帝国主義部分、例えば二十一か条、鄭家屯事件に対する強硬態度や満蒙を含む日本の中国権益観、彼の中国に対する発言文章に度々に出て来る中国に対する蔑視観などに対する考察は欠けていると考える。

本研究は、上記の先行研究を踏まえて、究明されていないところを意識して展開していく。

第三節 研究意義

日本と中国は一衣帯水の隣国である。歴史に関してはそれぞれが自分の言い分を主張することが少なくない。特に近代史においては摩擦も多く、わだかまりが深い。

吉野作造は近代日本の中国観を代表する人物である。吉野作造は27年間に渡って、中国の様々の事件について発言し続けていた。

吉野作造の民本主義の意義について、吉野作造の民本主義から学ぶべきことが数多くあると思われる。しかし、その民本主義の対外部分、特に二十一か条をはじめとする中国問題に対して、やはりその民本主義に包まれている「帝国の権益」、「日本民族の生存空間」のような帝国主義部分を見極める必要があり、その上、吉野作造が日本政府支持から批判へと転換していったかどうかについても究明しなければならない。

吉野作造は中国の五四運動を支持していたのは、その運動は当時の中国にとって文化運動であり、民主運動であり、思想運動でもあるからである。吉野作造の存在感は大きく、当時の文化人で、吉野作造に匹敵するほどの存在は他になかった。吉野作造は黎明会を通じて、中国の知識人との交流を深め、五四運動に加担していく。その過程で学んでいった吉野作造の中国観は研究価値を有するものと思われる。

本研究は上記のプロセスを踏んで、当時の中国のいくつかの重要事件に対して、日本政府はどのような態度で臨むか、日本国内のマスコミはどのような態度をとっているか。それに対して、吉野作造はどのような考え方を持っていた

か、その違いを比較してみたい。

なお、吉野作造の中国に対する一連の発言と見解は、当時の時代背景と重要な関連性があるので、その歴史背景を徹底的に究明することも、本研究の狙いの一つである。

第四節 本研究の構成

本研究は以下の部分で構成する。

「序論」では、本研究の目的、先行研究、研究意義を述べる。

「第一章 吉野作造と対華二十一か条要求について」は、六節に分けて検討していく。第一節では、二十一か条要求提出の背景、その背景の中にある吉野作造の思想に影響されると考えられる知識人の思想と当時日本の社会背景を検討していく。第二節では、二十一か条要求の交渉経過を述べ、当時の日本、中国の社会背景をもとにし、どのような経過をしていたのかを検討していく。第三節では、二十一か条交渉の経過を述べる。第四節では、二十一か条要求に対し、各新聞紙、交渉当時掛った重要人物および元老達の見方と役割は何なのかを検討していく。第五節では、吉野作造が二十一か条要求に対し、具体的にどのような発言をしていたのか、その発言を全部検討していく。第六節は、この節を総括する。

「第二章『鄭家屯事件』についての吉野作造の発言」は、五節に分けて、吉野作造の鄭家屯事件に関する発言を検討する。「第一節 鄭家屯事件とは」は、鄭家屯事件を紹介する。「第二節 日本新聞界の動向」では、日本の新聞界に見られたこの事件に対する強硬な態度を論述する。「第三節『鄭家屯事件を論じて我が対満蒙策に及ぶ』について」は、吉野作造のこの文章に現れる政府支持と帝国主義立場を述べる。「第四節『我が対満蒙政策と鄭家屯事件の解決』について」では、吉野作造の政府支持、帝国主義立場および日本の満蒙権益観は、この「鄭家屯事件」で最高潮に達したことを明らかにした。「第五節」は「結語」。

「第三章、吉野作造と五四運動」は、六節に分けて、吉野作造の五四運動に対する態度と見方を論述する。「第一節 五四運動とパリ講和会議」では、パリ

講和会議を紹介し、五四運動の原因を探る。「第二節 日本新聞界と五四運動」では、日本の新聞界がいかに関与していたかを論述する。「第三節 吉野作造と黎明会」では、吉野作造と黎明会と中国との関係を述べる。「第四節 吉野作造と『每周評論』」では、中国の雑誌『每周評論』との関連を述べる。「第五節 吉野作造の五四運動に対する見解」では、吉野作造の五四運動に対する発言を論述する。第六節はこの節の「結語」である。

「第四章 吉野作造と済南事件」では、二節に分けて、吉野作造の済南事件に対する発言を検討する。「第一節 事件の背景及び日中間資料の相違」は、事件の背景を述べ、日中間資料の相違を追及する。「第二節 済南事件についての吉野作造の見解」は、三つの文章に表わされた吉野作造の見解を検討する。

「終章 中国にとっての吉野作造」は、中国人にとっての吉野作造の地位を述べる。第一節は吉野作造についての評価、第二節は吉野作造思想の影響は何かを検討していく。

「付録」：吉野作造の民本主義の思想と「中国関係年表」は、吉野作造の生涯を振り返って、中国とのかかわりを「中国関係年表」にまとめ、本研究の後に付録するものである。

第一章 吉野作造と対華二十一か条要求

第一節 対華二十一か条提出の背景

日本と中国は一衣帯水の隣国である。歴史を振り返ってみると、日本と中国は、基本的には2000年にわたって平和的関係を維持し、親密な文化交流を進めてきた。両国は深い誼で結ばれていた。しかし、日本は1868年の明治維新を経て、帝国主義の道に歩くようになった。そして、1894年日清戦争から、1945年日本敗戦まで、この半世紀の間、日本は朝鮮や中国を侵略しつつ、朝鮮半島を植民地化し、中国に日本の支配権を確立しようと軍事的、経済的覇権を確立してきた。

当時、中国侵略を進めていた日本支配層の思想形成に重要な役割を果たしたのが徳富蘇峰であった。1916年（大正五年）『大正の青年と帝国の前途』という長編の文章を『国民新聞』に連載、それを一冊の本として公刊した。この本は当時最大のベストセラーになったのである。その序文は次のように述べている。

自分の立場は一貫して、君民徳を一にし、挙国一致的の帝国主義なり、即ち、内に平民主義を行ひ、外に帝国主義を行ひ、而して、皇室中心主義を以て、両者を一貫統制するな⁸。

井上清は、蘇峰のこのような主張について、次のように述べる。

蘇峰は橋本左内、吉田松陰、佐久間象山、そのほか幕末の思想的指導者の様々の「帝国主義」論者であった横井小楠までも、「精神的帝国主義」論者に仕立て挙げる。蘇峰にとっては優れた人物は必ず帝国主義者でなければならなかったのである⁹。

蘇峰を帝国主義論者として位置付けた。その上、近代帝国主義は、世界資本

⁸吉野作造『吉野作造選集』別巻、岩波書店、1996年、79頁。

⁹井上清『日本帝国主義の形成』岩波書店、1974年、1頁。

主義の独占階段における必然の産物であるという意味で、古代、中世にも資本主義の初期にもしばしばあった。帝国主義とは、時代、地域、国家の違いによって本質的に区別され、どの国でも、帝国主義に共通する本性を持つと同時に、各国の歴史の条件によっても、それぞれの特徴を持つ¹⁰と述べ、蘇峰の議論は日本の近代帝国主義のイデオロギーの特徴をもっともよく表していると酷評する。

19世紀50年代には、アメリカ、ロシア、イギリス、フランスなどの西洋資本主義国は日本に開国をせまり、対抗力を持たない幕府は不平等条約の調印を迫られながらも、鎖国という門を押しあけられた。日本には半植民地に陥るのではないかという危機感が満ち溢れた。このような状況が激しくなる中で、農民を中心とする日本国民は外国の侵略と国内の封建支配に抑えられ、反対運動を強めていったのである。

開国した日本が直面した民族的な課題は、巨大な軍事力や経済力を背景にアジアの植民地化を展開した欧米列強の圧力に対抗しながら、日本の国内的な統一と対外的な独立および発展の確保と促進である。そのためには、日本は国内体制の近代化、および外圧に対抗するための国家戦略を確立する必要があった。すなわち、帝国主義時代における日本的ナショナリズムの確立である。

しかし、直面した現実の世界は、弱肉強食の力関係で決まるパワーゲームが支配し、これが国際社会の現実という認識があった。こうしたパワーゲームに参加した日本は、欧米列強に対抗できる富国強兵国家の建設をめざし、隣国の朝鮮や中国に勢力拡大を進め、東アジアの覇権国家を目指すようになった。

だが、このナショナリズムは、朝鮮や中国からのナショナリズム的反抗を招き、同時にすでにアジアに進出していた先進的欧米列強の反発を生み出した。日本政府が直面した、この二重の圧力のもとで、どのようなバランスを取るべきかという課題に直面した。文明の強国である欧米への政策と、半解放、半野蛮な状況にあるとみだした朝鮮、中国などの対アジア政策を、どのような原理に従って決定するべきか、そのバランスを勘案しながら苦渋の対外政策を生み出すことになった。

しかしながら、日本の国民は対外的には強硬な外交（対外硬運動）を求めた。

¹⁰前掲井上清『日本帝国主義の形成』、2頁。

国内政治に不満を持った国民は、対外的には排外主義へ傾いていったのである。この時の日本を、成田龍一は次のように整理している。

自由主義と国権主義、藩閥批判と国権膨張が矛盾なく結合している。日露戦争の勝利や将軍たちの凱旋への賞賛と矛盾せずになされている。日清戦争、日露戦争の戦時には勝利を祝して提灯行列や幟行列を行い、戦後には、凱旋した将軍たちを迎える祝祭の空間であった。朝鮮や中国、あるいはロシアの人々への想像力は、完全に欠落している¹¹。

注目すべきのは、こうした事態が国民運動の名のもとに実行されていったことである。日露戦争の講和問題は国民的反発を招いた。『東京朝日新聞』に投稿された「講和事件に関する投書」によれば、講和条約及びそれを締結している内閣への「国民の怒り」¹²は、怒りだけではなく、反対運動と高まり、それは国民的騒擾であった、そうした国民運動に対し「国民の熱血的愛国心に富めることを感謝す」¹³と結んでいる。

藩閥支配政府への批判は、国民運動として拡張主義的国権の要求を掲げた騒擾という形とりながら展開された。20世紀の初期には、たびたび都市では騒擾が見られた。日本国民の不満は、1918年夏の米騒動で頂点に達した。「都市空間には、かくして秩序を動かしていくエネルギーが充満しており、この動きが、大正デモクラシーの発火点になっている」¹⁴、と成田が言う。

では、こうした国民的運動の高まりを、吉野作造はどのように見なしていたのであろうか。同時代の思想家として、吉野作造は、「民主が政治上に於いてひとつの勢力として動くという傾向の流行するに至った初め」¹⁵とのべ、国民運動の出現を高く評価している。

吉野作造は、「民衆」と表現しているが、日露戦争に勝利をしたことによって大日本帝国が帝国としての実態を固めたゆえに、そこに批判的な主体としての日本国民が登場して来たと、吉野作造は把握したのである。政府批判とその時

¹¹成田龍一『大正デモクラシー日本近代史④』、岩波新書、2007年、9頁。

¹²『東京朝日新聞』、1905年9月7日。

¹³同上。

¹⁴前掲、成田龍一『大正デモクラシー日本近代史④』10頁。

¹⁵吉野作造『吉野作造選集』4、岩波書店、1995年、201-202頁。

の主体としての国民が出現、台頭したこと、すなわち 20 世紀初期の日本のデモクラシーは、日露戦争を支えた帝國的ナショナリズムと繋がっていたのである。対内的には政府に批判的な姿勢をとる国民の要求と、対外的には政府に対して更なる強硬的な外交を期待する要求には大きな落差があり、さらに言えばアジアの人々との姿勢にも落差があり、そうしたなかで、国民運動の登場を高く評価する吉野作造のデモクラシーとは、「帝国主義のデモクラシー」であるといわれる。

そもそも吉野作造が依拠した「民本主義」の主張とはいったい何か。経済学者である河上肇が次のように述べている。大正デモクラシー時期の前半の思想的な主張は「民本主義」である。民本主義は「立憲」、「憲政」などの語とともに、デモクラシーを考察した「新造語」として用いられている。この語の最初的使用者は新聞記者であった。その後、茅原崋山、植原悦二郎、室伏高信ら多くに使われた。各人が各様に使用し、時としてその内容にも異なるときもある。はっきりした定義は見られない¹⁶。

一方、吉野作造は、1916 年六月『中央公論』に発表した論文「憲政の本義を説いて其有終の美を済すの途を論ず」¹⁷が吉野作造の民本主義の考え方をもっともまとまった形で論じている。ここでの吉野作造は政治の目的と方針の決定、および政治制度とその運用を論議の中心に置いて、ヨーロッパを中心とする各国の歴史や現状の事例を詳しく紹介し、民本主義論を展開する。成熟した国民の存在と国民の教養を前提としたうえで、「立憲政治」という「憲法を以てする政治」について論じた。その立憲政治の根本に民本主義を置く。民本主義を定義して、吉野作造は「一般民衆の利益幸福並びに其意嚮に重きを置くという政権運用上の方針」とした。

吉野作造は、民本主義をデモクラシーの訳語とする。この時、デモクラシーには、いまひとつ「民主主義」の訳語があるが、これは「国家の主権は人民にあり」が根本であって、君主国・日本にはふさわしくないと斥ける。吉野作造は民本主義を主権の存在ではなく、主権の運用の概念としたうえで、政治の目

¹⁶前掲、『吉野作造選集』4、「近頃頻りに民本主義の語を聞く」、(民本主義とは何ぞや)、234 頁。

¹⁷同上、吉野作造『吉野作造選集』4、288－321 頁。

的を一般人民の利福に置き、政策の決定は一般人民の意向によるものとした。

「主権」は天皇にあることを前提とし、人民のための政治人民の意向を重視する政治として、民本主義が提唱されたということである。この点から、吉野作造は、国民を疎外する枢密院や貴族院、藩閥や元老の存在、「超然主義」に基づく内閣を批判することとなる。それら封建的専制的な旧体制、旧勢力を、民本主義の理念で改革し、自由主義的な改革を対置して、政党政治の実現、選挙権の拡張、下院（衆議院）の重視など、を主張した。吉野作造の民本主義は「封建時代に多年養われたる思想と因習がなお制度の上に残存しているという認識—古い藩閥との対決の位相において、リアリティを持っている」¹⁸。

吉野作造は、言い方こそ「国民」「人民」「民衆」と一定していないが、デモクラシーの基本単位を「国民」とし、制度の運用の点で、デモクラシーを把握していた。選挙の一票は「国家の運命」にかかわるもので、「投票は国家のため」にするものとし、国民の育成を図り、よりよき国民国家の運営としてのデモクラシーの主張を行っている。要するに、民本主義とは、「国民」を基点とし、大日本帝国憲法の運用によって政治、社会の改良を図る論議と言える。民本主義の背景には、それまで見てきたような日露戦争後からの国民、民衆の登場があるが、吉野作造には日露戦争には同調的であり、この時には愚民観も見られた。また、これから述べる中国侵略の対華二十一か条に対しても、政府の方針を支持していた。

しかし、吉野作造は、同じ1916年の『中央公論』上に、中国革命を支持し、日本の中国政策を批判している。「対支外交根本策の決定に関する日本政客の昏迷」¹⁹と指摘し、植民地統治としての憲兵政治を批判した「満韓を視察して」を公表している。中国や朝鮮の民族の主張に目を向けるべきであって、対外的にも、強圧的で自由を威圧する軍閥主導の政策を批判した。吉野作造の民本主義の議論には、こののちも、情勢の中で修正を行っていくこととなる。対内、対外面における旧制度と強圧的な旧思想、および閥族に対する批判を展開するようになっている。ここに、吉野作造の民本主義を見ることができる。こうした民本主義背後には、第一世界大戦の開始の影響があり、第二インターナシヨナ

¹⁸成田龍一『大正デモクラシー—日本近代史④』2007年、岩波新書29頁。

¹⁹吉野作造『吉野作造選集』7、岩波書店、1995年、149頁。

ルの活動という世界的な動向が無視できない。

吉野作造は一体どのような環境の下で、対華二十一か条要求を支持したのか、ということである。まずここでの問題関心は、その当時の中国はどんな状況だったか、日本側がどんな政策を使っていたか、明らかにしたい。

第二節 「二十一か条」の由来

日清戦争と日露戦争後、日本の独占資本は急激に膨れた侵略の野望は上昇した。中国独占の時機をうかがった。1911年10月には、中国で辛亥革命が爆発した。日本はこの革命を抑える口実を探し、中国に対する武装干渉を練った。10月23日、日本は清国政府が「満州における日本の地位を尊重する」²⁰という条件と引き換えに、北京にある日本の大倉組が代行して、清国政府陸軍部と270万円の武器売渡を契約した。10月24日、西園寺内閣は、対清政策を検討し、「満州の現状を永遠に持続する」²¹ということ、中国の内陸で優勢なる地位を確立するという侵略方針を決めた。

一方、中国では1911年10月、武昌蜂起が勃発し、中国全域に及び、清政府の崩壊は決定的となった。日本政府は、中国における共和政の実施が日本の政治体制に打撃を与えると考えた。11月末、イギリスと共同して中国に満州朝廷の名義で君主立憲政体を建立させようと提案した。しかし、イギリスはすでに袁世凱を全面的に支持すると決めていたため、日本の提案を断ったのである。ここでわかるように、日英の間には利害関係が一致しないと同時に、対中国政策については日本とイギリスの間に矛盾が存在し、日本はイギリスの意向を無視することはできなかった。

こうしたなか、1914年8月、第一次世界大戦が勃発した。イギリスは欧州戦線に集中し、アジアまで手が回らなかった。日本はこのチャンスを「天佑」と見なして、中国への干渉を始めることとなった。1915年1月8日、日本の大隈内閣の加藤高明外相が中国駐在日公使日置益に訓令をだし、袁世凱政府に二

²⁰劉恵吾、劉学照、横山宏章（訳）『中国から見た日本近代史』、早稲田大学出版部、1984年、64頁。

²¹同上、64頁。

十一か条の要求を突き付けた。その二十一か条の目指すものは以下のものである。

二十一か条内容はつぎのようである。

第一項 日本政府ハ、山東省に關シ条項ヲ協定セン事ヲ要求ス。

第一条 支那政府ハ、将来日本が独逸ニ向ツテ要求スベキ權利、即チ独逸ガ山東省ニ於テ条約或ハ他ノ有ユル方法ニ依リテ獲得享有セル一切ノ權利ヲ、日本ニ移スコトヲ承認スベシ。

第二条 支那政府ハ山東省及ビ沿岸ノ土地島嶼ヲ、如何ナル名義ニ於テモ、第三国ニ讓渡若クハ租借セシム可カラズ。

第三条 支那政府ハ、芝罘若クハ龍口ヨリ膠濟鐵道ノ一点ニ連絡スベキ鐵道ノ敷設權ヲ日本ニ許容スベシ。

第四条 支那政府ハ貿易及ビ外人居住ノ為、山東省内ノ重要都市ヲ開市場トシテ速カニ開放スルヲ約ス可シ。但シ開放セラルベキ場所ハ兩國政府ノ協議ニ俟チ別ニ条約ヲ以テ協定スベシ。

第二項 支那が従来認メ来レル南滿州及ビ東部内蒙古ニ於ケル日本ノ特殊ノ地位ニ關スル件。

第一条 兩締盟国ハ、旅順大連ノ租借期限ヲ、南滿州鐵道及安奉線ト共ニ、九十九箇年ニ延長スルコトヲ約スベシ。

第二条 南滿州及ビ東部内蒙古ニ於ケル日本居民ハ、貿易及ビ製造工業ノ目的ヲ以テ建物ノ建設、若クハ農業ノ為メニ土地ノ租借又ハ所有ノ特權ヲ許容セラルベシ。

第三条 日本居民ハ、南滿州及ビ東部内蒙古ニ於テ、旅行及ビ居住ノ自由ヲ有シ、如何ナル種類ヲ問ハズ、商業及ビ製造業ニ従事スルノ權利ヲ許容セラルベシ。

第四条 支那政府ハ南滿州及ビ東部内蒙古ニ於テ、日本臣民ニ鉞山採掘權ヲ許容スベシ。但シ是等ノ鉞山ニ就テハ、兩國政府協同シテ決定スベシ。

第五条 支那政府ハ下ノ二項ニ就テハ、その実行ニ先チテ先ヅ日本ノ同意ヲ受ケル事ヲ約ス可シ。

(イ) 南満州及び東部内蒙古ニ於テ、鉄道敷設ノ目的ヲ以テ、第三国ヨリ借款ヲ行ハントシ、若クハ第三国ニ鉄道敷設ヲ許サントスル場合。

(ロ) 南満州及び東部内蒙古ノ地方税ヲ担保トシテ借款ヲ起サントスル場合。

第六條 支那政府ハ、南満州及び東部内蒙古ノ行政、財政及び軍事ノ目的ヲ以テ顧問モ若クハ教習ヲ雇用セントスベル時ニハ、先ヅ第一二日本ト協議スベシ。

第七條 支那政府ハ本協約調印ノ日ヨリ今後九十九箇年間吉長鉄道ノ管理行政權ヲ日本に引渡スベシ。

第三項 現在日本出資者ト漢冶萍会社トノ密接ナル關係ニ鑑ミ、且兩國協同ノ利益ヲ増進センガ為、支那政府ハ下ノ諸條ヲ承認スベシ。

第一條 支那政府ハ、将来漢冶萍会社ヲ兩國合弁組織トスルニ同意シ、且予メ日本ノ承諾ナクシテ同会社ノ全財産及權利ヲ单独ニ処分シ、又ハ、同会社自身ヲシテ同様ノ処分ヲナサシムルコトヲ得ズ。

第二條 支那政府ハ漢冶萍会社所有地ノ付近ニ在ル全鉱山ヲ、該会社ノ承諾ナクシテ、他国人ニ採掘ヲ許スベカラズ。若シ是等ノ事ヲ実行セント欲スル時ハ、第一二該会社ノ同意ヲ経ルコトヲ要ス。

第四項 支那ノ領土保全ヲ確保スルヲ目的トスル件。

第一條 支那ハ沿岸ノ港湾島嶼ヲ第三国ニ割讓シ若ク租借ヲ許ス可カラズ。

第五項 希望条件²²。

第三節 二十一か条交渉の経過

二十一か条要求は、第2次大隈内閣の外相加藤高明の命を受けた駐華公使日置益を通じ、1915年1月18日、従来外交慣例をやぶって中華民国大總統袁世凱に直接手交された。この間の外交交渉は困難を極め、結局双方がある程度合意できたのは南満州の租借地と鉄道の期限延長にすぎない。その他の諸問題について、思う通りには至らなかったのである。

5月1日、中国側は許容しうる限界としての最終対案を提示したが、日本の同

²²吉野作造『日支交渉論』による。警醒社書店、大正四年、11-12頁。

意を得るにいたる内容ではなく、交渉は完全に行きづまった。日本はこのような状況を打開するために5月7日に希望条項の第5号(ただし合意していた福建の件を除く)を削除したうえで、最後通牒を付して「4月26日修正案」をつきつけた。中国政府は5月9日やむをえなくこれを受諾し、それは5月27日に2条約13交換公文の形で調印された。これによって難航を続けていた二十一か条要求問題は一応決着することになった。

二十一か条要求の原案が大体まとまったのは1914年11月頃と言われる。ドイツに宣戦布告して、山東半島に出先した日軍は11月7日に青島を陥落させ、10日に接收した。11日に加藤外相は臨時閣議で対華要求についての訓令案の了解終え、その後、元老山県有朋、井上馨、松方正義および天皇への内奏を経て、12月3日に日置に手交されていると推測される²³。加藤外相のもとでこの対華要求案件をとりまとめたのは、加藤の信任厚く、陸軍に親交の多い外務省政務局長小池張造であった²⁴。要求が外交常識を逸脱した広範なものになった原因として、日本の二重外交を強調する論者は主に元老、軍部の圧力に加藤が屈した結果であるとするが、辛亥革命後の外交当局は、すでにその対中国政策のなかで二十一か条要求につながる広範な利権獲得の計画を出していたのである²⁵。

1914年4月の外相牧野伸顕から加藤外相への引き継ぎ文書²⁶で、牧野外相は、満蒙や福建および江西、浙江省に対して、政治的意義に基づく我が利権を扶植すべき地域であるとして、別に鉄、石炭等の我が国に不足する鉱産資源については、いずれの地方たるかを問わず、それを獲得するための準備をしておくことが急務であるとした。陸軍の要求は、北京公使館付陸軍少将町田経宇の意見書²⁷、陸相岡市之助の提出した「支那交渉事項覚書」²⁸「寺内文書」²⁹などから推

²³日置への訓令は、『日本外交年表並主要文書』上、1965年、381-384頁。

²⁴栗原健「第一次・第二次満蒙独立運動と小池外務省政務局長の辞職」(『国際政治』6<日本外交史研究大正時代>1958、同編『対満蒙政策史の一面一日露戦後より大正期にいたる』<明治百年史叢書10>再録、原書房、1966年、243頁。)

²⁵「支那に関する外交政策の綱領」『日本外交年表並主要文書』上、1965年、369頁。

²⁶「資料・牧野外務大臣より加藤外務大臣への引継文書」(『国際政治』6<日本外交史研究大正時代>1958)。

²⁷町田経宇「欧州大戦ニ当リ我ガ中国ニ於テ獲得スベキ事項ニ関スル意見」、<1914年9月21日>『日本外交文書』大正3年第2冊、文書番号600。

²⁸山本四郎「参戦・二十一か条要求と陸軍」、『史林』、史学研究会会誌、1974年、56頁。

²⁹山本四郎「参戦・二十一か条要求と陸軍」、『史林』、前掲、57頁。

測できる。これらに共通しているのは、満蒙の特殊権益の定着化、日中兵器同盟、政治、経済、軍事における日本の指導であり、二十一か条要求の核心部分を構成しているとはいえる。加藤外相の意図は、これらの軍部の要求を積極的に取り込むことによる、外務省の主導のもとで外交を統一しようとしたところにあったといえる。そのため交渉はきわめて強圧的にならざるをえなかった。それは、加藤外相が日置公使への訓令のなかで、要求事項の貫徹をもとめていた。第5号の希望事項も緊急の案件と位置づけていたこと³⁰からもうかがえる。

交渉にあたって日本は、秘密保持と一括交渉を中国側にもとめていた。それは、列強の干渉を避け、交渉を迅速に終えて、既成事実をつくろうとしたからにほかにならない。袁世凱といえども、この広範な要求をのむことはできなかった。袁世凱は英米の干渉を期待し、はやくも1915年1月下旬には要求内容をアメリカ駐華公使ラインシュに洩らし、その前後には日本の無謀な要求を指摘する新聞報道³¹が流れ、中国内外の世論を沸騰させるにいたった。

袁世凱政府は日本が5号を列強に秘匿したことを知り、列強の干渉を誘うべくこれを誇張して宣伝した³²。2月11日にAP通信が要求の全貌を配信したのをかわきりに、19日には、シカゴヘラルド紙が中国政府をニュースソースとする21か条の全文をスクープした³³。秘匿条項が露顕したことによって日本も第5号の存在を認めざるをえなくなり、20日には全文を各国へ通告したのである。

しかし、袁世凱の期待にもかかわらず、列強とりわけ英、仏、露はヨーロッパ戦線が重大な局面を迎えていたことから、積極的に対応できないでいた。アメリカだけは日本に強く抗議を行なったが、それも第5号の日本人顧問採用、警察の日中合同、武器の供与等の条項以外の要求は認めるという、きわめて妥協的、宥和的なものであった³⁴。

一方、中国国内の抗議運動は、日貨排斥、救国儲金の形態をとって全国的に高揚し、2月から7月にかけての日本製品の対中国輸出は、前年同月に比較して

³⁰ 「対中国諸問題解決ノ為ノ交渉一件」、『日本外交文書』、大正3年第2冊所収。

³¹ 「亜細亜日報記事報告」〈1月27日電報〉『日本外交文書』大正3年第2冊、文書番号155。

³² 吉野作造『日支交渉論』前掲、6頁。

³³ 堀川武夫『極東国際政治史序説-21 箇条要求の研究』、有斐閣、1958年、167頁。

³⁴ 石田栄雄、「対華二十一箇条問題と列国の態度」一一(特に米国)、『国際法外交雑誌』58-4、1959年、241頁)。

30%以上減少したのである³⁵。

内外の疑惑と抗議のなかで日本の態度はあくまでも強圧的であった。参謀本部は、2月上旬にすでに出兵のための計画案を策定、3月8日には閣議で武力示威を決定し、満州や青島、天津への軍隊の増派を条約規程一杯まで行なった³⁶。これが二十一か条要求に対し徹底抵抗する中国側への武力的威圧となり、5月7日の最後通牒の通告と9日の受諾となった。

結局、なぜ二十一か条提出しなければならないのか、という問題から分析していきたい。二十一か条要求の提出について、豊田穰はそれを遠因と近因に分けて、このようにいう。

「その遠因は、1911年の辛亥革命によって、中国の主権がはたして新しい孫文の政府に移るのか、また、その後の内戦によって北京の袁世凱政府に実権があるのか、非常に流動的となり。このため、日清、日露の戦争によって日本が獲得した満州および中国本土の権益が曖昧となってきたので、これについて、北京に確認を迫る必要があったこと。および近因としては、青島を占領したが、はたしてドイツが持っていた膠州湾の九十九年租借を、日本も引き継いでいけるかどうか、これを確認するという必要が日本にあった」³⁷。

その理由としては、政治上の優勢なる地位を確保できなければ、経済上一時的有利な地位を占めても、ほかの競争者との競争で、その地位を保持することはできないとされている。仮に、「競争国が支那を占領する時運に遭遇」した場合に、「是は大局の破壊なり。東洋平和の攪乱なり。日本の対岸に欧州強国の現出を見るなり。はたして然らばわが大陸の発展の道は茲に杜絶せられ、朝鮮は絶えず脅迫せられ、我が本土と雖も亦常に対岸より圧迫を被るべし」³⁸という。それでは政治的関係を確立するにはどのような方策をとればよいか。これについては、同警告書は、「先づ南満東蒙を処分して此に強固なる立脚地を作るに若くはなし」と訴え、満蒙をコントロールすることに成功した場合に、「凡百の方

³⁵菊池貴晴『中国民族運動の基本構造対外ボイコット運動の研究』、〈増補版〉汲古書院、1974。第4章「一九一五年・一九一九年の対日ボイコット 168-169頁。

³⁶山本四郎「参戦・二十一か条要求と陸軍」『史林』、前掲、26-28頁。

³⁷豊田穰『明治大正の宰相 VOL16 大隈重信と第一次世界大戦』講談社、1984年、130頁。

³⁸豊田穰『明治大正の宰相 VOL16 大隈重信と第一次世界大戦』、前掲、54頁。

策自づから此れより発すべし。若し支那を保全せんと欲せば、此に拠つて侵略者を排撃すべく、若し支那本部攪乱に陥るときは此本拠より進み出で以て、局面を收拾すべく、万一形勢の変に因り不幸分割の場合に至るときは此形勢を守り優に列強と角逐するを得べし。南満内蒙の根拠にして動かざらんか経済的に失ふ所は政治的に得る所を以て優に之を償ひ得るの時あるや疑なし³⁹。かつ、「満蒙問題の解決は実に今日に於ける最大急務なり」⁴⁰。と緊要性を唱えた。

つまり、政治的に満蒙をコントロールし、中国を「保全」することは日本の大陸発展を保障し、列強と競争する根拠地を確保するための急務である。

8月、陸軍の「要部」も対支連合会と提携をし、「今回の時局を機とし遂行せんとする対支政策」をまとめた模様である。その内容は次の通りとなっている。

- (イ) 支那ノ大陸ニ関スル外交ハ細大トナク予メ日本ニ相談セシムル事
- (ロ) 支那ノ軍事ハ日本ノ将校ヲ傭聘シテ軍隊教育ヲ施シ或ル特別ナル場合ニハ其将校ヲシテ軍隊ヲ指揮セシムル事
- (ハ) 日支軍隊ノ共同動作ヲ容易ナラシムル為メ共通ノ兵器ヲ製造セシムル事
- (ニ) 満蒙ニ対スル行政ハ自治制タラシムル事
- (ホ) 揚子江沿岸ニ於テ鉄道敷設権ヲ日本ニ与ヘシムル事
- (ヘ) 福建省ヲ事実上日本ノ勢力範囲トシ外国ヨリノ借款其他利権ノ供与ヲ許サシメサル事⁴¹。

このような政治関係を強化し、西洋列強と競争できる根拠地を確保するために、中国に新しい条約を押し付けなければならないと考えた黒龍会は二十一か条要求の素案とも見られるものを作成した。黒龍会⁴²の「対支問題解決意見」による日中国防協約案がそれである。

³⁹同上、55頁。

⁴⁰内田良平文書研究会編「内田良平関係文書」第4巻、芙蓉書房出版、1994年、51頁。

⁴¹『日本外交文書』大正3年、第三冊、552頁。

⁴²黒龍会について、中国語の『日本帝国主義侵華史略』は次のように述べる。「日本秘密軍国主義団体、成立于1901年、主要成員為在中国活動的日本浪人。它旨在超越黑龍江、侵占黑龍江兩岸的東北、蒙古等地。并標榜以日本為盟主的“大亜西亜主義”、支持日本政府侵略朝鮮和中国。1904年、日俄戦争期間會員达几十万人、在内田良平和头山滿的指使下、潜入中国内地制造恐怖活動。辛亥革命和第一次世界大戦期間、也進行侵略中国的种种陰謀活動。后来、与其他右翼团体合并為法西斯組織。」(劉惠吾著、華東師範大学出版社1984版、49頁)

1914年（大正3年）10月29日に、「極秘」の文書として作られた「対支問題解決意見」は欧州戦局と対支問題、対支問題と国防協約、対支問題と現内閣の外交の三部分から構成されており、最も重要なのは第二部分である。この中では、「今日ニ当タリ我政府ニシテ帝国ノ天職ニ鑑ミ、対支問題解決ノ英断ニ出デント欲セバ支那ヲシテ我ニ信頼セシムルヨリモ寧ロ支那ヲシテ我ニ信頼セザルヲ得ザラシムルノ政策ヲ執ルヲ要ス。而シテ支那ヲシテ我ニ信頼セザルヲ得ザラシムルノ道ハ他無シ我帝国ガ自ラ進ミテ支那ニ対スル政治的經濟的優越ノ実権ヲ占メ儼然之ヲ指導スルニ在ルノミ。苟モ我帝国ニシテ政治的經濟的優越ノ立脚地ヲ占メント欲セバ宜シク先ヅ今日ノ機会ヲ利用シ支那ト国防協約ヲ締結セザル可カラズ」として、中日両国の間にいわゆる国防協約を締結し中国を支配下におさめようとした。

次は国防協約試案にはどんな内容を盛り込んでいるか。試案は、10か条の条約案を提示した。具体的な条項は次の通りである。

第一、日本ハ支那ニ於いて内乱アリ又支那ガ外国ト戦ヲ宣スル場合ニハ日本軍ヲ以テ之ニ応援シ領土ノ防衛秩序ノ維持ニ任ズベキ事

第二、支那ハ日本ノ南満州及内蒙古ニ於ケル優越権ヲ認メ其統治権ヲ日本ニ委任シ国防上ノ基礎ヲ確立セシムベキ事

第三、日本ハ膠州湾占領ノ後従来獨国ノ占有スベク又青島ハ平和克復ノ後支那ニ還付シ之ヲ開放シテ世界ノ貿易市場ト為ス事

第四、支那ハ日支海防ノ必要ニ応ズル為メ福建省沿岸ノ要港ヲ日本ニ租借シ日本海軍ノ根拠地ト為スヲ諾シ同時ニ同省内ニ於ケル鉄道敷設権並ニ鉱山採掘権ヲ日本ニ与フベキ事

第五、支那ハ陸軍ノ改革並ニ軍隊ノ教練ヲ挙テ日本ニ委任スベキ事

第六、支那ハ兵器ノ統一ヲ保タンガ為ニ日本ノ兵器ヲ採用シ同時ニ兵器製造所ヲ或ル枢要ノ地ニ設置スベキ事

第七、支那ハ漸次海軍ノ復興ヲ図ランガ為ニ海軍ノ建設並ニ教練ヲ挙テ日本ニ委任スベキ事

第八、支那ハ財政ノ整理税制ノ改革ヲ日本ニ委任シ日本ハ適当ナル財政家ヲ

選抜シテ支那政府ノ最高顧問タラシムベキ事

第九、支那ハ日本ノ教育家ヲ招聘シテ教育顧問ニ任ジ又日本語学校ヲ各地ニ設置シテ人文ノ啓発ヲ図ルベキ事

第十、支那ハ外国ト契約ヲ締結シテ借款ヲ起シ又ハ土壤ヲ租借若クハ割譲スル場合又外国ト宣戦講和ノ場合ハ豫ジメ日本ト協議シ其同意ヲ得ル事⁴³。

つまり、上記 10 項目の内容は中国を日本の保護国にすること、南満州及び東部内蒙古の支配権を日本に委ねること、福建省沿岸の要港を日本に租借すること、中国の陸海軍の建設と訓練を日本に委任すること、財政及び教育等の面で日本人の顧問、教員を傭用すること、中国の外交事務を日本の同意事務にすることなど、完全に中国を植民地化しようとするものである。

この契約を中国に締結させるために、同意見は中国政府との関係、中国と密接なる利害関係を有する列強との関係をうまく処理することを先決条件としている。中国政府との関係については、袁世凱を相手とせず、中国革命党または宗社党及びその他の不平党に資金援助をして「到所ニ蜂起セシメ」、「袁政府ノ土崩瓦解スルニ及ビテ」、「我ハ四億民衆中ヨリ其最トモ信用アリ声望アルモノヲ援助シ擁護シテ之ヲシテ政府改造国家統一ノ業ヲ成就セシメ我軍隊ニ因テ安寧秩序ヲ回復シ国民ノ生命財産ヲ保護スルニ至ラバ人民悦服シ政府始メテ我ニ信頼スベク国防条約ノ締結容易ニ其目的ヲ貫徹シ得ベキナリ」⁴⁴とその実現方法を描いてみた。欧州戦局の日本に有利である現状を利用して「逡巡躊躇スルコトナク」、「一刻モ早く其方法手法ヲ講」ずるべきだと主張した。

さらに、中国の共和政体を変え立憲君主政体にしなければならないとも訴えた。「根本的ニ支那政府ノ改造ヲ図リ日支ノ提携ヲ策シ東方永遠ノ平和ヲ維持シ国家百年ノ大計ヲ立テント欲セバ今日ノ機ニ乗ジテ支那ノ共和政体ヲ変革シ之ヲシテ立憲君主政体ト為シ日本ノ立憲君主政治ト粗ボ其形式ヲ同一ナラシメザル可カラズ。而シテ夫レ実ニ支那政府改造ノ根本的第一義ナリ」⁴⁵。東亜先覚志士記伝』によれば、この意見書は政府に「根本方針を今一応具体的に説明して

⁴³内田良平文書研究会編「内田良平関係文書」第4巻、前掲、74-75頁。

⁴⁴内田良平文書研究会編「内田良平関係文書」第4巻、前掲、77頁。

⁴⁵同上、78頁。

当局の考慮を促す」ために作成され、それを「50部だけ印刷して、その内40余部を各大臣、元老其他主なる当路者へ提出した」⁴⁶という。実際に、翌年の1月に袁世凱政府に提出された二十一か条の内容が第三号の漢冶萍会社に対する要求を除き、この協約の内容ほとんど同じ。二十一か条の第一、二号は協約案の第一条から第三条の細分化であり、第四号は協約の第十条の翻案であり、第五号は協約案の第四条から第九条そのものと言えよう。これらの共通点から見ると、政府の二十一か条要求はこの試案から多大な栄養を吸い取ったと考えられることである。

第四節 新聞、政府及び元老達の見方

当時、二十一か条要求に関する日本の社会はどのような反応を示したのだろうか。

まず、主要な新聞紙はその要求に対する支持を表明した。『東京朝日新聞』（1915年1月21日）は「対華二十一か条要求、東亜の平和維持」として、『読売新聞』（1915年1月22日）も社説を發表し、「政府の措置は大体において時宜に適するものというべきであろう」と肯定した。二十一か条交渉に当たり、日本政府が最後通牒を出して中国政府の承認を迫る高圧的手段に対しても、日本のジャーナリズムから支持を受けていた。5月6日付の『中央新聞』、5月7日付の『東京日日新聞』、5月7日付の『万朝報』などは記事や、社説で、中国政府の態度を非難し、日本政府の主張の正当性を擁護していたということである。

知識人からも大きな支持と理解を受けた。辛亥革命に南京臨時国民政府、臨時大總統孫文の法律顧問を務めた寺尾亨は二十一か条要求が新聞にスクープされた直後に、このように述べた。「対支問題に就きては批評すべき点固より少なからずと雖も吾人は的確に其事実を知る能はず仮令之を知れりとするも今日公然之を批判すべき時期に非ず、国家の体面上飽くまでわが主張の存する処を明らかにし之を貫徹するに努むべきなり」⁴⁷。

このような背景のもとに、二十一か条要求をめぐる交渉が行われたわけであ

⁴⁶黒竜会編『東亜先覚志士記伝』（中巻）原書房、1966年、572頁。

⁴⁷王芸生『60年来中国と日本』生活、読書、新知三聯書店、2005年、第6巻、78頁。

るが、ヨーロッパ諸国が第一次世界大戦に忙殺され、東洋諸国で起こった事件に目を向く暇がなく、特にイギリスが日本の同盟国で、日本の行為に強く反対する立場にない情勢の中で、日本はそれまで日清戦争、日露戦争で戦勝し、かつドイツの租借地青島を陥落させた余威を利用して、政権の地位が不安定な袁世凱政府を相手に交渉が始まったのである。袁世凱政府は俎上の魚のように日本政府にさばかれ、反撃の力はまったくなかったのが歴史の事実である。その交渉過程は明らかにする。参考のために年表の形を以て交渉の概要を掲げる。

当時袁世凱政府の法律顧問を務めていた有賀長雄という人は大体二十一か条要求が中国に手渡したと同時に関わり始めた。王芸生の叙述によれば、日置益が大正4（1915）年1月18日に、袁世凱大総統に二十一か条要求を手渡した同日の夜、袁世凱は外交部総長、次長、総統府秘書長等の要員が参加した会議を招集し、交渉の対応策を策定するように指示した。それを受けて、曹汝霖外交部次長、参事顧維鈞、伍朝枢、章祖申は日本人顧問有賀長雄、アメリカ人顧問グッドノウと対策を協議し、二十一か条要求に対する分析及び対応策に関する意見書を作成して、袁総統に提出したという⁴⁸。これを見ると、有賀は二十一か条要求が中国に手渡された翌日にその内容をすべて知り渡り、中国政府の交渉対策の協議メンバーの一人となった。

二十一か条要求交渉の主要年表：

時 間	主 要 内 容
1914、11、10	日本閣議で対中交渉案決定
1915、1、8	加藤高明外相より日置益公使宛訓令を出し、交渉の開始を指示
1915、1、18	日置公使、袁世凱を訪問、二十一か条要求を手渡し。同日夜、袁世凱は対策会議を招集、有賀等参加
1915、1、20	日置より中国外交部宛に二十一か条要求を正式に提出
1915、1、27	英米の打診に対し日本は中国へ二十一か条要求の提出を否認
1915、2、2	第1回交渉会議開始、参加者中国側：陸徵祥外交総長、曹汝霖外交次長。日本側：日置益中国駐在公使、小幡西吉参事官

⁴⁸王芸生『60年来中国と日本』、前掲、173－174頁。

1915、2、4	日本より二十一か条の第一号から第四号を以てフランス、ロシアに通告
1915、2、8	日本より二十一か条の第一号から第四号を以てアメリカに通告
1915、2、11	北京駐在イギリス記者 W. H. Donalol より二十一か条の全文をスクープ
1915、2、12	中国側より第一次修正案を提出
1915、2、16	日本閣議、対中要求新案を可決
1915、2、25	第4回交渉会議開催、煙湘鉄道、山東省の商港開放、南満州、東内蒙古問題を協議
1915、3、6	第7回交渉会議開催、進展なし。日置より加藤宛打電、断然手段の行使を訴え
1915、3、8	曹汝霖日本公使館を訪問、安奉鉄道、日本人満州居住問題に重大な譲歩を通知、日置より数日以内に満足できる結果がない場合に、不測事態が生じるかも知れないと表明
1915、3、10	日本閣議中国へ出兵決定
1915、3、13	日本より山東省、満州、天津へ約三万人の増兵
1915、3、23	第13回交渉会議開催、第二号要求は大体解決
1915、4、10	第21回交渉会議開催、中国より第五号の協議を拒否
1915、4、17	第24回交渉会議開催、中国より東内蒙古と南満州とを同様に扱うことを拒否、交渉は行き詰まる
1915、4、20	日本閣議、対中交渉の譲歩条件を秘密裏に決定
1915、4、26	日本より修正案24か条提出
1915、5、1	中国外交部より24か条修正案へ回答提出
1915、5、4	日本閣議対中最後通牒を決定（午前）、元老会議対中最後通牒決定（午後）、閣議最後通牒から第五号要求の削除を決定（夜）
1915、5、5	日本より南満州戒厳令を公布
1915、5、6	御前会議対中最後通牒決定袁世凱会議招集、対日の再譲歩を決定、アメリカよりイギリス、フランス、ロシアに中日交渉への

	共同干渉を提言、同意を得ず
1915、5、7	午後3時、日置公使より外交部宛に最後通牒を提出、5月9日午後6時迄に回答を要求
1915、5、9	夜11時に中国外交部より日置公使宛に照会を提出、最後通牒を承認
1915、5、25	1箇条要求署名、照会互換
1915、6、2	袁世凱より条約及び公文を承認

（郭廷以『中華民國史事日誌』台湾中央研究院近代史研究所刊1979年、『日本外交文書（大正4年第3冊、上巻）』（1968年3月）より作成）

しかし、この時、有賀長雄の役割はまだ諮問を受けるにとどまったようである。有賀が中国政府の依頼を受け、二十一か条要求の交渉のために活動し始めたのは何時だったのであろうか。これについて日本駐在公使陸宗輿より外交部宛の報告からその経緯をうかがわせる。陸の電報は次のように書いている。

「4日付の電報は届いた。昨日有賀は連絡を受けた後、直ちに井上馨、松方正義、山縣有朋を訪問した。今日は伯平（金邦平の字）に有賀を訪問するように依頼した。話によれば、今度の条件および交渉状況についてその大略を知ったのは山縣のみで、松方は有賀の報告を受けてから、中日関係は大總統のみを頼りにしなければならず、第五号の一、三、四条が總統の体面、地位を損ねるなら、日本にとっても利益にならず、山縣と協力して武力を行使し感情を傷つけ、危機を引き起こさないよう政府に勧告したいと述べたという。山縣は旅順、大連、南満州の延期については目的を達するために出兵を辞さない、しかし、満蒙の居住、貿易については極めて重要だが、中国の主権及び諸国の利益均霑を妨げないように条件を修正することが可能である。その他の条件については決して武力を以て迫めないだろう。今度の守備隊の移動も交渉と関係がないとしている。各元老は政府の措置に不満の様子である」⁴⁹。

この電報は3月5日付発送されたもので、前記の交渉年表と照合すれば、第

⁴⁹信夫淳平「有賀長雄博士の十三回忌に際し」『外交時報』第66巻、第685号、昭和8年6月15日、21頁。

三回目の交渉の直後だと推測できる。

交渉について、中国側の担当者の一人である外交部次長の曹汝霖は、次のように述べている。

「そこで翌春の二十一か条要求問題となるや、三千年の歴史と四億の民衆を有する支那に向つて高圧的手段を以て臨むは断じて永遠の良策に非ずとの見を固持する先生には、当時帰朝し、而して右に述べた井上との縁故で、一日井上に謁して率直に自己の所見を述べた。井上は尤もなりと頷づき、先生にその意見を山県にも話して呉れと依嘱し、特に自分の代理として都筑男を先生に伴はしめ、山県を訪はしめた。山県は先生の説を十分に聴き了り、それを松方にも話して呉れと云つた。さう云はれたので、先生は更に松方邸に趨き、委曲を松方に説明に及んだ。松方は傾聴した。然る後、貴見を大山の耳にも入れ置いて呉れとのことであつた。……兎もあれ先生は、松方の囑命で大山内大臣に謁し、同様の所見を陳述した」⁵⁰。

ところが、有賀に日本の元老に交渉事情を説明するように頼んだのは誰であろうか。曹汝霖は、有賀に依頼して二十一か条要求の交渉にかかわる経緯について、次のように述べている。

「交渉が行きつまり、打開策を考えなければならないと思つて大総統に対し秘密裏に政府顧問の有賀長雄博士を日本に派遣し、元老たちへ働きかけてもらったらいかがかと進言した。大統領は効果が期待できるかと訊ねたところ、私は、有賀博士は日本において学者として高い地位を有するのみでなく、明治初年に元老院が開設されたときに元老の幹事を務め、陸奥宗光と同僚であり、元老と深い関係を持っている。かつ、日本政府は元老に対し尊重している。元老はみな穏やかで見識を有するもので、第五号の条件は両国に不都合であるのみでなく、中国人民に日本を恨む気持ちを植え付けやすいと説明していただきたいと回答した。私はかつて有賀に今度の交渉ぶりを語ったことがあり、彼も然りと思つた。大統領が有賀を接見し、丁寧で懇切に依頼をなさるならば、彼は必ずや引き受けてくれるだろうと上申した。そこで、大統領は特別に有賀を大

⁵⁰曹汝霖『一生の回憶』、春秋雑誌社、1996年、125 - 126頁。

総統府に招き、日本により出された覚書に対して外交部の総長、次長が日本の願いに叶えるべく最大の努力をしてきたが、今、日置公使からまた日本希望の第五号の交渉を要望されているので、非常に困っている。どうか働きかけてもらえないかと願った。有賀は予想したとおり、帰国して元老に報告し、その利害を訴えると引き受けてくれた。その時、日本の元老中に松方正義は中国に一番関心を持っており、有賀から中国政府が日本の覚書の各条項の締結について努力しているにもかかわらず、日置公使からは第五号の条件の交渉を要望されており、人を迫るにも酷過ぎで、中国政府が交渉に乗りたくないことも無理がないと説明してあげた。松方侯は第五号について知らなかった模様で、有賀から第五項の内容を聞いたところ、おかしいと思ったようだ。松方は直ちに加藤外務大臣を呼びつけて、覚書にある第五号について報告しなかったのはなぜかと詰問したという。それに対し、加藤はそれが希望条件であると答えた。松方は、希望条件であるなら、相手側が交渉したくなければ強制するべきではないじゃないかといひ、さらに、交渉が決裂した場合にどのように対応するかと質した。加藤は武力の行使を惜しまない。三か月も経たないうちに中国は完全に屈伏するだろうと答えたという。松方は笑いながら、中国を見下げるな、武力を行使するならば三か月のところか三年かかっても成功しないだろう。速やかに善処してほしいといった（日本語の善処は厳しい意味が含まれる）。加藤は有賀からの進言を知り、有賀に対する監視を命じ、働きかけないようにした。幸いに有賀はすでに報告済みであった⁵¹。

松方が二十一か条要求の中で第五号の存在を知らなかったことについて疑問があるが、実に、二十一か条要求を中国側に押し付ける約3か月前の大正3年9月24日、大隈首相と元老山県、大山、井上、松方らと意見を交換したとき、「従来のすべての外交交渉文書は訳文を付して元老に示し、将来の外交重要問題に関しては事前に元老と協議する」⁵²との約束があった。そして、青島が陥落すると、加藤は政府に申し入れて、対中要求の原案を作り、元老の許可を得て、こ

⁵¹室山義正『松方正義』、ミネルバ書房、2005年、364頁。

⁵²豊田穰前掲書、131頁。

れを北京政府に手交したともいう⁵³。

したがって、元老たちは二十一か条の内容を知るはずと思い。ただ、この点については、日本駐在の中国大使陸宗輿が中国外務省宛に送信した電報も同様なことを説明しているからだ、その交渉の内容を中国に理解的な態度を示していた松方に隠した可能性もないとは言えない。最後に、偉い元老とは言え、外務大臣を家僕のように呼びつけ、いつもの重要な外交問題について外務大臣を叱ることは考えられない、曹氏がここでいっているのはおそらく、加藤が4月の下旬後述の「最後譲歩案」を説明するために松方を訪ね、その諒解を求めようとするときに松方が加藤に対して論じた次のようなものである。松方が言う。

外交政策はいずれの国でも国益を主とすることはいうまでもないが、その要諦は天地の公道に基づき、国際的信義を全うすることにある。中国政策が一時の権益確保を主とし、日本の信頼を失わせることは禍根を100年に残すものである。日中親善は東アジアの平和を維持する基礎であり、日本の自衛の道である。中国を恫喝して、日本に敵対させるとは何事か。信義を世界に失えば、いかなる奇策ありといえども成功はありえない。国際道は信義を基調として、相互の利益を均霑せしめるところにある。われ一人利して、彼一人損することは、彼の堪えざるところである。彼を誘い善導することこそ、日本の位置を永遠に強固にする道である。日本の対中国政策は、中国一国に対するのみにあらず、実に世界に対するものである。貴殿の外交、国際信義を軽視し、中国政策では第五号を隠蔽して同盟国に指摘され面目を失わせている⁵⁴。

6月9日に北京で日本通信の記者の取材を受けたときに袁世凱の依頼を受けたことを認めている。次はその問答の内容である。

問、帰朝ノ際袁総統トノ間ニ如何ナル相談アリシヤ

答、袁総統ニ面会セシ際袁総統ヨリ交渉案件ノ内支那ノ主権ヲ損害スル箇条及領土保全ニ反スル箇条ハ尤モ承認シ難キ点ニシテ若シ之ヲ承認スルトキハ折

⁵³『松方正義関係文書第5巻(侯爵松方正義卿実記)5』昭和58年12月、大東文化大学東洋研究所、236-237頁。

⁵⁴「1915年6月10日在中国日置公使ヨリ加藤外務大臣宛電報条約及公文全部発表セラレタル旨報告ノ件付記6月9日北京ニ於ケル有賀博士ト通信記者トノ会見録」、外務省編『日本外交文書』大正4年第3冊上巻、外務省発行、昭和43年3月、533-534頁。

角築キ上ゲタル余（袁総統ヲ指ス）ノ位置ニモ影響スルヲ以テ此意ヲ日本ニ帰
リタル後有力者へ伝へ呉レトノ依頼ヲ受ケタリ

問、元老間ニ遊説セシハ右袁総統ノ依頼ニヨルヤ

答、袁総統ノ伝言モアリ余自身ノ意見モ之ニ一致セシヲ以テ元老ニ説キタル
迄ナリ。

一方、有賀は元老たちに二十一か条要求について自分の意見もはっきりと説
明し、次のように述べている。

余ハ北京ヨリ帰朝後山縣井上其他ノ元老ニ対シ日支交渉ニ関スル意見ヲ述ベ
タルハ事実ナリ余ノ要求ハ最初ヨリ日支ノ間ニ干戈ヲ動カスコトハ東洋ノ平和
ヲ維持スル見地ニヨリ日本ノ為メ又支那ノ為メ不利益ト信ジタレバ之ヲ元老ニ
語レリ元老ノ中ニモ一号案二号案ノ如キ日本ニトリテ重大ナル問題ニ関シテハ
戦争亦避クベキニアラザレド五号案ニ因シテ戦争ヲ為スハ不可ナリトノ意見ア
リタリ余ノ意見モ亦一号案等ニ就テハ止ムヲ得ザルモ五号案ニテ戦争スルハ不
可ナリト云フニアリタリ⁵⁵。

ここでは、中国政府が有賀長雄を中日両国間の意思疎通の役者として頼んだ
理由は何か。彼は中国の法制顧問を担当していることも原因の一つだと思われ
るが、そんなことより、曹氏が前記の回想にも見られたように、有賀長雄が元
老院に勤めたことがある、元老たちと意思疎通の役割を持っていることに目を
付けたことが示されている。さらに、元老たちが有賀長雄を頼りに中日関係の
事情を把握するようになったのは大隈重信による紹介でもある。これについて、
信夫は次のように述べている。

「大正三年四月十六日の大隈内閣の成立には、同月八日の元老会議に於ける
井上老侯の発言が最も重きを成したことは、史上既定の事実である。同月十二
日、内山田の井上邸に復た元老会議があり、大隈も之に列席し、将来の政策に

⁵⁵信夫淳平前掲回顧談、20頁。

関して互に意見を交換した。その折、井上から支那に関する意見の質問も出た。大隈は之に答ふる中に、北京には有賀ありて袁との接触が保たれつつあることなどの話もあつたと聞いた。そんな関係で、その後、間もなく先生の一時帰朝した時、井上は人を通じて特に先生に会見を求め、先生は之に応じて内山田の邸に趨き、北京の政情から自己の対支意見等を具さに井上に語つたことがある」⁵⁶。

さらに、より重要なのは当時の日本には政府と元老との間に意見の相違が存在していることである。

井上馨の場合では、中国国内で諸外国に取られた利権の回収運動が盛んとなり、列強の中国における利権争奪も強くとなった、これらの行為は日本側が主導権を握っている漢治萍にも及びそうだという認識を踏まえて、中国での利権を確保するために、日英同盟にのみ依存することは得の政策ではないとして、日ロ同盟を締結し、日、英、露、仏四国協同体制を作り上げることを強く主張した。この主張は大正3年4月10日に行われた大隈と井上の第一会見の中で表明されている。

井上はドイツ、イギリス、フランス、ベルギー、ロシア諸国が中国で制権争奪をめぐり、強気な競争をしている現状を指摘したうえで、中国における日本の利権を保護し、「先帝陛下の御遺業」を守るために、次のように命令した。

「サウシテ外交ノ大方針ハ元ノ日英同盟ガアルカラ更ニ露国ト親密ニ提携ヲシテ其露仏ノ関係ヨリ結ンデ日英露仏ト云フ事デ支那ノ保全ヲ為スト云フコトヲ外交ノ基礎ト為シテ行カナケレバナラヌ。即チ外交ノ基礎ガ定ツテ始メテ国防ノ計画ニ移リ、始メテ国防計画ヲ財政ト対照シテ行カナケレバナラヌト云フコトヲ忠告シタ……」⁵⁷。

⁵⁶ 「大正3年4月10日井上邸に於いて大隈伯、井上侯第一会見談記」 憲政史料館『井上馨文書』[37] No : 67- [1] -6。

⁵⁷ 「国防方針改定意見書」『山縣有朋意見書』374-375頁。室山義正前掲、365頁。

そして、井上は「無論今日ノ御話ハ元老一致ノ意見」と念を押した。この意見に対し、大隈は「勿論賛成ダ」とその場で受け入れた。山県有朋も欧米の中国進出に対して、日本が強大な軍事力を整備し、日本のみならず中国全土の防衛を確保し、日本の防衛力の傘の下で、中国を指導して日中提携を実現し、日本の大陸権益を確保することを目指している⁵⁸。

松方正義はさらに、日本が軍事力のみで「一等国」の仲間入りを果たしたことに、大きな脆弱感を持っていた。彼は、大陸政策では門戸開放の原則の下で、欧米諸国と対等に競争できる経済力を建設すること、欧米諸国とは国際信義に基づいた誠実な外交を行うことを何よりも重視し、その原則の上で中国との信頼関係を築き、日中提携して中国経済発展と独立を達成することが重要であると考えていた。大戦で欧州諸国が手一杯になり中国のことを考慮する余裕がなく、中国も欧州と結んで日本を翻弄する手段が封じられているので、日中間の信頼関係を修復するチャンスが訪れていた。松方は世界大戦を機として従来の対中国政策を一新し、中国を支援し日中提携の実を上げて信頼関係を築き、欧米との協調関係を強化して、大戦終結後の「機会均等」主義の下での国際経済競争の大勢に応じるべきであると考えていた⁵⁹。

松方は井上の利権確保、山県の大陸権益確保とは意見が違いますが、井上の国際協調主張、山県の日中提携主張に共通項が見られたため、大正4年2月に以上の三人に大山巖を加え、大隈首相に意見書を提出した。つまり、平和回復後、欧米列強の中国をめぐる経済競争が熾烈になるだろうが、中国の領土を保全し、中国の日本に対する信頼を獲得することが重要である。日本は独力で中国を保全する力はなく、黄人に対する白人連合の氣勢を未然に予防するために、日英同盟の他に、日露同盟を締結することを考慮すべきであると勧告した⁶⁰。

また、第5号を隠して二十一か条要求を同盟国イギリス政府に内示したが、その後、袁世凱政府を通して事実を知ったイギリスをはじめ、西洋諸国は日本の中国進出に対し警戒感を強めた。また、対中交渉中にも、加藤高明は秘密主義に通し、中国への増兵をもって、中国を屈伏させようとする手段の使用等を

⁵⁸同上、365頁。

⁵⁹『松方正義関係文書』第11巻、前掲書、22-25頁。室山義正前掲、366頁。

⁶⁰「対支問題善後策」『読売新聞』1915年4月24日。

含めて、多くの交渉内容について元老はもちろん、閣議さえ避けて、現地の日置と密議をしながら強硬的、独断的に進んでいた。発動戦争の準備まで進める強気な手段で中国をセイハイしようとする加藤高明と元老たちとの間に生じた。

第五節 吉野作造の発言

大正デモクラシーの中心人物とみられる民主主義学者の吉野作造は日本政府が取った最後通牒という戦争を辞さない高圧的な手段に対し、「ことここにいたっては、最後通牒によって目的を果たすほかはない」⁶¹などと言って、政府を全面的に支持する態度をとった。

また、二十一か条要求に関する交渉が終わり、両国の間に条約、交換公文の形で結ばれたのちの6月に、吉野作造は発表した「最初の本格的な中国論」⁶²といわれている「日支交渉論」の中で、二十一か条要求の交渉を論じ、二十一か条の要求を評価し、その交渉を支持した。

ここで、吉野作造は二十一か条について、具体的にどのように見ていたのか、その当時の社会背景と結びつけて、明らかにしたい。

予一己の考えでは、今度の要求〔対華二十一か条要求〕は大体に於いて最小限度の要求であり、日本の生存のためには必要欠くべからざるものであったと認めるのであるから、第五項の削除は、甚だ之を遺憾とするのである⁶³。

満蒙権益の強化とドイツの山東権益の継承は当然のことである、中国全土に排他的政治経済権益を拡大することは日本の生存のために、「最小限度の要求」という見解である。つまり第五号をふくめ対華二十一か条要求を全面的に支持する。イギリスの抗議で第五号を削除したことに対し、吉野作造も批判する。

「尤も予一己の考えでは、仮に我国が第五項の要求条項を削らなかつたとし

⁶¹ 豊田穰『明治大正の宰相 VOL16 大隈重信と第一次世界大戦』、前掲、138 頁。

⁶² 尾崎譲『吉野作造と中国』中央公論新社 2008 年 5 月、146 頁。

⁶³ 吉野作造「日支交渉論」、『吉野作造著作集』8、岩波書店、1996 年、152 頁。

でも、英国は別段八釜しい異議は唱えなかつたらうと思う。英国は同盟国である以上本来之等の問題は予め打合わせが済んであるべき筈である。よしんば仮に英国と妥協がして無かつたとしても、日本の生存の必要といふことを以て英国に訴ふる所があれば、英国何ぞ飽くまでも異議を貫かんとすることがあらう。況や今度の欧州戦乱に就て、日本の英吉利の為に尽くす所頗る大なるものありしといふに於いてをや。(中略)従つて若し英国を懸念したといふ理由で第五項を讓歩したといふことなら、是は大なる手落ちであらうと思ふ」⁶⁴。

つまり、ヨーロッパが大戦になり、イギリスが東アジアでドイツを抑えるために日本の力を借りしないとイケないとなつたこの機会に、袁世凱政府との外交交渉を通し正式な条約を結ぶことになつた。中国全土に日本の勢力を拡大するという構想を吉野作造は思つていたのである。また、アメリカの「領土保全、門戸開放、機会均等」の対中政策に対しても、吉野作造は批判の声を明らかにした。

「各国は何れも自分の勢力範囲を除外例とするの論を明白に或は少なくとも暗黙に主持して動かず、所謂門戸開放、機会均等の原則を有名無実たらしめたのである。斯ういふ訳であるから、支那の領土保全、門戸開放、機会均等といふことは、条約或は協商の形で今日尚ほ存在して居るとは云へ、實際に於ては完全に守られて居らぬのみならず、亦将来に於ても何時、此処も除外例だ、彼処も除外例だといつて勝手に躁躍されるか分らない」⁶⁵。

つまり、列国が争つて中国で排他的勢力範囲を設けているその現状を見て、現在においても将来においても、「門戸開放、機会均等の原則は殆ど無力」なので、日本が対中政策を設定する際に、アメリカの唱導する「領土保全、門戸開放、機会均等」の原則をそれほど気にする必要はないと吉野作造は主張した。

以上の判断をふまえて、吉野作造は、対華二十一か条要求の内容を詳しく検討した。吉野作造の分析によると、中国および列強から激しい非難を被つた第

⁶⁴同上、153-154頁。

⁶⁵吉野作造「日支交渉論」、『吉野作造著作集』8、岩波書店、1996年、149頁。

五号は、第一「支那全体に亘る政治的利権」、第二「経済的利権」、すなわち兵器供給、第三「南部支那に関する要求」、すなわち中国南部での鉄道敷設権に分けられている

まず、日本人顧問の招聘に関して、吉野作造は、「一国が抜駈に自国人のみを顧問に入れる」ことは、義和団事件後北京外交団の内規として列国が互いに差し控えるようになっていたので、たとえ日本人顧問を招聘することになっても、必ず同時に他国人も入れなければならず、したがって結局この要求は、「日本が支那の中央政府に政治的に其の勢力を拡張すると云う点から見れば、名備わって実の甚だ乏しい」ものであり、「無きには勝る」ぐらいのものだとみている⁶⁶。中国中央政府に日本の影響力を拡大するという要求内容には賛成であるが、その要求実現の方法には問題があったというのである。

次に警察合同について、吉野作造は熱心に主張し、第五号が削除されても「将来支那日本両国政府がよく意思を疎通し、両方から熟談の形で以て、満州等の地方に於いて、警察を合同するの議を、再び現出せしめんことを希望するの念に堪えない」⁶⁷という。満蒙地方における警察権は必要だという見方である。

兵器供給につて、吉野作造によると、日本の兵器製造機関の経済的活用をさらに促し、日中両国の武器の製造力を豊富ならしめる。ヨーロッパでの戦争の教訓により吉野作造は、他国に頼らずに武器弾薬の生産を独力で生産できなければ十分に戦争を遂行できないことを痛感し、西洋からできるだけ独立して日本独自の武器供給力を高めることの必要性を認識したからである。また、中国にとっては、いずれにせよ他国から武器の供給を受けるならば、遠い西洋より近い日本から買うほうが便利であると吉野作造は主張する⁶⁸。

さて、中国南部での鉄道敷設権に関しては、揚子江流域におけるイギリスの利益と衝突することは吉野作造も認めているが、他方イギリスが広大で豊かな揚子江流域を独占的な勢力範囲にすることは適当ではないと批判して、それを満州と蒙古における日露の勢力圏と区別し、揚子江方面を英吉利が独占すると云うことは、到底許すことができない。(中略)此方面には我経済的發展の手を

⁶⁶同上、124頁。

⁶⁷吉野作造「日支交渉論」、『吉野作造著作集』8、前掲125頁。

⁶⁸同上、133-134。

一寸も伸ばさないと云う程までに、遠慮する必要はあるまい⁶⁹。

と述べ、日本が揚子江流域に進出するのは当然だと主張する。

二十一か条交渉において、第一号山東条項に関する日中間最大の対立は、膠州湾還付の解釈であった。1914年青島攻撃の前に日本によって発せられた対独最後通牒の第二において、ドイツ政府は膠州湾租借地全部を中国へ還付する目的を以て、本年九月十五日を期限に無償無条件で日本に送付することとあるが、日本政府の真意は、膠州湾租借地を即時無条件に中国に還付することではなく、最終的に中国に還付されるとしても、還付する条件はその占領に費やされる血と費用の多寡で定まるとするものであった。中国側は、膠州湾還付は対独最後通牒の文言もあり、当然のこととして考えた。それに対して、日本側は二十一か条交渉全体の受諾の引き換えとして、かつ若干の条件付で還付すると主張した。結局、最後通牒によって中国は日本の要求を承諾し、膠州湾租借地に関する交換公文において、膠州湾全部を商港として開放すること、指定の場所に日本専管居留地を設置することなどを条件として、膠州湾租借地を中国に還付することが約束されたのである⁷⁰。

以上のような日本政府の対応に対して、吉野作造は全面的に賛成の意思を表し、中国に対しさらに強硬な態度を示した。

「膠州湾は、仮令先に独逸に対する最後通牒に於いて、「支那に還付するの目的を以て」其引渡を迫ったとはいへ、今となりては「之を如何に処分すべきやは主として帝国の意思に属し、之を支那に還付すべき何等の義務なきこと」論を待たないのである」⁷¹。

さらに吉野作造は、列国が争って中国で排他的勢力範囲を設定する際に、中国に対して実際にとるべき日本の態度を述べ、鉄道の敷設権と鉱山の採掘権など中国全土で日本の利権を拡大することを何度も主張していた。

⁶⁹同上、109－110。

⁷⁰臼井勝美『日本と中国大正時代』、近代日本外交史叢書 7、原書房、1972年、108頁。

⁷¹『吉野作造著作集』8、前掲、16－17頁。

「出来る事なら、今日各国の競争から残されて居る部分を隈なくあさって、其の処に鉄道の敷設権なり、鉱山の採掘権なり、其の他日本の勢力或いは権利を設定増進する凡ゆる手段を尽くすのが必要である。即ち今日未だ外国の手に帰して居らぬ全部に行き亘って、支那から利権確立の同意を得るのである。けれども是は理想であって、今日は到底斯くの如き事を直ちに実行することは困難である。然らば吾々は何か適当な機会があつて、支那に対して勢力利権を進めるに都合の好い場合の起こるのを待つの外ない。一旦斯かる好機会の到来せん乎、吾々は直ちに様々周囲の事情を参酌し、最も敏捷に積極的の行動に出づべきである」⁷²。

前述のような吉野作造の対中政策の発言は、吉野作造の次のような中国認識を一つの背景としていた。「支那の政治的将来」(1914年10月)において、吉野作造は革命党と袁世凱の鬭争に対して、「袁世凱氏のああして居る間は、革命党の成功することは非常に困難であろう」⁷³という。理由は、吉野作造によれば、中国のような傭兵で戦争する国において、戦勝の第一条件は金だからである。中国政府には本来金がなく、すべて外国からの借款に依存している。したがって、外国人の信用を得て、外国から借款することのできるものが戦に勝つのである。「而して今日のところ最もよく外国人の間に此の種の信用を博して居る人」は袁世凱に他ならない。

この見解と関連して、吉野作造は近い将来において革命党に中国の未来を期待するのは無理だと判断していた。しかし、吉野作造によれば袁世凱のような古い官僚軍閥も決して中国の将来を託すに相応しい人物ではない。したがって革命党が袁に対抗しうる力を持たない以上、中国の「政治的将来」は必ずしも吉野作造の期待できるものではないである。

他方、吉野作造は、逆に将来、もし中国側が国民国家として統一すれば利権回収の運動に向かうのは必然であり、また中国が特定の国に対してのみ利権回収の動きに出るのでなければ、その場合において、日本は中国の要求を「歓迎

⁷²同上、151頁。

⁷³吉野作造「支那の政治的将来」、『新人』1914年11月、『吉野作造著作集』8、161頁。

援助」すべきであると指摘した⁷⁴。さらに、1916年から1918年にかけて、吉野作造は連続日本の対中政策をめぐって討論を展開した。

「我が対満蒙政策と鄭家屯事件の解決」(1917年3月)において吉野作造は「吾人は大体の希望を所謂満蒙論者と同じうするものである」⁷⁵と自認し、満蒙権益の強化を強く主張した。

「言葉を極端にしていへば、日本は支那全体を失っても、満州蒙古だけは確実に之を其の勢力範囲として保持せねばならぬ、満州蒙古に対しては、啻に経済的發展を以て満足するのみならず、政治的發展をなすの必要があるといふ論者である」⁷⁶。

中国全土を失っても、満蒙における日本の経済的政治的特殊権益を守ろうとする強硬な満蒙権益論である。そして鄭家屯事件の解決に関して、吉野作造はこの事件を機に二十一か条交渉で未達成の満蒙地方における警察の日中合同と、日本人軍事顧問の傭聘の要求を中国にのませ、さらに将来満蒙地方に派遣される中国人士官の養成のために、中国士官学校教官として日本国将校若干名を傭聘する要求を中国に受け入れさせることを主張した。

その後、1917年11月日米間では「石井ランシング協定」が結ばれ。

この協定では、日米が門戸開放、機会均等の主義を守ること、両国が相互に隣接する国と国との間には特殊な関係があることを認めること、特に国境接する地域においてそれらを認めることが主な内容であった。

この「石井ランシング協定」について、吉野作造は「日米共同宣言の解説及び批判」(1917年11月)という文章を発表し、石井ランシング協定の主な内容は、アメリカによる日本の満蒙特殊権益の承認⁷⁷と、中国における列国活動の一般原則として、領土保全、門戸開放並びに機会均等主義の尊重という二つである⁷⁸と

⁷⁴同上、161頁。

⁷⁵吉野作造「我が対満蒙政策と鄭家屯事件の解決」、『東方時論』、前掲、270頁。

⁷⁶吉野作造「我が対満蒙政策と鄭家屯事件の解決」、『東方時論』、前掲、266-267頁。

⁷⁷吉野作造「日米共同宣言の解説及び批判」、『中央公論』1917年11月、『吉野作造選集』5、251頁。

⁷⁸同上、257頁。

説明している。「特殊利益」の範囲と内容は協定で明言されていないが、吉野作造は次のように論ずる。

「先づ第一に広く日本の特殊利益を認めらるべき一般地域は、大体支那本部と見てよい。更に分かり易く云へば直接北京政府の命令の其儘行はるべき範囲と見てよからう。或はもっと分かり易く此等の地域を代表する意味に於いての北京政府といつてもよい。而して此等の範囲に対して日本の有する所謂特殊利益とは如何なる種類のものかといふに、之は恐らく極く軽い意味の政治的優先権に過ぎまいと思ふ。経済上の優先権は門戸開放、機会均等等の主義にも背く故、含まれては居るまい。恐らく支那に於ては米国は日本の同意無くしては支那に対し何等の政治的活動をなすまいといふ位のものであらうと思ふ」⁷⁹。

吉野作造によると、中国本土における日本の優先権は、決して経済的なものではなく、軽い意味の政治的優先権にすぎないと吉野作造は主張した。1915年11月、イギリス公使が袁世凱に戦争参加を勧めた時に、日本が極力反対した結果、英仏は今後日本の同意なくして、中国において何らのイニシアチブを取らない旨の交換公文を通告した。しかし、吉野作造はこのことを援用して、次のような結論を出している。

「此れだけの特殊地位を日本が領土相接近せるを理由として主張するは、決して無理にあらざると同時に、又此れ以上の積極的優勝権を主張するのは、容易に諸外国の同意を得べき所ではあるまい。一般に主張するを得べき所謂特殊地位は大方此位のものであらう」⁸⁰。

つまり、上記のような日本の「軽い意味の政治的優先権」は、対華二十一か条要求にみられるような排他的な、日本による全面的なコントロールではなく、ある程度中国の主権を尊重し、かつ列国協調を前提とした相対的な優先権を意味した。これは吉野作造の対中国政策論における軽視言えない変化だと考えら

⁷⁹同上、253頁。

⁸⁰吉野作造「日米共同宣言の解説及び批判」、『中央公論』、前掲書、253頁。

れる。たとえば、第一に、中国全土における日本の経済的優先権を否認するかぎり、兵器の購入を日本のみからするような独占的経済的要求は認められない。第二に、「軽い意味の政治的優先権」は列国の承認がその前提である以上、中国中央政府に積極的に政治勢力を拡張しようとする日本人顧問招聘の要求に対しては、その方法だけではなく、要求内容も問題になるからである。

他方、吉野作造における「領土相接壤せる地方」は、「主として満州蒙古を意味するもの」である。山東における日本の地位はパリ講和条約を「確定するを待って初めて極めらるべき問題」であるから、少なくともこの協定締結の段階では特殊利益の範囲には入らないと吉野作造はみていた。しかも吉野作造にとって満蒙特殊利益は商工業上の特権ではなく、満蒙の「商工業に関しては何処までも機会均等主義」でいくべきであり、日本の特殊利益は「大体政治的のもの」であった。

彼は、「日本其物の安静を擁護するといふ消極的目的の範囲内に於いて、支那の内政に干与する事を承認せらるるといふ特別の地位を意味するに外ならない」⁸¹、と述べ、朝鮮に隣接した満州における有事の際、その影響が朝鮮に波及する可能性が非常に高いので、その場合日本の安全を擁護するために満州の地方内政に関与する権利を有する。すなわち、満蒙における日本の政治的優先権を確保する必要があるという。

さらに吉野作造によれば、日米協力により中国全土の領土保全、門戸開放、機会均等の原則を保障するのは日本にとっても必要であった。

「今度の戦争で日本は支那と経済的に結ぶこと必要が最も痛切に感ぜられ、斯くて今や我々は支那を全体として着眼し、此全体の支那と結ばねばならぬといふ必要に覚醒せんとしつつあった。斯くして米国のかねての主張に賛同して一般原則の確立の為に尽くさんとするの新機運に向かひつつあったと云へる」⁸²。

吉野作造によると、そもそも日本が天恵に乏しい国なので、一国だけでは生

⁸¹吉野作造「日米共同宣言の解説及び批判」、『中央公論』、前掲書 257 頁。

⁸²同上、258 頁。

存できない。従来アメリカ、イギリスなど世界の各方面から資源を求めて過ごしてきたが、ヨーロッパ戦争が持久戦に入ると英米ともに原料禁出の政策を採用し、戦争において列強各国はあまねく経済上の自給自足政策の必要を痛感するようになった。ここで吉野作造が念頭においたのは、おそらくイギリスの揚子江流域の勢力範囲のことであろう。翌年執筆された「我国の東方経営に関する三大問題」（1918年1月）において、吉野作造は中国全土と経済的に結ぶために列強の排他的勢力範囲の打破が主要条件であると指摘した。

「我々の第一に努むべきは、支那の領土一般に亘り、諸外国の専属的勢力範囲の設定を打破することである。（中略）将来は、斯かる勢力範囲の設定に全然反対しなければならない。否将来のみならず、現在に於いても、専属的勢力範囲を主張し得るや否や怪しげなるものは、皆之を否認し去らなければならない」⁸³。

当時中国における列強間の勢力関係に即してみれば、吉野作造にとって揚子江流域のイギリスの勢力範囲が問題であったのである。

第六節 結語

以上のような吉野作造の二十一か条に関する発言について、どう評すべきか。

まず、政府が推進する二十一か条要求について、「だいたいにおいて最小限度の要求」とか、「日本の生存のためには必要欠くべからざるもの」と言い、好戦的な態度のみならず、「日本の生存」というような帝国主義を合理化する色彩も帯びるものである。

そして、日本政府が要求中国政府の政治・軍事・外交の顧問に日本人を採用し、満蒙地方における警察権を日中共同とする、あるいは揚子江地域に鉄道敷設権を要求することなどに対して、全面支持の態度は、内政干渉ともいえるし、植民地政策の鼓吹、対外権益要求という侵略合理論さえ感じさせるものであつ

⁸³吉野作造「我国の東方経営に関する三大問題」、『東方時論』1918年1月、『吉野作造選集』8、302頁。

た。

また、日本政府がその要求の一部を引っ込めたときには、「甚だこれを遺憾とする」といって、政府批判まで行なった。国内において、デモクラシーや民本主義を提唱する時も政府批判をあまりやっていない吉野作造は、対外政策になると、政府より過激な言論を発することに驚く。

では、このような吉野作造の言論を簡単に帝国主義者として片付けられるのか。

吉野作造の言論は帝国主義者的なものを帯びているという認識に同意する。それと同時に、なぜ吉野作造はそのような言論を発した原因を探ってみたい。

第一、彼の中国認識は、その時期に変化が見られることである。

「対支外交根本策の決定に関する日本政府の昏迷」(1916年3月)、「支那時局私見」(1916年6月)、「支那の革命運動に就いて」(1916年11月)など一連の文章に結実した。「対支外交根本策の決定に関する日本政府の昏迷」において、吉野作造は中国将来の中心勢力は現在権力を握った北洋軍閥ではなく、「旧来の弊習に反抗し」、「祖国を衰亡の禍より救はん」と欲し、南方で革命を起こした「青年支那党」であると見ている。最終的に革命の勝利を決定するのは武力ではなく、武力を支える思想であり、たとえ第三革命が失敗しても南方革命派の思想はすでに中国の民意を代表するものになっているので、結局中国は革命派の手に入る、と吉野作造は展望した⁸⁴。

1916年5月内藤湖南は、『外交時報』に「支那時局私見」を載せ、中国の南北中三派勢力を妥協させよう調停することが日本のとるべき策だと論じていた。それに対して吉野作造は、南方派が中国の代表的人物を集めているので、その勢力が強大なるものであり、南北中三派勢力の妥協に力を尽くすのは得策でない、「寧ろ周囲の事情が之を許すならば、支那の将来を双肩に負うて立つべき青年の一派をして何とかして其志を成さしめたい」と、南方派支持の態度を明らかにした⁸⁵。

また、「支那の革命運動に就いて」において吉野作造は「現代の支那」研究の

⁸⁴吉野作造「対支外交根本策の決定に関する日本政府の昏迷」、『中央公論』1916年3月、『吉野作造選集』8、168頁。

⁸⁵吉野作造「支那時局私見」、『外交時報』1916年6月、『吉野作造著作集』8、204頁。

必要性を説いた。彼によると、近代国民国家を生み出したフランス革命が「現代の世界」と「過去数千年の世界」を両分した分岐点であり、その波動が東洋にも及び、中国も当然その影響の外にあるものではなく、辛亥革命以来一連の革命運動はまさにその波動のなかの一環である⁸⁶。そして吉野作造は次のようにいう。

「革命思想には生命がある。(中略)而して此の生命の発展を明らかにすることは、即ち『現代の支那』を理解し、而して実に由って以て我等の対支政策を根本的に確立するを得る所以であると信ずるものである」⁸⁷。

「段祺瑞の如きは彼は手腕と識見に於て、或は支那の中に最も傑出した人物であるかも知れない。併しながら彼は国民の多数、少なくとも有識階級の多数と手を携へて国政を断ずるの素養と資格とを欠いて居る。此の点を誤解したが故に、寺内内閣は日本に於ける政権の運用に失敗すると共に、又対支政策の運用にも大なる失敗を醸したのである」⁸⁸。

つまり、中国の民意にそむく北方の段祺瑞政権を援助するのは、寺内内閣の失政であり、長い目でみれば日中関係の将来に禍根を残す大失敗であるということである。

第二、吉野作造のデモクラシーや民本主義主張は、対外拡張、特に対中国要求合理論の要素がそもそも潜在していると考ええる。

そして、日露戦争の勝利を経て、日本人のナショナリズムが一つのピークを迎えた。日本国内には、国民の支持より勝利を得たことは、イコール国民による権利拡張の主張につながる。

つまり、日本のナショナルリズムは、二つの対外戦争で勝ち取ったようなものであった。

⁸⁶吉野作造「支那の革命運動に就いて」、『東方時論』1916年11月、『吉野作造選集』8、257頁。

⁸⁷吉野作造「日米共同宣言の解説及び批判」、『中央公論』前掲、258頁。

⁸⁸吉野作造「日支関係大小数則」、『東方時論』1918年10月、『吉野作造選集』8、347-348頁。

それで、日本の国民性の高揚は、対内的には立憲論と国権論の興起、民権の伸長、対外的には「日本の生存空間」、「日本の権益」のような東洋式帝国主義と一見ダブルスタンス的な概念であるが、弁証法的に言えば、対立統一的な組み合わせであり、むしろそれらの組み合わせこそ日本帝国の興盛をもたらす。吉野作造のデモクラシーや民本主義は、そうした日本帝国民の意識を反映したものであった。吉野作造の言っていた「民主」（デモクラシー）、「民本主義」の「民」は、あくまでも「日本帝国民」であり、中国「民」ではない。中国の権益を自分のものにするのは、むしろ「日本帝国民」のため、という言論を発するのは、当然のことである。

今度の要求「対華二十一か条要求」は大体に於いて最小限度の要求であり、日本の生存のためには必要欠くものであったと認めるのである。

なるほど、「対華二十一か条要求」は、ほかでもなく、「日本の生存のため」だ、と吉野作造のナショナルリズム面目は高揚する。

前掲した吉野作造の言葉「我々の第一に努むべきは、支那の領土一般に亘り、諸外国の専属的勢力範囲の設定を打破することである」⁸⁹の間接主語―誰のため―とは、日本だ。

第三、吉野作造が「日本は支那全体を失っても、満州蒙古だけは確実に之を其の勢力範囲として保持せねばならぬ」⁹⁰、と強固的、あるいは「満蒙地方の警察権を日中両国で共有する」という具体的な満蒙支配策を提言したのは、おそらく一謀士としての建議であり、その自負があったからだ。

前章に述べられたように、彼は三年間中国の「直隸省」で活動したことがあり、この「直隸省」こそは、日本権益の中心である山東省、そしてこれから虎視眈々している満州、蒙古地方と緊密に接している。その重要性を熟知している故、再三、「日本と領土相接近せる」、「特殊地位」⁹¹を強調する。

また、満蒙の権益問題に関して、吉野作造は強硬な「満蒙」権益擁護論であった。その強硬態度は、後の鄭家屯事件において、「吾人は大体の希望を所謂満

⁸⁹吉野作造「我国の東方経営に関する三大問題」、『東方時論』、『吉野作造選集』前掲、302頁。

⁹⁰同上、226－227頁。

⁹¹吉野作造「日米共同宣言の解説及び批判」、『中央公論』、『吉野作造選集』前掲、253頁。

蒙論者と同じうするものである」というように、我こそ真の満蒙権益論者と自認し、中国全土を失っても、「満蒙」における日本の経済的、政治的特殊権益を守りぬく⁹²、というところまで発展した。それについての議論は後節論じる。

第二章 鄭家屯事件についての発言

対華二十一か条交渉が終わった次の年に「鄭家屯事件」が勃発した。この「鄭家屯事件」に対して、吉野作造は黙っていられなかった。吉野作造は「鄭家屯事件を論じて我が対満蒙策に及ぶ」と「我が対満蒙政策と鄭家屯事件の解決」という二つの長文を出して、自分の「対満蒙策」態度を表明した。この二篇は、吉野作造の「対満蒙策」、対華二十一か条要求に対する態度および帝国主義立場を理解するのにかなり役立つものと思われる。しかし、調べてみると、意外にも「鄭家屯事件」に関する吉野作造の意見を考察する専門論考はほとんどなかった。なぜか。

以下、鄭家屯事件のいきさつを回顧し、日本政府、日本新聞界の対応を述べ、吉野作造が事件に臨む立場と態度に注目したい。

第一節 鄭家屯事件とは

日本側の歴史書では、一般的に「鄭家屯事件」について、次のように記録している。

中国東北で起きた日中両軍の紛争。1916年（大正5）8月、奉天省鄭家屯（現吉林省双遼）で、日本人商人と中国人とのいさかきに端を発して双方の部隊が衝突、日本側7名、中国側4名の死者を出した。おりから日本側の一部は、蒙古のパプチャップらを利用して第二次満蒙独立運動を企てており、日本軍はこの事件を口実に中国側の奉天軍第28師団を撤退させて鄭家屯を占領した。大隈重信内閣もこれをとらえ、中国軍や中国士官学校への日本人顧問の招聘、日本

⁹²吉野作造「我が対満蒙政策と鄭家屯事件の解決」、『東方時論』1917年3月、『吉野作造選集』8、267-268頁。

人警官の配置など、東北権益強化のため包括的な要求を出した。しかし翌年1月の交換公文で、要求のうち第28師団長の罷免、責任者の処罰、奉天督軍の陳謝などをのませて外交上の決着をみた⁹³。

ところで、中国側の解釈は、事件の始末についてはほぼ同じだが、いくつかの相違点があった。

まず、中国側の奉天軍第28師団が鄭家屯に進駐した目的は、「巴布扎布」という名の親日の蒙古人反乱軍のいわゆる「第二次満蒙独立運動」を掃討するためであった。

第二、日本軍は敢えて些細な事件で兵を出動させたのは、蒙古人反乱軍の戦況不利を助けるためであった⁹⁴。

日本軍とこの「第二次満蒙独立運動」との関係は、明らかにされていないが、吉野作造の「鄭家屯事件を論じて我が対満蒙策に及ぶ」では、その「巴布扎布」について、詳しく論述している。これについて後述する。

当時の日本政府は、中国との紛争があるたびに、強い態度で臨んだ。この事件にも例外なく、第二次大隈政権は、「鄭家屯事件解決案」をまとめ、林権助駐中国公使が中国側に提示した。その案は概ね二つの部分に分けられる。第一部分は、当事者の処分、第二部分は、南満州・東部内蒙古での日本警察官の駐在・同地方中国部隊への日本軍事顧問の傭聘などである。

第一部分は、中国政府は事態拡大を防ぐため、すんなり受け入れる意向があったが、第二部分はこの事件と関係なく、むしろ前年度二十一か条の第五号にあたるもので、強く反対した。中国の世論も日本の無理な要求に反発していた。

一方、赴任したばかりの林権助公使は、この鄭家屯は、満鉄の四平街から西に約88キロ行った遼河に面した町であるので、さすがにこの条約上の権利のない地点にまで日本軍が行動したことに對して、些か躊躇いがみえ、「我兵員ヲ駐屯セシメ得ル権利アルヤ否ヤ甚タ疑ハシキ地方」⁹⁵と述べるほどであった。

また、同年10月、予算案等に関して大隈政府と貴族院との対立が激化し、元

⁹³岡部牧夫『日本大百科全書(ニッポニカ)』小学館、1984年の解説。

⁹⁴「“鄭家屯事件”始末」、2014年9月23日『四平日報』による。

⁹⁵『日本外交文書』大正五年第二冊、文書番号663、604頁。

老は大隈の続投を好まず、大隈内閣は総辞職することになり、寺内正毅新政府が誕生した。

寺内政府は日本国内外の情勢を考え、早期解決の方針を取った。結局は中国政府のいくつかの処罰、謝罪的譲歩で決着した。

第二節 日本新聞界の動向

ところで、日本の新聞界は鄭家屯事件で燃えていた。各新聞は連載的な社説や記事を組んで、長い交渉過程を克明に報道した。『大阪朝日新聞』1916年8月17(大正5)の社説「国家及軍隊の威信を立てよ」([鄭家屯事件に関する日支交渉顛末 其二])は、その端的な表現である。

故に吾人はこの点を以て、外務当局をも警醒せんとするものなり。其の処分の如き多々あり。(一)支那当局の謝罪、(二)暴行軍兵及統率者の処罰、(三)我死傷軍民の弔慰等あれど、是れ平凡なる常套文句のみ。殊に我死傷者に対し金銭を以て賠償し得るものと心得るに於ては、思わざるも又甚だしきものなり。今回の処分に対しては無論以上の常套手段も取るべけれど、今少し根本的に決行し、例えば満蒙に於ける(一)支那軍隊の解散、(二)警察権の獲得、(三)暴行兵及統率者の死刑、(四)張督軍免黜、(五)支那高官の任免は我当局の同意を得る事、(六)四鄭鉄道落成後の管理権、(七)鉄道の自由敷設権、(八)我守備隊の費用負担、(九)土地所有権、其の他種々あり。

「謝罪」、「処罰」、「弔慰」のような要求は当たり前で、「満蒙に於ける(一)支那軍隊の解散」から「(九)土地所有権」など「根本的」な解決を強い要求しなければ、承知しないぞ、と政府に申し入れた。

この9項目の一部分は、二十一か条の第五号にあたるもので、二十一か条交渉の最終段階で日本側に撤回されたが、その後、事があるたびに持ち出されたものとみられる。「一」「四」「五」は更に強硬で、完全に内政干渉にあたるものであった。さすがに日本政府からも相手にされなかった。

1月27日日中両国政府が鄭家屯事件解決の協議を終えると、新聞界の反応は一様に日本外交の「失敗」と断罪する。

大阪『朝日新聞』（1917、1、28(大正6)）の〔鄭家屯事件に関する日支交渉顛末 其二十一〕社説はタイトルを「鄭家屯事件交渉の失敗(社説)」とし、次のように言う。

我北京電報の報ずる所、而して曰く「是れ寺内内閣の対支政策が支那当局に迎合し居る結果なり」と。知るべし、寺内内閣は迎合を以て親善と心得、歴代内閣の取り来りて失敗せし其の跡を、今更繰返さんとしつつあるを。

と、寺内内閣は中国政府に「迎合」した結果だと喧嘩する。

『大阪毎日新聞』1917年1月28日(大正6)「鄭家屯事件交渉顛末、半歳の厳談、得る所慰藉金五百弗のみ」の社説で、その題目も「寺内内閣対支外交の失敗」(社説)で、次のように政府の弱腰を批判した。

鄭家屯事件に関する日支交渉の顛末なるもの発表せらる。吾輩之を通読して唯唾然たるの外なからんとす。

鄭家屯事件に関する日支交渉は、前内閣より現内閣に亘り、支那外交当局も、総長代理陳錦濤、次長夏詒霆、総長王廷芳と順次交代し、半歳の永きを経て決せず、我の気根負と卑屈なる退讓とによる打切によって此に纔に一段落となりたるもの。

民族主義的世論を背景に、日本の新聞界が政府以上に強硬であることが明らかであった。

第三節「鄭家屯事件を論じて我が対滿蒙策に及ぶ」について

この鄭家屯事件に対して、吉野作造は黙っていられなかった。彼は鄭家屯事件に対する考えを、「鄭家屯事件を論じて我が対滿蒙策に及ぶ」と「我が対滿蒙政策と鄭家屯事件の解決」の二篇の文章にまとめている。いずれも長い文章なので、まず、「鄭家屯事件を論じて我が対滿蒙策に及ぶ」について述べる。

1、巴布札布についての論述

「巴布札布」については、「鄭家屯事件を論じて我が対滿蒙策に及ぶ」では次のように詳しく解釈した。

今之を今度の鄭家屯事件發生の因縁となつた蒙匪乃至宗社党の運動に就いて論ぜんか、之に關聯して取つた所の日本の行動なるものは又決して穩当であつたといふことが出来ない。鄭家屯に於て支那の軍隊があれ程の損害を我に加へたのは、畢竟彼等が日本人若くは日本の官憲と蒙匪との關係を疑つたことに起因すると聞いて居る。當時蒙匪は吳俊陸の鋒先を挫いて着々鄭家屯に逼り、僅に百支那里の近くまで迫つて居つた。而して鄭家屯には多数の日本商人が入り込み、而かも之と蒙匪との交通の連絡は頗る頻繁であつた。して見れば、支那の軍隊が神経を悩まし、又多少の誤解を懐くに至つたのは、己むを得ないと云はねばならぬ。一体此の蒙匪の運動といふものは、実は一種の清朝快復の運動であつて、広い意味に於ては宗社党の運動と概稱して宜しい。此の運動の張本人たる巴布札布（パプチャツプ）は現に其の宣言書に於ても「大清扶国軍征南總司令兵馬大元帥巴布札布勤布王」と署名して居る。而して更に其の蔭に於て彼を操つるものは、清朝覆滅以来旅順に嘯いて居る肅親王であることはまた公知の事実である。巴布札布は其の二子を以て肅親王に附し、而して肅親王の七子憲章王を戴き、且つ多額の運動費の供給をも仰いで此の運動を起したのである。彼は三千の精兵を率ゐて、六月下旬に運動を開始し、七月初旬頃より遠く海拉爾を發して挑南に入り、漸次南下東進して、曩には吳俊陸を破り、今や將

に鄭家屯を屠りて満州の中原を席捲せんとして居る。而して蒙匪の此の如く満州の中原に迫るや、かねて肅親王を中心として企てられた満州内部の宗社党の運動も、亦猛然として起つた。清朝の遺臣升允・鉄良の輩も、亦此の間にあつて大に活動して居つたことは疑ひない。それに又馬賊なども其の煽動に乗つて之に加はり、所謂蒙匪と宗社党と馬賊との運動が、相応じて奮ひ起つたのである。斯かる彼等の計画又は其の意気込から観て又当初の実際の勢ひから観て、之れは決して尋常一様の匪賊と同一視すべきものではない。而かも此の運動の背後にはまた、多数の日本人の参加して居るの事実も亦当時彼等の一点の疑ひを挿まざる所であつた。それだけ支那側では、此の運動を重大視して同時に又日本に対して大に疑ひの目を注いだのである。支那の斯の態度には決して無理はないと思ふ。

吉野作造の解説は分かりやすいが、不明なところは多かつた。歴史を調べると、巴布札布（パプチャツプ、あるいはパポージャヴ）は次のような人物である。

パポージャヴは1875年生まれの内モンゴル・ジョソト盟トゥメド左翼旗（モンゴルジン旗、今の中国遼寧省阜新市）の人である。同族の人口はトゥメド右翼旗とともに外藩モンゴルの中でもっとも多く、柳条辺を挟んで、遼寧省の黒山県と接している。10歳頃に彰武県に移住して、その後、早くも日本側に知られ、日露戦争の時に日本の満州義軍に参加して、日本に協力した。戦後、日本側の斡旋で、彰武県の巡警局長に任命された。1911年末にポグド・ハーン政権が樹立され、内モンゴルを含むモンゴル各地に合流を呼びかけた。彰武県で巡事局長を務めていたパポージャヴは、これに加わるために、1912年8月ごろに部下と家族を連れて彰武県から逃げ出し、フレーに赴いて、政権から鎮国公に封じられたとされている。

1912年11月の露蒙協約締結により、ロシアの援助を得たポグド・ハーン政権は内モンゴル統合の具体的計画を実行に移し、1913年の1月から、内モンゴルの五つの方面に軍隊を派遣した。パポージャヴは東南方面の指揮官に任命され、

民国軍と戦った功績により、東南辺境モンゴル人鎮撫官兵総管大臣ショドルゴ・パートル世襲鎮国公に封じられた。

しかし、1913年10月の中露宣言により撤退を求めるロシア側の圧力と武器の窮乏から、政権は軍隊を引き揚げざるを得なくなり、モンゴル問題はキャフタでの三国会談で解決されることになった。しかし、パボージャヴは自軍を引き揚げることなくハルハと内モンゴルの境界地方に留まり、キャフタ三国会談のなりゆきを見守っていた。会議の結果内外モンゴルの統合が否定されると、パボージャヴは日本から協力を得るために、日本へ部下を派遣した。これに直接協力したのが日本の大陸浪人川島、浪速である。その目的はパボージャヴの擁する二千名以上の兵士を利用して、満蒙独立計画を実行することであったが、1916年6月に袁世凱が急死し、その計画は宙に浮いた。しかし、その時パボージャヴ軍は既に居在地ハルハより奉天に向かって進行中だった。郭家店に到着した時に日本側に撤退を命じられ、撤退途中林西県で民国軍に攻撃され、戦闘中に撃たれて戦死した⁹⁶。

なお、パプチャツプの次男は、かの川島、浪速の養女で「男装の麗人」と言われる川島芳子と結婚したことがあるが、わずか三年で離婚したという。

吉野作造の解説は、パプチャツプと日本との関係について、曖昧な部分が多かった。川島、浪速および背景にある参謀本部と関東軍の動きを知らなかったが、歴史の勉強不足の現れでもあった。

そもそも、日本は1912年以前「満蒙」ではなく、「満州特別権益」だけ主張していた。辛亥革命を前後に、川島、浪速ら大陸浪人が、参謀本部や関東都督府と連携して清朝側にいた肅親王を擁し、蒙古の王公らをも参加させて、満蒙独立国を造り出そうとした。それは「満蒙独立運動」であった。満蒙独立運動が失敗に終わるが、その独立構想は、満州における特殊利益分界線を延長して、内蒙古を東西に分けるというこの時期に締結された第三次日露協約（1912年7月8日調印、全文秘密）につながった。「それで日本側の主観においては、ここ

⁹⁶鳥蘭塔娜「ボグド・ハーン政権成立時の東部内によるモンゴル人の動向：パボージャヴを例として」『東北アジア研究』12号、2008年。

で「満州問題」は「満蒙問題」に拡大されたことになった⁹⁷、ということである。

吉野作造の解説は、第三次日露協約以後の歴代日本政府が遂行してきた満蒙権益政策に立つ一般論であった。つまり、川島、浪速らの活動で「満州」から「満蒙」へと発展された満蒙特殊権益の確保、拡大の目標を堅持するけれど、その川島、浪速らの「満蒙独立運動」や軍事で強奪するような手法がよくないとする論理である。このような論理が吉野作造の鄭家屯に事件に対する発言の中で繰り返し強調される。

2、帝国の思想家による帝国権益の弁護

趙曉靚「国際協調主義者の「満蒙権益」観：吉野作造を中心に」は、「吉野作造の「満蒙権益」観について時代の風潮に対応し、自らを調整するのは吉野作造の権益観の進歩性をなしていた一方、現実への従順は彼を帝国主義的生存観に縛りつけていたのである。」と述べ、帝国の思想家であるかぎり吉野作造の「満蒙権益」が帝国主義的生存観である、という厳しい結論を下した。

吉野作造の「鄭家屯事件を論じて我が対満蒙策に及ぶ」は、タイトルからもわかるように、文章全体が日本帝国における満蒙における権益の解釈、中国問題に対する立ち入り過ぎた干渉の解釈および日本権益に対する世論の理解のなさに対する批判に終始した。

まず、上記の PAPチャップのを代表とする宗社党あるいは蒙古人の反乱に対する日本人の加担に、更には中国問題に対する立ち入り過ぎた干渉に対して、吉野作造は反対の意見を表明した。

何を以て必要の程度とするかは、人各々見る所があらうけれども、兎に角主義としては何処までも必要の度を越えないといふことに態度を定めて置きたい。今度の蒙匪宗社党の運動に対しては、我が国の利益圏を保護するの必要上、無論之を黙過することは出来ないのであるから、之に対して多少の積極的行動を

⁹⁷古屋哲夫「対中国政策の構造をめぐって」『近代日本における東アジア問題』、2001年1月。

執るのは已むを得ない。・・・・・・・・

宗社党の運動の如きは、全然大勢に逆行し、支那の為めにも日本の為めにもならない極めて時勢後れの運動である。勿論予は肅親王の地位には多大の同情を惜まない。元の清朝の為に独り孤忠を捧げて居る升允や、又は川島浪速氏等の境涯にも多大の敬意を表する。併しながら、今日満蒙に清朝を恢復するなどいふことは、到底言ふべくして行ふべからざることである。其の志は嘉みすべきも、斯かる時勢後れの目的の為に、自ら能力を尽し人をして多くの犠牲を払はしめ、殊には肅親王の如きをして多額の金を絞り出さしむるに至つては、寧ろ一場の深刻なる悲劇であると思ふ。且又此運動其れ自身が、大勢逆行であるのみならず、此等の運動を為す人の考も、亦極めて旧式である。・・・・・・・・是れ今日の二十世紀を十八世紀の古に復へさんとするものに外ならずして、蓋し長江の水を逆まに西流せしむるよりも難い。日本人の中には、同情といふよりも寧ろ面白半分には之に加担したものもあらう、又は日本の利益といふ打算から之に這入つたものもあらうが、恐らく真晋に此等の計画に与つたものは余り多くはあるまい。何となればかゝる企ては、仮令現実に日本の助力があつたとしても、決して永久に成功する望みは全然無いからである。況や此の運動が、折角我が国の保護誘掖の下に生れんとしつつある支那全体の共和政治其ものに敵対するものたる以上、我が国としては、此の運動に助力するは勿論、之を黙認することも亦政策の統一を保つ所以ではない。彼等は飄言していふ、我等の目的は現政府を倒して前清を恢興するにありと。表面はともかくも独り満州に限らず、全支那に清朝の主権を回復せんとするものであつて、支那政府から見れば云はば一種の叛乱である。此の如きは、我が国としては、隣邦政府に対する徳義上当然之を取締しなければならぬものである⁹⁸。

やや長い文章だが、「蒙匪宗社党の運動」を支援してはいけない理由として二点だけが強調された。一つ目は、「蒙匪宗社党の運動」は「時勢後れ」の運動であること。二つは「此の運動が、折角我が国の保護誘掖の下に生れんとしつつある支那全体の共和政治其ものに敵対するもの」であること。このような理由

⁹⁸吉野作造「鄭家屯事件を論じて我が対満蒙策に及ぶ」『東方時論』1916年10月、『吉野作造選集』8、235-236頁。

で、「蒙匪宗社党の運動」を支援してしまうと、政府の「政策の統一を保つ」ことができない、と吉野作造は言う。

要するに、日本政府と行動一致しないと、日本帝国最大の目標である「我が国の利益圏を保護する」ことに損害を与えてしまう、ということである。吉野作造の発言は完全に政府側に立って、政府「本来の主意」に沿ったものといえる。

このような立場に立って、吉野作造は「我が官憲」のそのような運動の「取締を怠った」ことを非難し、『時事新報』以外の「暴慢な支那を膺罰せよ」と叫ぶ新聞どもを批判した。また、「満州在駐の有力なる軍人」の中に、「蒙匪宗社党の運動」の計画を賛成し加担したものに対しても、厳しく批判した。帝国の思想家というより、帝国の世論管理者の面目躍如たるものが見える。

「鄭家屯事件を論じて我が対満蒙策に及ぶ」の「六」では、なぜ中国で「鄭家屯事件」のような失態を演じたか、その原因を探った。

一つは、日本人一般の対支那観が軽操浮薄なことである、と吉野作造が言う。

何が故に我が国の人々は時々此の如き馬鹿気切った失態を支那に演ずるのであらうか。其の根本の原因は固より一にして足りない。只其中最も重なるものを挙げれば、一つは日本人一般の対支那観が軽操浮薄なことである。之に加ふるに、満州在留の日本人の利己的支那政策が我国の輿論を誤り、それに外務当局の不定見が加はつて、策に及ぶ結局此の如き大失態が演ぜられるのである。我国の一般の人々は、今日尚ほ支那を解するに日本の利益壇場と為す以上に何等の意義を発見し得ない。されば利益を得べき機会があれば何時でも之に乗ずる。日本国の利益にさへなれば、所謂朝に呉客を迎へ夕に越客に接するも厭ふ所ではない⁹⁹。

つまり、対中国政策は「一貫を欠き」、一般的な日本人は目先の利益ばかりに走ったことである。それこそ、日本国の利益に反するものであるという。

もう一つは、在留武官、特に軍部側の暴走にある。

⁹⁹吉野作造「鄭家屯事件を論じて我が対満蒙策に及ぶ」『東方時論』前掲、240-241頁。

右の如き憂ふべき利己的謬見を最も露骨に国民に提示するものは、現に支那に在留する日本の所謂識者である。彼等の報告注進を見れば殆んど一として狭隘なる利己の見地の以外に出づるものは無い。殊に在留軍人の間には最も此等の謬見が盛であるやうである。何でも宜いから事を起して日本の目前の利益になるやうな仕事をしようといふこと許り考へて居るらしい。現に去年の日支交渉の際には、在留武官の間には頻りに政府に建白して此の際何等かの口実を作つて開戦するの得策なるを説いたものが少く無かつた。政府は固より此等の暴論に動かされなかつたのであるが、在留武官の中には、特に部下の兵卒に対し、強いて支那の軍警に喧嘩を売れなどいふ命令を与へて外出せしめたものもあると聞いて居る。斯ういふ連中が少く無いから、兎角満州に於ける日本の政策が煩はされるのである¹⁰⁰。

軍の暴走は、蒙古反乱支持より深刻で、戦争開戦の口実を作りたがる軍人さえいる、と暴露して批判した。

外交の知識無く外交の達観無き軍人が外交を支配するの危険は、今更ら之を説くする必要は無い。外務省がモ少し確かりして、其の定めた独立の外交方針に基いて自由に軍隊を動かすやうにならなければ、恐らく日本の対支外交は容易に其の正しき道に還るの望が無いかも知れぬ。之を要するに、浦洲に於ける我が国官民の行動、又満州に対する我が国の政策、此等のものゝ間には、我々の見地から見れば、改良を要すべき点の多々あることは極めて明白である。果して然らば今度の鄭家屯事件に就いても、実は余り大きい顔は出来ないといふべき事情もある。併し此の事件を単独の問題としては、言ふだけのことは言はねばならず、責めるだけのものは責めなければならぬ。併し是れと同時に、支那に対する永遠の策としては、我々の方に於ても、するだけのことは正しくやつて置くの心掛が必要であると思ふ¹⁰¹。

¹⁰⁰吉野作造「鄭家屯事件を論じて我が対満蒙策に及ぶ」『東方時論』1916年10月、『吉野作造選集』8、前掲、241頁。

¹⁰¹吉野作造「鄭家屯事件を論じて我が対満蒙策に及ぶ」『東方時論』1916年10月、『吉野

この一節は、「鄭家屯事件を論じて我が対満蒙策に及ぶ」における吉野作造の立場を表明させた。吉野作造は、日本国官民の監督者、外務省側の助言者、帝国対支政策の立案者、日本権益の保護者と、理解することができる。

第四節 「我が対満蒙政策と鄭家屯事件の解決」について

「我が対満蒙政策と鄭家屯事件の解決」はわりと短い、その内容は濃厚である。

「一」では、鄭家屯事件の処理結果を述べ、政府の鄭家屯事件の処理に対して、「非常の譲歩」と強く非難した。その理由として、「鄭家屯事件の解決によって、満蒙方面に於ける帝国の利害関係が更に何等の進展を見ないことだけは明白の事実である」、とした。

では、「満蒙方面に於ける帝国の利害関係」とは何か。「我が対満蒙政策と鄭家屯事件の解決」の「二」において、吉野作造は「吾人は大体の希望を所謂満蒙論者と同じうするものである」と自認し、中国全土を失っても、「満蒙」における日本の経済的・政治的・特殊権益を守ろうとする強硬な「満蒙」権益擁護論を展開した。

まず、「満蒙論者」の定義について、吉野作造は

此処に予の所謂満蒙論者といふのは、日本帝国は支那全体に対して全然機会均等、門戸開放の原則に拠り、諸外国と平等の地歩に立って其の経済的利益の発展を図るを以て甘んずべく、独り満蒙に対しては、特別の権利々益を有する地域なるが故に、この特殊の地位は須らく支那それ自身をして之を承認せしむるのみならず、列国をして亦之を承認せしめねばならぬとする一派の論者をいふのである¹⁰²。

作造選集』8、前掲 241 頁。

¹⁰²吉野作造「我が対満蒙政策と鄭家屯事件の解決」、『東方時論』1917年3月、『吉野作造選集』8、前掲、266 頁。

と述べ、日本の満蒙における特殊権利利益の独占を、中国に承認させ、諸列国にも承認させるという三要素を含むことこそ真の「満蒙論者」だ、というのである。

そのうえ、吉野作造は「日本は支那全体を失っても、満州蒙古だけは確実に之を其の勢力範囲として保持せねばならぬ」、と付け加えて、満蒙権益にこだわる彼の意気込みが窺われる。

その中国に承認させる一説は、中国に対する吉野作造の帝国主義面目、覇権主義の態度が突出している。

して見ると現内閣は日本は当然の権限に依つて満蒙に特殊の権利々益を得て居り、この権利々益を防護することは帝国政府当然の義務であるのみならず、又この帝国の権利々益を尊重することは支那国に取つてもその国際上の義務であると主張するのである¹⁰³。

中国側の感情、意思、事情などを全く一顧せず、日本権益の尊重を中国の「国際上の義務」や「日支親善」の為だと、勝手に決めつける。

次に、鄭家屯事件は、日本帝国にとって本当は満蒙権益を拡大するせっきくの「好機会」なのに、政府によって潰された、と吉野作造は現政府批判を展開する。

現内閣は、仮令鄭家屯事件といふやうな好機会が無くとも、有らゆる機会に於てこの特殊地位の霊を支那に苦るが為めに、最善の力を尽すべき責任がある。況んや鄭家屯事件といふが如き好箇の行掛りあるに於てをや。然るにこの対支方針の大袈裟なる宣明に拘はらず、鄭家屯事件の結末は如何といふに、満州蒙古に於ける帝国の地位は従前に比して更に一步も進むことなく、政府が認めて以て日支親善の実を挙ぐるに必要欠くべからずとして要求せる事項は、悉く拒絶せられて居るのではないか¹⁰⁴。

¹⁰³吉野作造「我が対満蒙政策と鄭家屯事件の解決」、同上、267頁。

¹⁰⁴吉野作造「我が対満蒙政策と鄭家屯事件の解決」、『吉野作造選集』8、前掲、266頁。267-268頁。

吉野作造の政府批判は、いくつかの注目すべき点がある。一つは、先に指摘した「好機会」を潰した点、これについて、吉野作造はしつこく政府批判をおこなった。

然らば折角のこの好機会に於て、現内閣は何等取立て言ふ程の仕事をして居ないと云はざるを得ぬ。この点に於て政府は本野外相の所謂南満東蒙に於ける権利々益を防護するの帝国政府の当然の義務なるものを、果して忠実に尽せりやといふを得るや否や¹⁰⁵。

もう一つは、現政府（寺内新内閣）は前の政府（大隈内閣）よりよくない点を指摘する。

殊に我々の不思議に堪へざるは、現内閣は頻りに媚を支那当局に寄せ、昨今彼我両国政府者の間に、頻りと親善々々の空世辞の交換されて居る際に、何故に鄭家屯事件について、此の如く重大なる譲歩をなさねばならなかつたかといふことである。現内閣は初めより予の所謂満蒙論者でないならば格別、満蒙に於ける特殊地位の擁護は帝国政府に取つては当然の義務で、支那国政府に対しては之を国際上の権利として要求し得ると主張して居る所の政府の仕事としては、余りに不思議と謂はなければならない¹⁰⁶。

「現内閣」の言葉は二回も出てくる。もし現政府でなければ、そのような譲歩をしていないはずだ、というニュアンスが聞こえる。

勿論鄭家屯事件其のものは、之を機会として支那に更に利権の譲与を迫るべき筋合のものであるか否かといふことについては、世上多少の議論がある。前内閣は之を全然支那側の非に帰して、この事件に対する謝罪を迫ると同時に、更に幾多の要求をなしたのであるけれども、当時民間にあつた現内閣の某閣僚

¹⁰⁵同上、268頁。

¹⁰⁶同上、268頁。

は、明白に鄭家屯事件の非我にあり、この事件の本当の責任は大隈内閣の負ふべきものであるといふが如き意見を發表して居つたから、現内閣も亦或は此の点を顧慮して幾多の要求を引込めたとも考へられないこともない。併し果してこの考に基ゐて讓歩を快よく行ふたものならば、全然鄭家屯事件の直接の解決として協定せられたる五ヶ条の陳謝事項を撤回すべきである。この方をさへ立派に撤回すれば、これと直接関係無き滿蒙に於ける帝国の特殊地位の承認は、立派に之を支那に求むることが出来たらう。況んや現内閣は之が承認を以て支那の國際的義務と認めて居るに於てをや¹⁰⁷。

要するに、「教官の傭聘」、「軍事顧問の傭聘」、「警察官の駐在」がなければ、処罰、賠償のようなものは、「帝国の實際的利益には殆ど何等の関係もない」として、

我々はどう考へても今日の場合鄭家屯事件の結末をあゝいふ風につけねばならなかつた理由を解するに苦しむ。少くともこの解決は議会に於ける外相の宣言と全然相反するものである。之に対しては現内閣に於て恐らく相当の弁明はあらう。この弁明が出来ない以上は、現内閣の對滿蒙政策は、所謂羊頭を掲げて狗肉を売るの謗を免れない¹⁰⁸。

と現政府を罵倒した。吉野作造の考えは、この事件を機に二十一か条交渉で未達成の「滿蒙」地方における警察の中日合同と、日本人軍事顧問の傭聘の要求を中国に吞ませ、さらに将来「滿蒙」地方に派遣される中国士官の養成のために、中国士官学校教官として日本国將校若干名を傭聘する要求を中国に受け入れさせることを主張したことがわかつた¹⁰⁹。

「我が對滿蒙政策と鄭家屯事件の解決」の「三」では、吉野作造は次のようにいう。

¹⁰⁷吉野作造「我が對滿蒙政策と鄭家屯事件の解決」、『東方時論』1917年3月、『吉野作造選集』8、前掲、268-269頁。

¹⁰⁸同上、269頁。

¹⁰⁹吉野作造「我が對滿蒙政策と鄭家屯事件の解決」、前掲270頁。

予輩一個の意見としては、満蒙に於ける特殊地位を確立するを以て帝国の必要と認むる点は同一である。けれども、この必要は最も穩健公平なる手段に依つて、懇ろに支那の承認を求めなければならぬものと考へて居る。故に吾人は大体の希望を所謂満蒙論者と同じうするものであるが、たゞ彼等と異なる所は、吾人は之を如何なる場合に於ても、帝国の権利として支那に要求すべきものでないとする点である。殊に鄭家屯事件と云つた様な困難なる交渉事件の起つた場合に附け込んで、かゝる要求をなすことを最も非とするものである。この点に於て予は一昨年五月の加藤外相の日支交渉の如きも、その要求の内容に至つては大体に於て賛同は惜まざる所であるけれども、たゞ其の交渉の方法に至つては、全然予の賛同し能はざる所である。何れにしても侵略的態度は断じて取るべき方法ではない。何処までも根本的親善關係を基礎として、其の厚誼に訴へて彼の快き讓与を得るを以て我が国の方針とせねばならぬと信ずるものである。従来我が国の態度は、事毎に余りに侵略的であつた。この点については外国も常に清疑の眼を以て見て居つたし、支那人も亦非常に神經を過敏ならしめて居る。本野外相は前内閣の支那に対する行動を以て「……一面隣邦支那の反感を買ひ一面列国をして我真意を誤解せしむるの結果を生ぜしむるに過ぎなかつた……」（前掲官報号外に拠る）といつて居るけれども、支那の反感と外国の嫉視を挑発したものは、独り前内閣の行動許りではなかつた。故に我々は真に支那人の好意的認容の下に、且つ何等關係外国の猜疑を招がずして、着実に支那の必要なる方面に發展せんと欲するならば、断然従來の態度を一変せねばならない¹¹⁰。

長い文章だが、肝賢な内容は一つだけ。「満蒙に於ける特殊地位を確立するを以て帝国の必要と認むる点は同一である」が、中国に要求する時に、あまり露骨にしない方がいい。中国に対して、「根本的親善關係を基礎として、其の厚誼に訴へて彼の快き讓与を得る」の方法がよいのではないかという。「侵略的態度」はよくない、それは中国人の反感を買ひ、列国の嫉視を挑発するからである。

¹¹⁰同上、270頁。

うまく中国人をごまかし、「支那人の好意的認容」を得て、「関係外国の猜疑を招かず」するがいいという。吉野作造はさらにいうには、

我々は何も日本の国民的要求として発表せる対支希望の内容綱目をば漫然として増減すべきでは無い。支那が怒り外国が疑つたといつて、求むるべきものを撤回するの必要は無い。たゞ之を求むるがために我々の取る所の態度、又其の際に我々の持つべき心持を変へればそれで可い¹¹¹。

と、満蒙權益の要求は、絶対撤回すべきものではないが、方法、態度、心持がいつでも変えることができ、中国と諸列国の様子を見て変化すればよい、ということである。

このような吉野作造の提議は、中国の四字熟語で形容すれば、「掩耳盗鈴」（「耳を掩うて鈴を盗む」）のようなものである。帝国の思想家は、思想的にはほかの満蒙權益者と何ら変わりがなく、ただ「方法、態度、心持」云々の方面で勝手に他の満蒙權益者を批判しているだけである。

なお、私は「国民的要求」の文字に注目したい。これは先行研究に述べた宮本氏が指摘している「帝国主義としての民本主義」の端的な表現である。つまり、吉野作造は満蒙權益要求を、満蒙權益論者や日本政府のみならず、日本国民全体の要求として打ち出したのだ。

言い換えれば、吉野作造が言っている「民本主義」は、対内的に日本帝国民の権利を日本政府に要求するものであれば、対外的には満蒙の權益をあたかも自国の当然権利のように中国政府に「要求」するものである。おまけに要求する際諸列国にも黙らせる。三者は決して矛盾するものではなく、「国民的要求」のもとで統一されたのである。

¹¹¹吉野作造「我が対満蒙政策と鄭家屯事件の解決」、『東方時論』1917年3月、『吉野作造選集』8、前掲、270頁。

第五節 結語

このような吉野作造の鄭家屯事件に対する発言、特に「我が対満蒙政策と鄭家屯事件の解決」一文をどう評価すべきか。

前節では、「鄭家屯事件を論じて我が対満蒙策に及ぶ」における吉野作造の立場は日本国官民の監督者、外務省側の助言者、帝国対支政策の立案者、日本権益の保護者であると述べた。「我が対満蒙政策と鄭家屯事件の解決」では、吉野作造の思想ははさらに急進した。過激な政府批判者、強硬な満蒙権益主張者、偽善的な帝国主義者、このようなラベルを貼ることができよう。

日本の、学术界では、いままでこの「鄭家屯事件」に関する吉野作造発言に対する専門論考がなかった。この二本の文章、特に「我が対満蒙政策と鄭家屯事件の解決」は、吉野作造思想の恥部であるからだ。

松尾尊兌「吉野作造の中国論」では、「鄭家屯事件」などをめぐって、吉野作造が「日本の満蒙特殊権益の維持を当然視」していることを指摘する一方、第二次満蒙独立運動および「鄭家屯事件」の後ろにある軍部の動きを批判した言論について、高く評価したのである¹¹²。

筆者はそもそも松尾のように、各時期の吉野作造の中国言論の「わりと善良的部分」を集めて、吉野作造の「進歩的中国論」を作り上げる手法に異議を持っている。二十一か条までの吉野作造の露骨な帝国主義的言論を無視して、「支那の政治的将来」(1914年11)を「本格的中国論の第一弾」¹¹³とするやり方は、ご都合主義と映る。本研究のスタンスは、吉野作造が最後まで満蒙権益論を放棄したことがなく、むしろ彼の中国論の土台になっている、と見なすものであ

¹¹²松尾尊兌「吉野作造の中国論」『吉野作造選集』第8巻、中国論二解説、岩波書店、357頁。

¹¹³同上、353頁。

る。

先にも述べたように、吉野作造がこの事件において新しい寺内政府の鄭家屯早期解決策に強く反対したのは、前大隈政府の中国強硬策をよしとし、早期解決策は「帝国の実際的利益には殆ど何等の関係もない」という歴代政府の満蒙權益獲得政策を支持するうえでの発言に過ぎなかった。

この鄭家屯事件をめぐる吉野作造の発言は、確かに軍部のやり方に対して糾弾をしていた。しかし、その糾弾は、あくまでも軍部連中のやり方は、吉野作造が考えている「日本の満蒙特殊權益」を獲得し維持する最良の方法で「最も穏健公平なる手段」に対して邪魔になるもので、日本政府がとるべき政策とは違うものだ、というものである。両者は「五十歩百歩」の差に過ぎなかった。

第三章 五四運動・李大釗と吉野作造

五四運動とは、狭い意味では、1919年の5月4日に北京の学生が決起し敢行した反日示威運動の事を指す。

第1次世界大戦が終結し、パリでの講和会議において、戦勝国日本に対し、同じ戦勝国である中国の山東省譲渡が決まったことを知らされた北京の大学生約3000人は、5月4日、日本反対の激しいデモ行進を行った。6月、軍閥政府は大がかりな弾圧を行い、約1000人の学生を逮捕した。これを機に、広範な民衆の怒りを巻き起こし、多くの中国の都市で労働者、商人のストライキが行われ、「全国各界連合總會」という組織が成立した。この運動の広がりによって圧倒された軍閥政府は、無視することが出来ず、大総統の徐世昌は親日派といわれる要人らを罷免し、ベルサイユ条約の調印を拒否する事になった。

その中で、北京にある李大釗故居研究室が編集した『李大釗北京十年（交往篇）』という書物では、李大釗と吉野作造交流に一章が設けられているほどである¹¹⁴。

本章では、まず、日本政府の外交姿勢を述べ、五四運動における日本が招いた原因を探る。次に日本の新聞界と中国の『每周評論』の動向を述べ、対比し

¹¹⁴『李大釗北京十年（交往篇）』、北京李大釗故居研究室編、中央編譯局2010年出版、34頁。

ていく。そして吉野作造の中国声援の具体的な内容を述べて評論する。

第一節 五四運動とパリ講和会議

1、パリ講和会議をめぐる中国側の動き

五四運動がなぜ起きたのか。五四運動は日本の対華二十一か条要求に反発した学生が起こした運動だ、というのが一般的な取り方である。学生運動として捉えるのは不十分である、不平等条約に悩まされていた当時の中国がアメリカ大統領である威尔逊の理想主義である、威尔逊の14原則に感銘を受け、それを盾に国権の回収を行おうとした国権回復運動であった。第一次世界大戦後の1919年1月のパリ講和会議によって、ドイツから山東省権益が日本に譲渡されたのを受けて、中国全土で「反日愛国運動」として盛り上がった民族運動でもある。

1918年11月に、第一次世界大戦が終結すると、それまで世界を支配し、覇権を握った欧州諸列強が戦争の疲弊によって覇権力が弱まり、代わりに新興勢力のアメリカは戦争被害を受けることもなく、国際政治舞台におけるリーダーシップを発揮するようになった。

他方、中国は参戦を一つの契機として、戦後、戦勝国として国際的な地位を上げ、国権回収と不平等条約改正の道を切り開こうとした。このような国際情勢の変化は、大戦が終結する数十日前に誕生した原敬内閣に、従来の日露協約と日英同盟を基軸とする外交路線を修正し、新たな国際情勢に対応できる戦後外交を形成する。

1919年1月18日に行われたパリ講和会議は、国際政治の転換点であった。

まず、従来の国際政治における規範や理念はもはや通用しなくなった。

パリ講和会議で行われた、「山東問題」をめぐる日中間及び日米間交渉では、

原内閣の「対中干渉、対米不協調」という外交傾向にあった¹¹⁵。パリ講和会議前後から日中関係、日米関係がともに悪化を極めた。つまり、国際政治の転換期において、戦後外交の新基軸を模索するために欠かせない相手との関係が悪化したのである。

次に、パリ講和会議に参加した中国の全権団をはじめ、中国政府の国権回収および不平等条約改正への外交努力が目立つ。これまでの伝統外交からは見られなかった積極的な外交姿勢を世界に見せた。山東問題を国際化することに成功し、最後は調印拒否を通じて、山東問題の最終解決をワシントン会議にまで持ち越した。

さらに、この時期から日中関係を左右する重要な外的要因となり始めたのがアメリカのパリ講和会議での動向であった。

また、中米関係の視点からも、威尔遜の妥協によって、中国が犠牲にされたという観点が多い¹¹⁶。しかし、山東問題の交渉過程において、威尔遜をはじめとするアメリカ側の動きを詳細に見ると、威尔遜は中国に同情的であり、出来る限り中国の主張を援護しようとする姿勢が見える。

1918年1月、アメリカの威尔遜大統領は、有名な「14か条」演説を行った。理想主義的だった威尔遜は、当初の予想に反して泥沼化していく大戦を見て、従来の国際政治を支配していた欧州型の「旧外交」の悪弊が、大戦勃発の主要な原因であると考えた。

特に中国の場合は、日本から屈辱的な二十一か条要求を傷付けられてから、国内においては対外危機感からうまれた救国の道を探す気運を高まった。そして、この気運と相呼応して、アメリカのラインシュ駐中公使の提言によって、「14か条」を含めた戦時中の威尔遜の諸言論を中国語訳した本が出版され、中国社会で未曾有の反響を呼んだと同時に、中国人に未来に対する大きな自信を与えた¹¹⁷。

したがって、威尔遜の「新外交」理念は中国で至上の主義と見なされ、新聞、

¹¹⁵服部龍二『東アジア国際環境の変動と日本外交 1918-1931』有斐閣、2001年、64-65頁。

¹¹⁶米慶余、熊沛彪編『日本百年外交論』中国社会科学出版社、1998年、321-334参照。

¹¹⁷楊玉聖『中国人的美国観』復旦大学出版社、1996年、76頁、陶文釗『中美関係史(1911-1949)』上巻、60-61頁。

雑誌などでの宣伝がますます多くなり、威尔遜と彼が代表するアメリカへの好意と期待もますます膨らんでいった。

第一次世界大戦が終結する1ヶ月前の1918年10月10日に、「文人政権」¹¹⁸と言われた徐世昌政権が発足した。この徐政権の成立に対して、アメリカはかなりの期待を込めて好意的な反応を示していた。徐世昌政権もパリ講和会議を山東問題解決の絶好のチャンスだと捉え、会議の開催にむけて積極的に動いた。

まず、1918年11月11日、ドイツが休戦協定に調印し、大戦が正式に終結したその日に、徐世昌大総統は直ちに協商国へ祝電を送り、講和会議に中国が一席を占め、中国問題に関する何らかの発言権を得られることが中国国民の唯一の希望である旨を伝えた¹¹⁹。

そして、民間においても、このような政府の姿勢と相呼応した戦勝祝賀行事が活発に繰り広げられた。奉天、北京、済南、上海、南昌、武漢、長沙など、全国の北から南までの主な都市で、協商国の公使や領事宛てに祝電を送ったり、祝賀会を開いたり、お祝いパレードを行ったりして、全国中に祝賀のムードとなった。

特に、11月14日北京で開かれた祝賀行事では、行進する学生の列にアメリカのラインシュ公使も加わり、メイン会場の天安門にまで同行した。そこで彼は演説を行い、パリ講和会議においてアメリカは中国を支援すると約束した。これに対して、会場の全員が「協商各国万歳」、「世界永久和平万歳」、「中華民国万歳」を三唱し、講和会議に向けての「親米気運」は最高潮に盛り上がった¹²⁰。

アメリカの参戦要請に応じようと思われる、第一次世界大戦に参戦した中国は、終戦に伴って戦勝国となり、そして26か国戦勝国の一員としてパリ講和会議に臨むことになった。しかし、結局出席の席は二議席しか与えられなかったこともあって、北京政府は会議に参加する全権の人選に苦心した。1919年1月21日に大統領令を正式に公布し、外交総長の陸徵祥を首席全権として、駐米公使顧維均、南方派代表王正廷、駐英公使施肇基、前駐オランダ公使魏組という

¹¹⁸政協文史資料研究委員会編『文史資料選集』第48集、中国文史出版社、1981年、216-239。

¹¹⁹林公使より内田外相へ、1918年11月15日、外務省外交資料館所蔵『巴里平和会議列国ノ態度及政況支那』第一巻。

¹²⁰中央大学人文科学研究所編『五・四運動史像の再検討』中央大学出版部、1986年、第二章、笠原十九司『パリ講和会議と山東主権回収運動』97-102頁を参照。

席次の順位で、全員欧米留学経験をもつ、つまり「英米系」¹²¹外交官を全権に任命した。病気を口実にして、実際はほとんど会議に出席しなかった陸徴祥に代わって、パリ講和会議の表舞台で活躍したのは席次二位の顧維鈞であった¹²²。三十歳で全権の中で最年少かつキャリア歴がもっとも短い顧維鈞を二位に指名したことから、米国との協調関係をもっとも重視し、パリ講和会議における威尔遜外交に過剰とも言うべき期待を寄せた徐世昌政権の親米的な姿勢が見える。

大戦終結後、顧維鈞はすでに北京政府の訓令を受けて、ランシング国务大臣を通じて威尔遜大統領に、中国の主権尊重及び諸外国と平等な関係の構築などの内容が盛り込まれた覚書を送った。

1918年12月中旬、パリに到着した顧維鈞は、施肇基駐英公使、巖鶴齡(中国代表団顧問)らと中国全権団の方針について議論を重ね、①二十一か条と山東問題、②租借地の回収、③治外法権の撤廃、④租界の還付、⑤駐中外国軍隊の撤退、⑥外国の郵便、電信、電話機関の廃止、⑦関税自主権の回復など七項目にまとめた。このなかで、顧が①、②、③、⑦の四項目、施が⑤、⑥の二項目、巖が④の一項目をそれぞれ担当し、方策を煮詰めた。これと同時に、顧は国際連盟問題についても研究し、中国にとって、この新たに設立される世界組織の重要性、および国際連盟設立に対し中国が全面支持する理由などの内容が盛り込まれている覚書をも仕上げた¹²³。世界に平和をもたらす発信地と期待されたパリ講和会議は1919年1月18日に正式に開会した。会議の運営は、米・英・仏・伊・日という五大国の代表二名ずつからなる十人会議が実質に担った。そして、国際連盟創立案などの普遍性を持つものや欧州関連の問題などの議題については、日本を除いた四ヶ国の首脳から構成された四人会議が実質的な討議・決定機関となった。山東問題が具体的に討議されたのは、1月27、28両日の第十、十一回十人会議を除いて、主に4月22、29、30日の三回の四人会議であった¹²⁴。

¹²¹顧、王、施はともにアメリカ東海岸にある名門大学出身で、陸と魏はフランス留学の経験を持つ。特に顧はコロンビア大学で、国際法の博士号を取っていた。「顧維鈞-その国際的な名声と孤立」(佐藤慎一編『近代中国の思索者たち』大修館書店、1998年)、179-188頁。

¹²²『顧維鈞回憶録』第一分冊、中華書局、1983年、172-179頁。

¹²³同上、170-171頁。

¹²⁴松延慶二・菅英輝訳『地球時代の先駆者—外政家ウィルソン』玉川大学出版部、1979年、第一章を参照。以後は、オランダ伊首相がフイウメ問題への抗議から参加しなかったため、実質上米・英・仏三カ国の首脳からなる三人会議となった。

そして、山東問題に関する両当事国であるにもかかわらず、日中間の直接交渉は行われなかった。

2、日本側の動きと企み

一方、日本にとっては、従来の日露協約と日英同盟を基軸とする外交路線を修正し、「対米協調下での対中不干涉政策」という原内閣が組閣当初に打ち出した、穏健路線はどのぐらい通用するか、試される最大の外交の場でもある。

そもそも、1914年8月、ヨーロッパで勃発した第1次世界大戦は、日本にとって「千載一遇」の「天佑」だとの見解もあった。元老の井上馨は山県有朋と大隈重信に覚書を送り、

「今回ノ欧州ノ大戦乱ハ、日本国運ノ発展ニ対スル大正時代ノ天佑ニシテ、日本国ハ直ニ挙国一致ノ団結ヲ以テ、此天佑ヲ享受セサルヘカラス」

と述べたことがある。その覚書が日本参戦のきっかけとなった。

1914年8月7日夜、外相加藤高明の主導下にかかれた閣議で、日本の参戦が決定された。大隈重信首相は、ドイツ勢力を中国から駆逐することは三国干涉への復讐であるとともに、「わが国の支那における権利を伸張する所以である」¹²⁵と、参戦目的を明らかにした。これによって、イギリスが日本の全面的参戦について賛同しなかったにもかかわらず¹²⁶、日本は日英同盟を口実に、8月23日、予定どおり大戦に参加した。そして、日本海軍はすぐに赤道以北のドイツ領南洋諸島を占領し、陸軍は中国山東省青島のドイツ軍要塞を攻略し、同省内のドイツ利権を接収した。さらに、この軍事背景として、1915年5月7日に最後通牒という強硬手段によって、「二十一か条要求」を北京の袁世凱政権に調印させた。

これに対して、中国はアメリカ側に情報を漏らし、いわゆる「聯美制日」¹²⁷策

¹²⁵大隈侯八十五年史編纂全編『大隈侯八十五年史第三卷』原書房復刻、1970年、169頁。

¹²⁶臼井勝美『日本と中国一大正時代』、前掲、42-45頁。

¹²⁷藤本博生『日本帝国主義と五四運動』同朋社、1982年、231頁。

をもって抵抗を試みたが、結局無駄に終わった。そして、1919年までに、日本は政治、経済両方面における支配体制を確立した¹²⁸。このような形式の下、中国では、親米反日の傾向になった。

大戦が終わると、アジアにおける列強の後退を機に、日本の利益を最大限に確保するチャンス到来という判断の前提のもとで、まず日本の立場を固めようとした。その時、原内閣が組閣当初に打ち出した、「対米協調下での対中不干涉政策」という穏健路線が試された¹²⁹。

第一次世界大戦が日本にもたらしたもっとも著しい戦果は、いうまでもなく、青島及び山東省におけるドイツの支配権を継承し、はじめて「満州」以外の関内の中国本土に極めて重要な戦略位置を占める勢力圏を獲得したことであった。「吾人軍人の血を以て購い得たる所」¹³⁰とされた山東権益を確保するために、日本は戦時中から大戦終結するまで、山東地方に関する三つの条約的根拠を獲得した¹³¹。

また、外務省もかなり早い段階から、講和問題に取り組み始めたのである。1915年9月には幣原喜重郎外務次官をリーダーとする「日独戦役講和準備委員会」が組織され、委員は外務省を中心に、陸海軍両省と法制局から選ばれ、講和問題を本格的に審議し始めた。同委員会は1916年12月25日に、研究と議論を重ねた末、当時の寺内内閣に最終報告書を提出して解散したのである。この最終報告書の中で、中国関連の問題については「戦争ヨリ直接且自然ニ生ズル

¹²⁸清水秀子「山東問題」(『国際政治』第56号、1976年)、117-136頁。

¹²⁹代表的な研究として、三谷太一郎(増補)「日本政党政治の形成—原敬の政治指導の展剛」東京大学出版会、1995年、川田稔、『原敬転換期の構想—国際社会と日本』未来社、1995年、川田『原敬と山縣有朋』中公新書、1998年、関静雄「摩擦と協調—原敬の日米協調主義」(『日本外交の基軸と展開』ミネルヴァ書房、1990年)などがある。

¹³⁰1919年5月6日付、東京朝日新聞、「田中義一陸相の談話」。

¹³¹即ち、1915年5月25日に日中間で締結された二十一か条条約の中の山東条項(その第1条によって中国政府はドイツの山東権益の処分を日独間協定に委ねるとされた。さらに、この条約と同時に交わされた腰洲湾租借地に関する交換公文には、厚州湾を商港として開放し日本専管居留地を設置することなどを条件として、膠州湾租借地を中国に返還することが明記されていた)、②1917年2月から3月にかけて、日本の参戦代償として、英仏露伊各国が講和会議で日本の山東半島や南洋諸島での権益要求を支持することを約束した文書、③1918年9月に日中間で交わされた済南—順徳及び高密—徐州両鉄道を日本の借款によって建設する旨の交換公文である。中央研究院近代研究所編(『中日関係史料』—パリ和会興山東問題)、外務省編『日本外交文書』大正6年、第3冊、650頁、656-657頁、668頁。

問題ノ外講和会議ニ於テ之ヲ討議セストノ主義ヲ確定シ置クコト」¹³²と規定された。いうまでもなく、この時点で準備委員会が想定した講和会議は、威尔遜の14か条が公表される前ということもあって、旧来の勢力均衡システムによる終戦処理原則が色濃く反映され、ドイツとの終戦処理が最も重要視されたものであった。そして、講和会議直前に成立した原敬内閣も、講和方針について前内閣の姿勢を踏襲して、会議に臨んだのである¹³³。

原内閣は、パリ講和会議の基準になると予期された威尔遜の14か条について、1918年11月19日の臨時外交調査会において「威尔遜14か条ニ対スル帝国政府意見」を可決した。その中で、威尔遜の14か条の目玉とも言うべき国際連盟創設構想については、「国家ニ於ケル人種的偏見ノ猶未タ全然除却セラレサル現状ニ顧右連盟ノ目的ヲ達セムトスル方法ノ如何ニ依リテ事実上帝国ノ為メ重大ナル不利ヲ醸スノ虞ナキ能ス」、「又連盟加入国ト未加入国トノ間ノ關係ニ付テハ如何ナル待遇ヲ為スヘキカ頗ル難問タラサルヲ得ス故ニ本件具体的成案ノ議定ハ成ルヘク之ヲ延期セシムルニ努メ」るとされ、懐疑的な態度と消極的な判断が支配的だった。この意見書の中には、原内閣の威尔遜14か条に対する共鳴はほとんどなく、アメリカと歩調を合わそうとする姿勢もまったく見えてこない¹³⁴。

さらに、1918年11月22日に閣議が開かれ、日本政府の講和方針が決定された。そして、翌12月26日に、「威尔遜14か条ニ対スル帝国政府意見」とともに、「講和ノ三大方針」が、内田外相から牧野ら日本全権に打電された。その内容は、①「青島及赤道以北南洋諸島ニ対スル独逸国領土権ノ無償譲渡ヲ要求」すること、②「帝国ノ直接ニ利害關係ヲ有セサルモノ」に関しては、「帝国代表者-特ニ必要ナキ限り之ニ容喙セサル」こと、③「帝国力連合与国ト共通ニ利害關係ヲ有スル講和条件」に関しては、「大勢ノ意向ヲ省察シ成ルヘク連合与国ト歩調ヲ一ニスル」こと¹³⁵、というものであった。

新たな世界秩序を構築するために、国際機構としての国際連盟を創設するという点に主眼をおいた威尔遜政権の戦後構想に対して、原内閣の講和方針は専

¹³²外務省百年史編纂委員全編『外務省の百年』上冊、原書房、1969年、697-701頁。

¹³³同上、702頁。

¹³⁴前掲、外務省編『日本外交文書』大正7年、第3冊、676-678頁。

¹³⁵外務省編『日本外交文書』大正7年、第3冊、665-668頁。

ら山東半島を含む旧ドイツ権益譲渡問題に集中した。特に山東権益の処分に関しては、そのまま中国に直接還付するのではなく、一度ドイツより山東権益の無条件譲渡を得るのを至上命題としたのである。つまり、日本が講和会議で一度膠州湾租借地の自由処分権を獲得したならば、1915年に交わされた日中間の協約に基づき、該租借地を中国に返還する決意を有するが、「右還付の実行を以せ独逸より帝国に対する租借地譲渡の条件となすは帝国政府の承認すること能はざる所」¹³⁶であり、この問題は日中両国間が交渉を行い、二国間関係に限り処理されるべきものであるというのが原内閣の基本姿勢であった。

「山東問題」をめぐる日・米・中三国間の交渉については、山東問題が初めて講和会議の議題に挙げられた、1月27日の日米英仏伊五大国の代表によって構成された第十回目の十人会議であった。まず、27日午前の会議で、日本の牧野全権は、青島及び独領南洋諸島の処分問題を討議する会議の中国代表の参加について、「この問題はドイツとのみ関係があり、自らがこれから発表する要求内容は中国に向けたものではなく、ドイツに向けたのであり、中国代表団の前で、日本とドイツの関係を討議することは望ましくない」と、反対する意見を表明した¹³⁷。これに対して、威尔遜大統領が異議を唱え、牧野に説明を求めた。結局、理由説明に苦しむ牧野に代わって、会議議長のカレマンソー首相が仲介に出て、「参戦小国」にも自らと関連ある議題が討議される会議に参加する権利があると、会議の規則を説明した。さらに、バルフォア英外相も中国の会議参加は大会規則に則るものであるとの考えを示したため、牧野も「異議ナシ」と答えざるを得なかった¹³⁸。こうして威尔遜大統領の計らいによって、中国代表団は初めて五大国の全権からなる十人会議に列席し、重要な国際舞台で自らの主張を披露するチャンスを得たのである。そして、中国代表団は会議参加の知らせを受け、顧維均と王正廷が会議に出席した。

会議開始後、牧野はまず、日本は大戦中交わされた日中条約を尊重し、山東問題は日中両国の間で解決すべき問題だと陳述した。続いて、1914年の対独最

¹³⁶同上、635頁。

¹³⁷外務省政務局「1919年巴里講和会議ノ経過二関スル調書」、1919年2-7月、『日本外交文書』巴里講和会議経過概要、50頁。

¹³⁸同上、51頁。

後通牒および交戦と、山東奪還による連合側への重大な貢献などの事実を強調し、日本が、これらの権益の無条件譲渡を要求するのは「正当かつ公平なこと」であると述べた¹³⁹。

この旧ドイツ権益の対日譲渡要求は、当然、中国代表団から猛烈な反発を受けたのであった。声明を準備する時間が必要という中国側からの要望が認められ、翌28日の第十一回目の十人会議で、顧維鈞全権は、日本が主張の根拠とする1915年の二十一か条条約などの大戦中の山東問題関連協定は、中国が「甚々苦況ニ陥リタル際」に締結を強いられた「仮協定」¹⁴⁰にすぎず、その拘束力は、中国の対独宣戦の結果、消滅したとの見解を披露した。顧は30分以上にわたって原稿なしで陳述し、真正面の日本の主張に反論を行った。

こうして、顧顧維鈞は、山東半島の歴史的・戦略的・経済的重要性を強調して反論を繰り返して、パリ講和会議において山東権益を中国に還付する決定が実現することを切望すると力説した。さらに、最後はドイツから山東を奪回した日英両国の努力に謝意を表明しながらも、その代価として山東権益を犠牲にすれば、将来に争いの種を撒くのと同じく、中国だけでなく、世界に対しても恥じるべきことであると、威尔遜ら五カ国首脳に釘をさした¹⁴¹。

以下はその要点である。

①山東半島は人種上、言語上、宗教上の何れの観点からしても中国の領土であることは争えない事実である、②山東半島の租借権は、自国の宣教師が殺されたという口実の元で、ドイツが武力を持って中国から奪ったのであり、大会方針である民族自決原則に照らして、中国は山東権益の回収権を有し、第三国にこれらの権益を移譲するのは極めて不正不当の処置である、③中国人にとって、山東は中華文明の発祥地であり、孔子・孟子が誕生した聖地である、④山東省は3600万の人口を有し、人口密度が高く、植民地にはふさわしくない、⑤膠州は陸路と海路両方において首都北京の死命を制する位置にあり、軍事上・

¹³⁹ 『日本外交文書』 巴里講和会議経過概要、59頁。

¹⁴⁰ 同上、57頁。

¹⁴¹ 同上、59頁。

交通上極めて重要な位置を占める要衝である。

これに対して牧野は、日本の膠州湾攻略は対独最後通牒に基づいて行われており、そして膠州湾の占領も中国政府の諒解を得ており、加えて「其ノ後支那政府トノ間ニ友誼的ニ意見ノ交換ヲ為シ同地還付及鉄道等ニ関シ取極ヲ結ヒアリ」¹⁴²と反論し、あくまでも山東問題を日独・日中という枠内に限定しようとした。そして、威尔遜と会議議長のクレマンソーからその取決めの閲覧を求められると、顧維均が関連するすべての文章を提示することに異議なしと即座に明言したのと対照的に、牧野は、これらは秘密条約に関するものであるので本国の指示を仰いでから返答すると渋った。さらに、牧野が「膠州湾については、支那との取極めで明定されているように、講和会議において日本が自由処分権を得た場合、これを支那に返還するはずである」と説明を付け加えたのに対して、顧はすかさず「日本ノ手ヲ経ル煩瑣ナル系統ヲ除キ直接支那ニ還付スルコトニセラレルシ」¹⁴³と断り返した。

顧維均の回顧録に¹⁴⁴、自らの論述が終わると、まず中国代表団から拍手が送られた。続いて、威尔遜米大統領をはじめ、ロイド・ジョージ英首相、バルフォア英外相、ランシング米国務大臣らが歩み寄ってきて、祝辞を述べたほか、この発言は中国の立場に対する卓越なる論述だと、威尔遜とロイド・ジョージから賞賛を受けた。

しかし、山東問題を対ドイツの戦後処理という枠内に限定して、とりあえず難関のパリ講和会議をなんとか乗り越え、それから、格下でかつ比較的に与しやすいと思われた相手、即ち、中国との二国間交渉に持っていけば、米英などの列強に干渉されずにすむ、という心算の講和方針が破産の危機に直面していた。

まず、駐中公使の小幡西吉は、パリの全権と内田外相から電報を受けた後、隣接外交総長代理に緊急会見の申入れを試みたが、二日後の日に実現した陳総

¹⁴² 『日本外交文書』 巴里講和会議経過概要、58頁。

¹⁴³ 同上、59頁。

¹⁴⁴ 『顧維均回顧録』 前掲、185-186頁。

長代理との会見で、かなり激しい口調で中国全権団及び北京政府に高圧的な警告となった。小幡は、「欧米諸国の勢力を援用して帝国を圧迫し、其の目的を達せんとするは結局日本国民に甚しき不快の念を与える」、「国民的自尊心を傷け且国家の名誉体面を無視することなり」¹⁴⁵と非難したあと、このような中国全権の反日的な態度に対して、中国政府から撃肘を加えるように強要した。後に小幡公使自身も認めた、このあまりにも露骨な威嚇的な態度は、日本公使の恫喝及び日本政府の対中圧力として、「日使恫喝事件」と称され、翌日の中国系新聞と外国系新聞に大に報道された。日本国内の原内閣も対応策に迫られた。

2月1日、内田外相は松井駐仏大使から、パリ講和会議で日本の威厳を損ねた、予想外の中国全権の言動について、中国政府及び在日中国公使に対して反省を促し、中国全権の態度を改めさせようという内容の報告を受けた¹⁴⁶。そして、2月5日と8日、二度にわたって、閣議決定に基づく「中国全権の反日態度に関して徐総統に申し入れ方訓令」が、内田外相から小幡公使に指示された¹⁴⁷。一方、日中双方の主張が鋭く対立し、中国側の論述に圧倒された形で終わった1月28日の十人会議の結果について、日本が北京政府に圧力をかけてくるのを中国代表団は予想していた。したがって、顧維均は翌29日にランシングと会見し、日本政府が中国政府を脅迫し、自らの全権を取り消すように迫るのではないかと の憂慮を伝え、アメリカの応援を求め¹⁴⁸、米中協調の強化を図った。

しかし、二回とも小幡の判断によって、見合わせされた。その理由は、政府の指示より早く行われた自らの警告行動に惹起された反日運動の激しさを目の当たりにしている小幡にしてみれば、このような小幡公使の行動と事態に対する危惧からも、この「日使恫喝事件」がもたらした負の影響の深刻さをうかがえる。

それに対して、ランシングは30日、ワシントンのポーク副国務長官に電報を送り、北京のアメリカ公使館を通じて、中国外交部に以下のような内容を伝えるようにと命じた。「いま中国全権団はパリで素晴らしい活躍を見せており、北

¹⁴⁵「小幡より内田へ」、1919年2月4日、『日本外交文書』大正8年、第3冊(上)、127-128頁。

¹⁴⁶「松井より内田へ」、1919年2月1日、前掲書、122頁。

¹⁴⁷「小幡より内田へ」、1919年2月7日、8日、11日、同上、134頁、137頁、144頁。

¹⁴⁸前掲、『日本外交文書』巴里講和会議経過概要、60頁。

京政府が間違った行動をとらない限り、山東権利を回収する機会は大いにある」¹⁴⁹。ポークは翌31日、このランシングからの指示に加えて、「アメリカは、中国政府が日本からの圧力に屈せず、パリにいる全権団に自由処分の権利を与えることを望んでいる」¹⁵⁰と、北京のラインシュ公使に訓令した。

さらに、現に起きた「日使恫喝事件」の二日後の2月4日に、威尔遜大統領にも報告をした。事件の経緯を知った威尔遜は、2月7日にランシングに以下のような指示を下した。「今回の事件の嚴重性をよく理解しており、したがって、北京のラインシュ公使には、中国政府に対して、日本の脅迫に対して自らの立場を貫き、毅然たる態度をとるように念を押すことを指示する」。それと同時に、東京のモリス大使には、日本の外務大臣とこの事件について討論し、北京で起きた事件に対するアメリカの遺憾の意を伝え、日本政府に抗議させた¹⁵¹。

小幡事件をめぐって、威尔遜大統領をはじめとするアメリカ側が示した親中の反応は、北京政府の動揺を防ぎ、パリの中国全権団の士気を鼓舞しただけではなく、アメリカは中国の強い見方であるという印象を内外にあたえた。換言すれば、小幡事件に示された日本政府の高圧的な態度は、原内閣の講和方針の本質は山東で日本による独占的地位の確立であることを明らかにし、日清・日露戦争以来の大陸政策に相通ずるものであった。ラインシュ公使の言葉を借りれば、原内閣の政策転換は、手段こそは変わったが、目的は以前の内閣のそれと何ら異なるところはなく、中国支配という同一の目的に向かっているものだった¹⁵²。つまり、組閣して以来標榜していた「対中不干涉」という外交路線の破綻を露呈させ、大隈内閣の二十一か条以来のアメリカの強い対日不信感をさらに強める結果に繋がった。二月以後は国際連盟創設に関する議題が中心となったことに加えて、アメリカの威尔遜大統領とイギリスのロイド・ジョージ首相が相次いで一時帰国をしたこともあって、山東問題をめぐる正式な交渉は四月下旬に至るまでまったく行なわれず、非公式な日中間または日米間の交渉も

¹⁴⁹『日本外交文書』巴里講和会議経過概要 60 頁。

¹⁵⁰同上、60 頁。

¹⁵¹同上、60 頁

¹⁵²ラインシュ著、李抱宏・盛震潮訳『一個美園外交官使筆記-1913-1919年、美国駐華公使回憶録』商務印書館、1982年、257頁。ラインシュはウィルソン大統領宛ての手紙の中で、このように訴えたのである。

ほとんど皆無であった。しかし、当然なことに、裏面で日本全権団は英・仏・伊など関係諸国と内交渉を進め、中国全権団もその主張と立場を宣伝することに努力した¹⁵³。

日本全権団が山東問題をめぐって、米、英、仏、伊各国に自らの主張を支持するよう働きかけたのに対して、英・仏両国は戦中日本と結んだ密約もあって、支持の意を伝えたが、アメリカの対応だけは違っていた。アメリカ代表団はすでに4月10日の時点で、山東権益の中国への直接返還を主張する方針で、コンセンサスを得ていたのである¹⁵⁴。しかし、1915年の日中条約を前提として日中間で交わされた、1918年9月の山東関係交換公文の中に、中国が「欣然として同意」¹⁵⁵するという一句があったことと、北京政府がすでに鉄道建設借款の前賃金として日本政府から二千万円を受け取っていたことが、条約開示によって明らかになっていた。これは中国全権団の主張を無力化させる致命傷となっただけでなく、アメリカの中国への支持をも大きく揺らがせる障害物となり、これまで日本に大きなプレッシャーを与えつづけた「米中協調」の足並みも崩れ始めた。中国への山東権益直接返還の実現がますます困難となっていくなかで、威尔遜大統領が受け入れたのは、ランシングから提言された山東権益に対する五大国共同管理案であった。すなわち、「米英仏伊日からなる五大国は直ちに共同委員会を組織し、放棄された領土の処分を遅滞なく決定する」という項目を講和条約に書き入れ、山東権益の処置をもこの五大国共同委員会に委ねるという提案であった¹⁵⁶。そして、ランシングはすぐ4月15日の米英仏伊日五カ国外相会議の席で、上述の共同管理案を提唱したが、膠州湾は植民地ではなく、租借地であるという牧野の反論に遭い、不発に終わった。

4月18日の四首脳会議で、威尔遜は山東問題に触れ、ランシング案を踏襲しつつ極東情勢に対する自らの関心を示し、極東及び世界の恒久的平和確立のために、中国における勢力圏を列強が率先して放棄すべきだという持論を披露し

¹⁵³中国全権団は、2月15日に山東問題に対する中国政府の主張を、パリ講和会議に正式に提出した。その内容については、王芸生『六十年来中国与日本』前掲書、272-286頁参照。

¹⁵⁴『日本外交文書』巴里講和会議経過概要、前掲書、61頁。

¹⁵⁵外務省編『日本外交年表主要文書』上巻 463-464頁。

¹⁵⁶『日本外交文書』巴里講和会議経過概要、前掲書、61頁。

た¹⁵⁷。

したがって、外交調査会で、原首相は「青島ニ関スル我帝国ノ要求ガ不幸ニシテ支那全権ノ妨害スル所ナリ、直接還付又ハ国際管理ノ下ニ帰属スルガ如キコトナリテハ、到底我帝国ノ忍ブ能ハズ」¹⁵⁸と、山東権益の日本への無条件譲渡の方針を強硬に主張していた。

さらに日本政府は、「青島還付問題に付ては支那側の運動よりて直接独逸より還付を受けんと主張或は多数とならんとするの虞あるに因り同島は我武力によりて占領し、又日支条約は支那が参戦已前に締結したるものなるに因り絶対に我主張を貫徹せしめざるべからず、万一多数を容れざる場合には連盟条約に調印せずして訓令を乞ふべしと強固たる訓令を我全権に送付する事となし直に発送の手續きをなせり」¹⁵⁹と、全権団に山東問題に関する厳重な訓令が送付された。このように、日本全権団は、本国政府からの最後通牒とも言うべき訓令によって、山東権益の無条件譲渡は「帝国政府ノ最終ノ決定ニシテ、何等ノ変更ヲ許サザル次第ニ付」、仮に日本の主張が受け入れられなければ「国際連盟規約ニ調印スルコトヲ見合サレ直ニ請訓セラレ度」¹⁶⁰と妥協の余地を失われ、ますます硬直した姿勢で威尔遜との直接会談に臨んだのである。

山東問題が四首脳会議に上程される前日のに、牧野・珍田両全権は威尔遜大統領直接会談をした。この会談で、威尔遜はまず自分の世界観と理想主義を語り始め、「恒久的な世界平和確立するために、列強は各自の利害関係を超越して、既得利権を放棄すべきであり、だから自分はフューメ問題でイタリアの要求に反対した」と訴えた。そして、「極東の平和は、世界平和の全体に関わっている」と、世界情勢に影響を与えうる山東問題の重要性を強調した。さらに、山東問題をめぐる日本の一連の政策は、「中国の人々に疑念と不安感を抱かせ、極東に不安定な情勢をもたらす」と力説し、ランシング案に基づいて、山東権益も他の旧ドイツ植民地と同じように、連合国の共同管理に委任させることを再度提案したのである¹⁶¹。

¹⁵⁷ 『日本外交文書』 巴里講和会議経過概要、前掲書 61 頁。

¹⁵⁸ 同上、67 頁。

¹⁵⁹ 原奎一郎編『原敬日記』 福村出版、1965 年、第 8 巻、1919 年 4 月 21 日、199 頁。

¹⁶⁰ 同上、67 頁。

¹⁶¹ 「松井大使から内田外相へ」、1919 年 4 月 22 日、『日本外交文書』 前掲、大正 8 年、第

これに対して、政府からの厳重訓令に束縛された牧野は、山東問題が日本の要求通りに解決されない場合は、条約調印の拒否と会議からの脱退の可能性があることを示唆した。ここには協調路線に必要な不可欠な妥協姿勢は皆無だった¹⁶²。こうして、威尔遜によって提案された五大国管理案は日本全権に強く拒否され、ここでも、牧野全権は先述した政府の訓令を踏まえながら、これまでの日本の論拠を繰り返し、満足な解決が得られない場合は講和条約に調印しないと再度強硬に主張した。

このような状況に直面して、威尔遜にできることは、「極東の平和は日本と中国に関わるものであり、日本は中国における権利のみを強調しているが、国同士はお互いに対する義務をまず第一に考えるべき」であると、自らの理想主義に訴えることのみであった¹⁶³。

以上の経緯からも分かるように、威尔遜大統領は中国の主張に対して、相当同情しており、それを実現するために努力もした。そうすると、残った主要国はアメリカとフランス両国のみで、国際連盟を含め講和会議まで破綻することになると、威尔遜は危惧していた¹⁶⁴。このような非常に困難な局面を打開するには、威尔遜大統領の新たな対応策と政治決断が必要だった。会議で、中国側は、一貫して日中条約無効と山東権益の直接還付を訴えていた。これに対して、威尔遜は、1915年と1918年の日中間の条約や協定の存在が、中国の立場を劣勢に立たせたと指摘し、さらに、英・仏両国が日本を支持せざるを得ない立場に立っていることから見ても、事態が中国に有利に展開することはきわめて困難になっていると述べた¹⁶⁵。

そして、威尔遜は、山東問題は不本意な結果で終わったが、講和条約の成果として誕生する国際連盟の場で中国の待遇改善を求めることができると、訪れてきた陸徴詳と顧維均にアドバイスし、その際にはアメリカが中国を支持すると

3冊(上)、244-245頁。

¹⁶²同上、245-247頁、そこで、「講和会議において右条約とは全然異なりたる方法に依りて解決せらるるとせば、日本に於いては意外の感に打たれ民心の激昂を来たすは勿論、斯の如く既に明白に定りたる条約を無視して本問題を全然別個の処分方法に委するに於ては或は我全権が予備条約に調印することを得ざるに至るやも計り難し」と激しく反発。

¹⁶³『日本外交文書』巴里講和会議経過概要、前掲書、68頁。

¹⁶⁴『日本外交文書』巴里講和会議経過概要、69頁。

¹⁶⁵同上、70頁。

約束した¹⁶⁶。つまり、威尔遜は、自らの「新外交」理念を普遍化させるには、国際連盟の創設が必要不可欠であると考えており、また、その国際連盟が持つ拘束力が、日本の極東におけるアグレッシブな政策展開を牽制するのにもっとも有効であると信じていた。威尔遜は、「我々は日本を国際連盟に参加させるために必要とされるすべての努力をしなければならない、もし日本が国際連盟に加入しなければ、日本は極東で思うが儘に行動するだろう」¹⁶⁷と考えたのである。

こうして、中国側の必死の外交努力とアメリカの援護も結果を残せず、結局、山東問題に対する日本の要求が貫徹され、ヴェルサイユ条約の第156条から158条に盛り込まれていった¹⁶⁸。結果的に、中国全権団は、国際連盟に加盟する道として対奥条約を調印し、対独講和条約に関しては、中国の体面を全く考慮しない条約に「調印すれば中国の外交前途はなくなる」¹⁶⁹と憤慨して、6月28日の調印式への出席を拒否した。

3、パリ講和会議の結果をめぐって

山東問題をめぐって、パリ講和会議における関連諸国の一連の外交政策及びその展開過程が明らかにしたように、第一次世界大戦に起因する山東問題は、日中両国が争う焦点だった。とその同時に、大戦後の日中関係は、もはや単純な両国間関係ではなくなった。

中国問題を利用して日本を牽制しようとした巨大国アメリカの外交姿勢に、原内閣は外交政策の転換、すなわち対米英協調策をもって対抗しようとした。しかし、そもそも、原は威尔遜の理想主義に疑念を抱いており、威尔遜と全く違う中国論を有していた。原は、中国の富国強兵化は数十年で成功するものではないし、そもそも日本の利害からして中国の統一・富国強兵化は必要でないとした。また、たとえ中国が分割されたとしても、その時には、日本も分け前

¹⁶⁶ 『中日関係史料』一 巴里和会と山東問題、前掲書、202-203頁。285-286条。

¹⁶⁷ 同上、70頁。

¹⁶⁸ 『日本外交年表主要文書』上、前掲書、491-493頁。

¹⁶⁹ 陸致北京政府外交部、1919年6月26日、27日、中日社会科学院近代史研究所主編『秘笈録存』中国社会科学出版社、1984年、221-223頁。

をとればよいと考えた¹⁷⁰。

したがって、山東問題をめぐって、原内閣が山東権益の継承に固執した結果、二十一か条以来のアメリカをはじめ列強の対日不信感は払拭されるどころか、さらに深められ最悪の状態になった。これは結果的にアメリカを刺激し、日本を牽制する極東新秩序作りに急がせたと考えられる。

また、国権回収および不平等条約改正への外交努力は、評価すべきものである。同時に欧米留学の経験をもつ「親米派」の外交舞台への登場と活躍は、「援段政策」で代表される「親日派」の地位低下、没落を意味し、旧来の威圧的な日本の対中政策の終焉も意味した。

最も重要なのは、そのパリの平和会議の結果は、中国の民衆の喚起につながって、五四運動はその端的な表現に過ぎなかった。日本の山東省に対する独占意欲は、中国に警鐘を鳴らし、アメリカに刺激を与えた。

第二節 日本新聞界と五四運動

本節は、日本のマスコミ界は当時、五四運動についてどれだけ理解したのか、中国側の要求をどのように答えたのか、どのように対応したのか、世論形成に大きな影響力をもつ新聞の報道はどのように報道されたのかなどについて、分析して行きたい。

1、「支那人の盲動」

五四運動の第一報が日本に入ると、日本のマスコミには、まずそれが中国人の盲動だという見解を示している記事が多かった¹⁷¹。

『朝日新聞』は5月5日夕刊コラムで、五四運動の学生の挙動を「支那人の盲動」だと決めつけ、それは山東問題に対する中国人の「誤解の結果」だという。膠州湾の間接還付が何故中国の辱なのか、それを直接ドイツより受け取る

¹⁷⁰前掲、『原敬日記』第4巻、1917年9月29日の条参照。

¹⁷¹五四運動の対象であった日本側資料の整理刊行につて、藤本博生『日本新聞五四報道資料集成』（京都大学人文科学研究所、1983年）がある。本節は、新聞の論説を主に藤本氏の労作を資料として参考している。

と日本より受け取るとの違いに、中国として何の損得があるのか。こうした「東亜の大局」も考えずに小名分論から生じた「盲動」で中国のために悲しまざるをえないという¹⁷²。また、別の論説では、青島をドイツより直接回収しようとするのは「厚顔無恥」も甚だしいことで、これに失敗したにもかかわらず、却って「似而非」の愛国運動をして騒動するのは「沙汰の限り」だという¹⁷³。

『毎日新聞』は「学生団は曹邸の家具を破壊し放火せるのみならず掠奪をすら行へる形跡あり其非文明の行為唾棄するに堪へたり」との記事を掲げている¹⁷⁴。また、社説では、「冷静なれ支那人」では、山東問題で騒いだ学生の運動は、「対手を知らず、自己を知らず、徒らに空想的結果」であって、「支那の為に惜しみ、東亜の為に悲しみ、世界の平和の為に憂う」という¹⁷⁵。

学生運動への軽蔑、軽視から、多くの新聞論調は、この運動を外国人もしくは一部の中国人策士の策謀とみなしている。たとえば、『朝日新聞』の「北京の焼打事件には 深き根抵あり」と題した論説は、二十一か条要求の最後通牒日を国辱記念日として、国民大会を中国各地で開催したのは、外国人宣教師の煽動によるものだと断言した¹⁷⁶。

さらに、10日付けでは、「策士の支那」と題し、「先般北京に於ける騒擾は、国民的昂奮の結果でなく、主として一部策士の政治的陰謀なることが漸次明瞭になった」¹⁷⁷とし、その策士とは日本で教育を受けたもので、曹汝宗邸を襲わせた動機は「全く自家の勢力擁護の為である」という。前述の『毎日新聞』の6日付けの社説「冷静なれ支那人」も、「日支両国を離間し、支那の衰弓引こ乗じて其管理の手を進んとする、野心ある外人の煽動に駆けられ、最展の引側を受くるの愚に陥るべからず」と書いている。

五四運動を英米の煽動と決めつける点では、『国民新聞』は、『朝日新聞』や『毎日新聞』よりも一層徹底していた。五四運動発生を報ずる記事は、「北京に…

¹⁷²藤本博生『日本新聞五四報道資料集成』（京都大学人文科学研究所、1983年）『朝日新聞』1919年5月5日夕刊。

¹⁷³『朝日新聞』1919年5月10日夕刊。

¹⁷⁴『毎日新聞』北京特電5月6日。

¹⁷⁵『毎日新聞』5月6日朝刊。

¹⁷⁶『朝日新聞』5月6日。

¹⁷⁷藤本博生『日本新聞五四報道資料集成』（京都大学人文科学研究所、1983年）『朝日新聞』1919年5月10日。

…突如として排日暴動起る外字新聞の流言に唆かされた」と指摘し、「何も彼も英米の指金支那を共同管理せんとする腹黒の威尔遜」と報じた¹⁷⁸。また、8日には「暴動と外務省緊張日支国交の由々敷大事」という見出しで、中国の排日運動の原因は寺内内閣以来の「乱脈外交」の結果だが、「某大国が自国の勢力扶植の為頻りに策を廻らして我勢力の駆逐に努め」たことも、「禍因」を為したという¹⁷⁹。

ところで、5月10日頃には、親日的と見なされていた張継、何天欄、戴伝賢の三人が新聞記者を集めて発表した「日本国民に告ぐ」が、各紙に掲載された。それは、日本の朝鮮、台湾侵略の非を説き、軍閥とかわるところのない諸政党や、新聞の対中国政策論に深く絶望の意を表した。そして日本国民が「自由平等互助の精神を以て根本的に其政治組織を改造し其伝統的政策を除き世界の民主的文明の潮流と共に進み平和を愛し徳義を重んじ以て友たらん事を求む」と呼びかけていた。これに対する応答として、『大阪朝日新聞』では、「対支策の眼目」で、今回の運動を煽動あるいは誤解により生じたものだとする見方を訂正した。張継のような日本に最も好意をもつ人でさえ日本に対する「絶縁状」を提出しているから、対中政策は、「少しく根本に着眼し掛かる」ことが必要だと、張継らの発言への省察を求めたのである。しかし、だからと言って同紙の社説や報道の調子が改まったわけではない。「根本に着眼」とは、賞金などを中国内地の学校建設に充てるなど融和策の徹底を唱えるだけの程度の意味であり、「日本国民に告ぐ」が根本から問題にした帝国主義の侵略性を問い直せという意味ではなかった¹⁸⁰。

2、「日貨排斥」への関心

こうした中で、五四運動という学生を先頭とする中国民衆の立ち上がりよりも、新聞界の関心は、日貨排斥の方に傾くようになる。

『毎日新聞』の見出しには、「天に向て噂する支那 愚劣極まる排貨運動」(上

¹⁷⁸ 『国民新聞』1919年5月6日。

¹⁷⁹ 『国民新聞』1919年5月8日。

¹⁸⁰ 『大阪朝日新聞』1919年5月13日。

海特電、5月13日)、「過激派思想の蔓延を激成せんとする排日運動」(上海特電、5月17日)、「排日熱益城烈」(5月20日)、「支那米買占の噂に山東問題が重って騒ぎが持上ったか 蕪湖の排日暴動」(5月22日)「彼方にも貼たり此方にも貼たり 排日の貼紙」(5月24日)というような見出しが充満する。

また、『朝日新聞』には、「日貨排斥の効能は暑いのに冬帽子を冠って歩く滑稽な上海の支那人」という記事があった¹⁸¹。28日に長崎へ帰着した邦人の談として、日貨排斥のために夏用の麦わら帽子がひとつもなく、上海では暑いのに冬帽子で歩いているという話を載せて、運動を揶揄しているのである。また夕刊もこれを取り上げて、「日支の関係に対する無限の啓示があるではないか、日貨を排斥すれば盛夏にも冬帽子を被らねばならぬ」という¹⁸²。

しかし、6月に入って「狂乱状態」とも形容された山東問題に対する中国民衆の怒りは、もう無視を許さなくなった。五四運動が全国に広がり、上海では学生、商人、労働者の合同ストライキ「三罷」が行われた。それに際して、『朝日新聞』は「支那人心を緩和せよ 徐済順鉄道に就て」という社説を掲載し、アメリカから提唱された「門戸開放」の金融版ともいうべき日英米仏による対華新借款団の結成計画に賛成し、山東の鉄道利権を新借款団に提供すべきだと論じたものである。山東は「毛髪末」のような満蒙西藏と違って、中国にとって「腹背」のような存在で、満州占領と同じ扱いをするのは「謬れるも太甚だし」という¹⁸³。

一方、『毎日新聞』は「排日運動の前途」と題する論説を載せて、危機感を募らせている。「一般的排外騒動となり更に亡国的社会革命を招致するの虞なきや」と運動の反帝反封建闘争化を憂慮し、「支那官憲の力の如きは殆ど頼むに足らざるなり」として、中断しているの政府の北京政府援助再開を要求するようになるのである¹⁸⁴。そして、山東の鉄道利権を四大国に提供することによって、中国人の日本への誤解も解けると説いた。日本が山東占領の「謬を乱す」ことに努めなければ、恐らく中国人心の「反感と恐慌」とは永久に解かれないだろ

¹⁸¹ 『朝日新聞』1919年5月29日朝刊。

¹⁸² 『朝日新聞』1919年5月29日夕刊。

¹⁸³ 『朝日新聞』1919年6月3日。

¹⁸⁴ 『毎日新聞』1919年6月10日。

うと、反省の方向も示したのである。また、7日の社説で、「我より進んで強圧手段を講ずべきでない」と述べ、「日本を信頼せしむべく、従来の外交方針を改めたるの実を示」すべきだと強調している。帝国主義政策の継続については異論はないが、中国人の反発を和らげる方策をとり、欧米との協調を重視しなければならないと警告を發したのである¹⁸⁵。

その時、上海にいた孫文は、『大阪朝日新聞』の特派員・太田芋之助の求めに応じて沈黙を破り、痛烈な日本弾劾の一文「日本朝野に憩ふ」を寄せた¹⁸⁶。

これに対し翌日の「孫逸仙氏に答ふ」は、あくまでも日本の正しさを譲ろうとせず、孫文の議論は誤った事実を基礎としているため偏見に陥っていると、遺憾の念を示しながら斥駁した。日本は「世界の大大勢」にしたがって「旧式なる帝国主義、固値なる侵略主義」¹⁸⁷を捨てていると強調し、中国に対する「頑迷なる一部軍閥者流の夢想せる所謂侵略主義」を行わないことについて、孫文の意見と一致していると説いたものである。

パリにおける中国全権代表の講和条約調印拒否の知らせは、「突飛なる支那」（『朝日新聞』、7月1日）、「憂ふべき支那」（『朝日』、7月12日）、「飛んだ不吉の報道」（『国民新聞』、7月2日）など各新聞に中国を非難する記事が一辺倒であった。

7月19日、「寛城子事件」が発生した。寛城子という長春北、中東鉄道南端の駅で中国兵と一日本人の争いから、日中両軍が衝突した。日本軍には多くの死者が出た。これを契機に報道界の絶叫は、一段と高ぶった。

『朝日新聞』は「惨虐を極めし支那兵の暴行」の社説を出し¹⁸⁸、「責任は全然支那側にありしやに解せらる」と強硬な談判するよう要求した¹⁸⁹。また『毎日新聞』は、日本側の対策として、(1)日本の「援助」のもとに強力な中央政府を組織させる、(2)満州の統治権を委託させる、のいずれかを実現せよと提案した。こうして「寛城子事件」を契機に、一挙に排日運動にも直接干渉の手を出すべしとする風潮が現れてきた。

¹⁸⁵ 『朝日新聞』1919年6月7日。

¹⁸⁶ 『朝日新聞』1919年6月23日。

¹⁸⁷ 『朝日新聞』1919年6月24日。

¹⁸⁸ 『朝日新聞』7月22日。

¹⁸⁹ 『朝日新聞』7月26日。

8月28日は、『朝日新聞』が「日支親善の根本主義」の記事を載せ、中国が無条件に日本を「信頼」し、日本なくしては「支那の領土保全」がない、と警告を發した¹⁹⁰。

3、『外交時報』の見方

では、当時の日本を代表する外交関係の専門雑誌『外交時報』は、五四運動をどう見ていたか。

まず、パリ講和会議開催中、『外交時報』に「民族自決主義と植民地問題」（山本美越乃、343号、1919年1月20日）という論文が載せられた。それによれば、「民族自決主義」という言葉は大戦の終末期に出てきた言葉だが、この主義を適用するには前提が必必要である。つまり、ある民族が自ら自己の運命を決しようとする「自覚心」そして、実際、これをなしうる「資格」があつて初めて実現できる。だが、各国が領有する植民地の多数は、「自覚心」もなければ「資格」もないので、戦後この主義を直ちに適用させようとするのは「大なる謬理」である。それは、「幼年者」に完全なる「独立人」の資格を与えようとするのと等しい。したがって、その名は「美」だが、「実」をおさめないことは決して想像しがたいものではないという。さらに、論文の後半は、植民地に対する母国の監督指導、そして自国の存立に重大なる関係を有する自決問題で妄りに第三国の干渉、または「容噴」を許すべきではないと訴えた。暗に中国に対して日本が指導的地位に在るという特殊関係、そして中国における日本の主導権に他の国は干渉すべきでないことを示唆している。

1月28日、中国の出席した五大国会議で、山東をめぐる日中両国の衝突が始まると、2月5日の日付で、内藤湖南の論説「支那の真相暴露」（1919年3月1日、344号）が載せられた。中国側の主張に対し、内藤湖南はパリ講和会議における中国代表の要求を「暗中飛躍」だといい、「日本の手より離れ、米国に頼り、以て自国の位置を講和会議に於いて承認」させようとしたと理解した。内藤湖

¹⁹⁰ 『毎日新聞』7月26日。

南は世界における日本の位置が相当認められている以上、日本が中国の行動に「格別の考慮」をする必要はないと主張する一方、中国代表の要求提出に対して「意外の念」を表明した¹⁹¹。つまり、内藤湖南から見れば、中国が内乱亡国の瀬戸際で、利権回収や自国存立などを議論するより、日本に頼って発展していくのが現実的である。中国代表の行動が自国の位置を低下させるだけでなく、政治的能力の無さも露呈しているという。こうして、中国人の政治的能力がないという見地から見た排日運動は、中国の親日派や日本の勢力を打倒するための親米(英)派及び米(英)勢力の陰謀に由来することになり、『外交時報』の論説もまたしばしばそのような立場を取っている。

「山東問題に就て」(田中卒一郎、1919年5月15日、349号)という論説は、「支那より日本を駆逐し米国をして支那人の保護者たらしむ」という雑誌『亜細亜』の指摘に同感の意を表明している。そして、山東問題をめぐるアメリカの威尔遜大統領の政策は、明らかに日本を敵とするものだと指摘した。「『面目腹米』の徒は今なほ山東問題に対する我国の要求を利己的なりと非議して障らず」と批判し、運動の背後にアメリカの煽動があると主張した。また田中は、英仏両国における威尔遜の甚だしい不人気の事実を指摘し、山東問題を含め、人権差別撤廃問題も列国の反応を充分配慮し、日本の国際的地位上昇を期すべきだと提唱した。ここで、彼が山東問題を「未だ解決せられざる」ものと捉えていることにも注意しなければならない。山東問題は二十一か条で解決済み、というのが当時の一般的公式見解だった。あるいは、一步を譲っても、4月末のパリ会議で日本の要求が認められたことをもって決着がついた、と考えるのが普通だった。しかし、ここであえて「未解決」と表現したのは、列国の関心がここに向けられていることを意識したのだと思われる。すなわち、ここで日本が国際世論を敵にまわすような威圧手段に出れば、山東問題はまたいつか掘り出されるかも知れないと警告したかったのである¹⁹²。その後も、排日運動に対する『外交時報』のこのような姿勢は、一貫してつらぬかれている。例えば、橋本増吾「排日情形と支那委員の対独和約不調印」(1919年8月1日、354号)によれば、中国の排日運動や日貨運動、調印反対などの運動は、主として親米

¹⁹¹ 『外交時報』1919年2月5日。

¹⁹² 『外交時報』1919年2月8日。

派委員顧維鈞、王正廷ら一派と連絡を保っている。これらの国内国外の「策士」は山東問題で日本の勢力を駆逐し、親日派を倒そうと考えているという。

欧米諸国の中国復帰に神経をとがらせつつ、五四運動は「我が国に取ては憂慮すべき重大問題」だと主張したのは、「山東問題に関する日支主張の当否」（泉哲、1919年6月1日、350号）であった。そこでは、講和会議後、山東問題をめぐって中国国内の排日気運が全土に波及しようとする情勢が認識され、それが、日本の「経済的発達を阻害」する重大問題になっていると指摘されている。日本の国情は「中国の富源に俟たなければ商工業の発達を期することは殆ど不可能の境遇」にあり、経済上中国と分離できないから、日中両国の感情の「疎隔」は、実に日本の「経済的発達を阻害」する「重大問題」だという。だが、ここでも、五四運動における学生運動の本質を見抜けずに、日中両国の「不調の原因」を単に「局部的禍根」の存在に求めていた。理想を標模するアメリカでさえテキサス併合の行為やメキシコに対する政策を行っているから、中国側も日本の主張を受け入れ、「局部的禍根」を取り除くべきだと暗に提唱したのである¹⁹³。さらに、自由な意思に基づかずに高圧な手段による日中条約の締結が無効だという中国側の主張は、泉哲の論から見れば、アメリカの支持を得て「国際旧慣例」を打破しようとしたものと認識された。泉哲は、土地の割譲による権利の獲得は自由意思によってなされたことは殆どなく、先例と習慣を重視するイギリスも容易にこれを首肯できないだろうという。しかし、これは民族の自主的発展の立場より列強の利害関係に重視し、その隙間に乗じた日本の中国進出とその帝国主義的地位の擁護に腐心したものにすぎない。山東問題の処理において、もし1915年の日中条約が無効となる結果が生じるなら、それに伴って南満州東部、内蒙古に関する条約も無効とならざるをえないのである。それは日本国のもっとも「苦痛とする所」であり、到底「忍べないところ」と、彼は主張した¹⁹⁴。

7月に入って、排日運動の昂揚とともに、『外交時報』の論説も反省の方向を示した。「対支政策の根本的改革を促す」（泉哲、353号、1919年7月15日）は、五四運動に対する『外交時報』の一応の総決算である。そこで、日中両国「阻

¹⁹³ 『外交時報』1919年5月15日。

¹⁹⁴ 『外交時報』1919年5月15日。

隔の因」について、日本は「重大なる責任」を有すると、彼は表明している。排日運動について煽動説を採らず、中国の排外思想の本質が、「外国が支那の領土を租借の名義に依り割譲」したことに始まると洞察している。また、日本とのかかわりでは、きっかけとなった山東問題の背後に横たわる真の問題の深さを指摘している点が注目される。泉哲からみれば、山東問題は重大事件ではなく、中国人の「心裡に充ち満ちたる排日的思想」の導火線にすぎない。「台湾を取り旅順を租借し山東を占領したる事は如何に民国人の頭を刺激したる」か、また、1915年の二十一か条要求が、日本は「隣国の故を以て一層危険なる国」だと中国人に見られても「当然の結果」だと論じた。泉哲は、中国政策における外務省と参謀本部の対立という日本外交の失敗を責める一方、「租借を以て領土の割譲」と見なす国際法学者も批判し、租借は「体裁のよい領土掠奪」であって実質的には「詐欺的行為」だと主張した¹⁹⁵。日本に対する排外思想を取り除き、いかなる方法によって両国民の「融合」を実現すべきかを泉哲はこの論説で、日本に対する排外思想を取り除き、いかなる方法によって両国民の「融合」を図るかについて、つぎのような解決策を示している。

- (1) 国民外交の機関を設け外交方針を確立する事
- (2) 租借権の共同返還
- (3) 他国に率先して治外法権の撤廃を承盛し、他国を窓潰してこれに習わせる事
- (4) 朝鮮及び台湾に対する植民政策の根本的改善
- (5) 両国民間の了解を促進する手段として中学校における漢文の授業を「支那時文」にし、これを中国語で教授する事
- (6) 積極的親善策として幾多の施設を為す事¹⁹⁶。

しかし、その後の展開に於いて、このような見解に十分な考慮が払われたとはいえない。著名な東洋史学者桑原随蔵の「対支政策管見」（1919年、8月15日、355号）は、日中の現状の責任を日本人のみが負担すべきではなく、日中関

¹⁹⁵ 『外交時報』1919年7月15日。「対支政策の根本的改革を促す」

¹⁹⁶ 『外交時報』1919年7月15日。「対支政策の根本的改革を促す」。

係の疎隔の最大原因は「支那人の覚醒せざる」ところにあると主張した。中国人は日本に対して強い「嫉妬精疑心」を抱いているだけではなく、アメリカの「虎威」も借りて日本を排斥しようとしている。従ってたとえ日本が中国の要求を聞き入れ、中国人のいわゆる侵略主義と軍国主義をやめたとしても、「日支親善」の現実は容易でないという。彼は、自分の理解しているような「支那人の国民性」を、日本政府がうまく操作すれば、中国を日本の全面的な勢力下に取り込められるはずだと考えていた。「支那から交渉して来れば、成るべく早く山東還付の期日を協定するがよい。又支那から懇請し来れば、高徐順済鉄路問題も考慮してよい」という¹⁹⁷。このように五四運動にたいして、新聞界では、この運動のもつ意義をとらえることのできたものは、ほとんどいなかったといえるだろう。野村浩一氏が総括するように、「『日貨排斥』の矢面に立ったということもあってか、むしろ狂乱状態に近い『シナ膺懲論』が国内を支配した」のが実情だった¹⁹⁸。

パリ講和会議で、日本は山東問題について勝利したように見えた。しかし、アメリカがこの講和条約の批准を拒否したことは、極東における国際対立、とくに日米の対立が新たに開始したことを告げていた。中国とアメリカの不参加によって、山東問題の解決はワシントン会議に持ち越されるのである。

¹⁹⁷ 桑原随蔵「対支政策管見」、『外交時報』1919年8月15日。

¹⁹⁸ 野村浩一『人民中国の誕生』、『中国の歴史』9)、講談社、1974年、62頁。

第三節 吉野作造と黎明会

1、朝鮮の三一運動と五四運動

朝鮮の三一運動は、五四運動のモデルだ、とよく言われる。

三一運動は、日本の植民地下に置かれていた朝鮮人が、国王高宗の葬儀をきっかけに1919年3月1日、ソウルのパコダ広場へ集結し、独立宣言したことに始まる。パリ講和会議では、威尔遜大統領により提唱された民族自決主義が審議され、日本当局は迅速な対応を迫られたが、独立運動はその後、朝鮮全土、さらに国外へと拡大していった。

他方、中国でも5月4日、講和会議で山東省のドイツ権益が日本へ譲渡されることが決まると、北京の学生が抗議集会を開き、日本商品のボイコットなどの抗日運動が全国各地へ波及した。公表された「北京学生界宣言」では、三一運動に触れ、「もし国家の存亡、国土の割譲、問題の急迫に際しても、国民がなお一大決心を下して最後の奮起をなしえないとすれば、これは20世紀の劣等民族であり、人類として語るに足るものではない」と決起が促され¹⁹⁹、同様の反応がみられた。

同じく、日本の国内世論は、五四運動を「盲動」と罵倒する中であって、吉野作造は対華二十一か条要求時期と違って、中国の学生運動に同情と支援の意を表明するようになった。

2、黎明会の創設

ここでは、まず、三一運動と黎明会との関係を明らかにしたい。

黎明会は、吉野作造と経済学者の福田徳三が中心となり、結成された学者・知識人の啓蒙団体である。黎明会の大綱として、次のようなものが掲げられた。

一、日本の国本を学理的に闡明し、世界人文の発達に於ける日本独特の使命を発揮すること。

¹⁹⁹西順蔵編『原典中国近代思想史』第4冊、岩波書店、1977年、249頁。

二、世界の大勢に逆行する危険なる頑冥思想を撲滅すること。

三、戦後世界の趨勢に順応して、国民生活の安固充実を促進すること²⁰⁰。

要するに、「黎明」とは、上記の三項目を掲げ、大正デモクラシーの「黎明」を告げた思想運動である。黎明会の主な活動は、月に1回の講演会とその筆記の公刊にあった。第1回講演会は、ちょうどパリ講和会議が開会した1919年1月18日に挙行された。三一運動は会が始まる間もなくの出来事であった。

「集団には米国人経営のセブランス病院看護婦五、六名加はり其看護婦の手より盛に宣言書を散布されたるが中一名は其筋の手に引致されたり因に過日來の騷擾に際し必ず何処よりともなく数名の外国人群衆の中に現れ見物し居たり²⁰¹」。

「殊に外人中排日思想を有して之を濫用する者あり、朝鮮人民を欺瞞して其資料とせんとするもの少からざるが如き、朝鮮人の最も注意せざるべからざる所なり」²⁰²。

「何等政治的自覚を有しない無力温順な彼等鮮人が恰も文明国人の立憲的運動にも等しい表面に比較的統一静肅な示威運動を行ひ得たことに不審の感を懐くと同時に其裏面に何者か魔者の手の動いて居る事を予覚せずには居られない果然同日運動を招来せしめたた迄の過程に亜米利加人を中堅とする朝鮮在住の宣教師耶蘇教徒の輩が如何に要意要意周到な所を用いたか判明する」²⁰³。

「いずれも民族宗教である天道教やキリスト教信者により煽動され、さらに背後に、外国人宣教師などの黒幕が存在したなど、運動の他律性・謀略性が強調されたことが分かる」²⁰⁴。

²⁰⁰吉野作造「朝鮮問題」、『吉野作造選集』9、前掲166頁。

²⁰¹『東京朝日新聞』「米人の看護婦」1919年3月7日。

²⁰²『東京日日新聞』「日鮮の融合」1919年3月4日。

²⁰³『国民新聞』1919年3月7日。

²⁰⁴武藤秀太郎「三・一運動と黎明会」、国際日本文化研究センター、2005年、137頁。

こうした世論が形成される中、黎明会では3月19日、朝鮮人学生を招いて例会が開かれた。会記録によれば、学生3名が「極めて冷静に至誠を披瀝して、彼等の所見を開陳した」という²⁰⁵。当然、これらの学生の意見をふまえてであろう、吉野作造は三日後の22日に行われた黎明会第3回講演会で、何より自己が反省すべきことを、次のように説いていた。

「朝鮮で排日運動が起った。あれは某国宣教師の煽動だとか又は天道教の煽動だとかいふ。或点までは此等の非難も事実でありませう。けれども、尚ほもう一つ退いて吾々自ら反省するといふのでないと、根本の解決に至らない。…自己を反省するといふ、さういふ訓練を欠くことの結果として、もう一つ問題の根本解決に妨ありと思ふ事は、為めに相手方の気持、相手方の心持を諒解するといふことを努めないといふ事であります」²⁰⁶。

「第三者が煽動したという見方はまた、少数の有力者さえ押さえれば、他国をコントロールできるという考えを生むこととなる。その結果、本来相手とすべき「国民」が無視され、外交が形式主義に墮している」と武藤秀太郎が指摘する」。

さらに当講演会では、福田が次のように朝鮮の独立要求へ理解を示していた。

「先達も或朝鮮の学生が言つて居る、日本に合併せられて吾々の生活が如何に善くなつても吾々は非常に腐敗した朝鮮の独立国民である方が宜いと言つて居りましたが是が本当の叫びであらと思ふ、朝鮮が日本になつたからさう云ふことを云ふやうになつた、元の朝鮮人はさう云ふ事は感じなかつた。如何にその国の政治が悪くても他の国に支配されるよりも自分の国である方が宜い」²⁰⁷。

その後、開かれた第6回講演会では、改めて「朝鮮問題の研究」が統一テー

²⁰⁵『黎明会講演集』第4輯、1919年6月、72頁。松尾尊兌の研究によれば、出席した朝鮮人学生は、金雨英、姜宗燮、金俊淵、崔承萬、張仁煥、白南薰、卞熙踏、徐相国の8名である、発表者の1人は、金俊淵だったという。また、松尾氏はこの例会が、吉野と金雨英、金俊淵、白南薰らの間で計画されたものと推測している。松尾尊兌「吉野作造と在日朝鮮人学生」『民本主義と帝国主義』みすず書房、1998年、178-179頁。

²⁰⁶吉野作造「先づ自己を反省せよ」『黎明会講演集』第3輯、1919年5月、2頁。

²⁰⁷福田徳三「如何に改造するか」前掲、1919年5月、97頁。

マとして掲げられた。多数の朝鮮人も含んだ 1700 名の聴衆の前で²⁰⁸、総論的役割を担った吉野作造は、軍人が教会へ集合した朝鮮人を虐殺した事件など、この間に海外メディアや知人から伝えられた日本人の「野蛮性」を非難した一方、「朝鮮統治の改革に関する最少限度の要求」として、(一)教育や雇用面における朝鮮人への差別的待遇の撤廃、(二)武人政治の撤廃、文治主義への移行(三)朝鮮の伝統を無視した同化政策の見直し、(四)内地並みの言論の自由の供与、の四点を提示した²⁰⁹。また、福田も堤岩理事事件のような残虐行為を犯しながら、講和会議で人種差別待遇撤廃を提議するダブル・スタンダードを批判した。朝鮮人による独立の叫びは、「已むを得ず発した所の弱者の声、劣者の声、虐げられた者の声」であり、日本内地へ向けられた異議申し立てにはほかならない。言論の自由を保障する具体策として、福田は一步踏み込んで、朝鮮議会の開設、憲法発布を主張した²¹⁰。

吉野作造、福田以外の演説者(木村久一、阿部秀助、麻生久、内ヶ崎作三郎)も、吉野作造の四要求を踏まえつつ、各々の立場から朝鮮統治の刷新を訴えた。しかし、吉野作造が朝鮮独立について、「今後精密なる研究を要する問題」と棚上げしたように、いずれも論者も独立を否定、ないしは明言を避けていた。とくに、福田は独立に「日本人としては絶対的に反対」と述べており、先の演説と比ベトーン・ダウンした感は否めない。しかし、この講演会が、当時朝鮮政策批判を公然とおこなった唯一の集会であり²¹¹、また吉野作造をはじめとする会員達が、独立運動を起こした朝鮮人側に立った理解に努め、何より自己を反省する必要性をくり返し説いたである。このような考え方は五四運動にも繋がる。

黎明会の講演会は通常、主催した『大阪毎日新聞』の記事によれば、「聴衆の殺到する宛ら潮のやう、階上も忽ち寸隙も余さざるに至つた」盛況ぶりで²¹²、黎明会としても異例の 5000 人の聴衆を集めたという。「山東問題」を題目に挙げた吉野作造は、日本の山東権益を擁護しながらも、講和会議全権代表の顧維鈞や王正廷に代表される中国側の反発を謀略視する風潮を戒め、朝鮮の場合と同

²⁰⁸吉野作造「朝鮮問題の研究」『黎明会講演集』第 6 輯、1919 年 8 月、114 頁。

²⁰⁹吉野作造「朝鮮統治の改革に関する最小限度の要求」同上。

²¹⁰福田徳三「朝鮮は軍閥の私有物に非ず」同上。

²¹¹松尾尊兌『大正デモクラシー』岩波書店、1974 年、297 頁。

²¹²「黎明会大講演会」『大阪毎日新聞』1919 年 5 月 4 日付(夕刊)。

じく自己反省する必要性を主唱した²¹³。いうまでもなく、講演会は五四運動が起こった日に当たるが、講演の様相を紹介した翌日の記事の傍らには、皮肉にも「山東問題を顛覆したのは顧維鈞の後妻だと乙な所へ理屈をつける排日新聞焼跡の釘拾い」と、中国英字新聞を揶揄する内容が掲載されていた。ここで、事件直後における新聞報道を取り上げたい。

『東京日日新聞』5月6日の記事「北京学生暴挙」では、次のように述べる。

「今回暴挙を企てたる北京大学なるものは千人百七十年頃米国基督教徒の創設したる小学校を八十八年に至りて大学に昇格したるものにして全く米国・基督教会の経営に係るものなれば彼等が山東問題を機会として此際排日的行動に出でたるは怪しむに足らず」。

『国民新聞』5月6日の「北京に…突如として排日暴動起る」では、次のように述べる。「最初熱心に煽動を試みたる在留英米人の某々有力者は最近上海の排日英字新聞『チャイナ・プレス』北支那『デイリー・ニュース』の両新聞をしてあらゆる讒誣中傷の言辞を掲げしめ…是等の事情に疎き北京の学生青年等は悲憤慷慨禁ぜざるものの如く連日各所に集合を催し…」。

『都新聞』5月6日「暴動は煽動か」では、次のように述べる。「雷同附和の民である支那人は英字新聞の排日記事に煽られた処へ何か煽動が新に加はつた結果の暴動と思はれる」。

『万朝報』5月8日「支那人の誤解」では、次のように述べる。「支那の排日暴動は何者かの煽動に基き、寧ろ国内政治家の権力争ひと見るを得べし、…米人等は支那に対して莫大なる資金を使用して盛んなるプロパガンダを行ひつつあるに対し、法人の支那に於て発行する新聞紙中には勢力あるもの少なく…」。

上記のように、三一運動の時と同様、騒動の主因が、一部分の中国人の「暴動」、英字新聞の「煽動」などにあったという。愛国運動と見なさず、逆に民族性の欠如、無秩序さが強調されている。三一運動と比べても、相手の不条理さを論ず記事が目立ち、日本側の非を顧みるものは、至って少なかったという。

²¹³吉野作造「山東問題」『黎明会講演集』第5輯、1919年7月。

黎明会では、三一運動のように特集を組むことはなかった。しかし、中国問題においては、各論者が機会に触れて発言していた。とくに吉野作造は、黎明会に限ってみても、「山東問題」のほかに「支那問題に就いて」（1919年4月）、「日支相互の諒解」（1919年6月）と、日中関係を主題とした講演を計3回行っている。五四運動前の「支那問題に就いて」では、段祺瑞の武力討伐を支援するといった官僚的思考から脱し、革命運動の中から勃興しつつある真の国民的要求を把握すべきことを²¹⁴、「日支相互の諒解」においては、日中が互いの立場を理解し合う必要性と共に、五四運動が少数の指導者により煽動されたものでないことを²¹⁵、それぞれ力説していた。

3、吉野作造の言動

吉野作造は東京帝大卒業後の1906年1月から約3年間、袁世凱の長男の家庭教師、および北洋法政学堂の講師として、天津を拠点に中国に滞在した経験がある。しかし、「支那問題に就いて」の述懐によれば、吉野作造は滞在中、旧い官僚畑の人々との交際ばかりで、一人の「心友」も得られず、中国に人物なしと失望し帰国したため、「余り支那の前途に光明を認めないから、随つて其後も支那のことを研究する積りにもならず、支那のことは全く分らなかった」という²¹⁶。

その吉野作造が中国研究を始めるようになったのは、ヨーロッパ留学中(1910年4月-1913年7月)に王正廷の人柄に触れたことがきっかけとされるが、実際に帰国後、『日支交渉論』（1915年）や『支那革命小史』（1917年）など、精力的に中国関係の論文・著作を発表していった。吉野作造の中国観は、「今日の支那の排日熱は、一つには其の根柢を事大主義におく。支那は国際競争の激甚なる今

²¹⁴吉野作造「支那問題に就いて」『黎明会講演集』第4輯、1919年6月。

²¹⁵吉野作造「日支相互の諒解」『黎明会講演集』第2巻第1輯、1919年9月。

²¹⁶吉野作造「支那問題に就いて」『黎明会講演集』第4輯、前掲、61頁。

日、不幸にして自ら独立して立つ事が出来ない」²¹⁷と断じた。「支那の政治的将来」(1914年11月)から、革命運動の研究を進め、中国人留学生との交流を深めてゆく過程で、排日運動の深奥にナショナリズム形成を認める黎明会時代のスタンスへ至ったと考えられる。

ところで、三一運動を機に朝鮮人学生の意見を求めたように、大阪公演後の6月5日行われた第5回黎明会講演会の折、北京から教授および学生を東京に招き、色々懇談してみようという提案がなされた²¹⁸。そこで、吉野作造が北洋法政学堂での教え子だった北京大学教授の李大釗へ手紙を送ったところ、次のような返事があったという。

「北京学界は貴君の来遊を甚だ望んで居る。縦令大学の交換教授の試みが不可能とするも民間の学会や新聞社にして貴君を聘して講演を聴かんとする者がある。貴君が今夏或は今秋に於て駕を枉げて華に來り数月の間日本国民の真意及デモクラシイの精神を弊国人民の前に披示する事が出来れば東亜黎明運動の前途に甚だ重大なる關係を有するであらう」²¹⁹。

また、吉野作造自身も、中文訳された彼の文章が、「学生諸君の間に多少の影響があつたものと見え、多くの未見の友人より極めて同情に富んだ、又極めて感激に値する書面を貰つた」と、その反響の大きさを語っていた²²⁰。

中国教授と学生の来日は、翌1920年の初夏に実現したものである。吉野作造の訪中は結局、政府の自肅要請もあり実現しなかった。しかし、その代わりであろうか、福田徳三が1922年8月から10月にかけて、中国の各地を訪問し、北京大学や南開大学、齊魯大学で講演を行っている。『北京大学日刊』に掲載された講演録によれば、福田徳三以下のように講演をまとめた。

「我々は正義のため戦わなければならない。これこそ私が1918年9年に多くの博士と共同して黎明会を発起した原因である。諸君が正に掠奪される地位にあるのは、大変不幸で、辛いことである。(曲がりなりにも対外資本主義的侵略

²¹⁷吉野作造「支那の政治的将来」『新人』1914年11月。

²¹⁸吉野作造「日支国民的親善確立の曙光」『解放』1919年8月、260頁。

²¹⁹松尾尊兌「五四期における吉野作造と李大釗」『民本主義と帝国主義』みすず書房、1998年、95-105頁。

²²⁰吉野作造「日支国民的親善確立の曙光」『解放』1919年8月。

を認識する一筆者)マルクス主義より更に一步進んで、国際間の掠奪を打破すること。このことは将来、必ず実現されると、私は思っている」²²¹。

この演説の反響については、『大阪毎日新聞』は「福田徳三博士が北京大学で国際資本主義排斥の講演を擦り合いし、支那学生は深くその説に共鳴し、博士は大持であった。上海また其の影響を受けた為か、此の種の思想を起り、十月十日雙十節の際にも宣伝ビラを配布したものあり、運動は漸く具体化せんとする傾向がある」と報じている²²²。

この報道に接した福田は、自己の言説が中国で予想外の反響を得たことに感謝の意を表しているが²²³、日中における啓蒙運動が連帯の動きをみせた、注目すべきである。

第四節 吉野作造と『每周評論』

1、吉野作造と李大釗

五四運動期に、反軍閥反官僚の日中民主主義運動の提携こそ、両国の親善と東洋の平和を実現する道であるという吉野作造の唱道のもとに、黎明会と李大釗をはじめとする中国の新知識人との間に、知的人的交流が進められていた。

ここではまず、五四運動の主要な指導者の一人である北京大学李大釗教授と、大正デモクラシーの理論的指導者であった東京帝国大学教授の吉野作造が提唱した五四運動時期の中日文化交流活動に注目したい。

李大釗(1889-1927)は、字を守常といい、河北省楽亭県の出身である。のち陳独秀とともに中国共産党の創始者として有名である。著作に『李大釗詩文選集』(人民文学出版社1981年版)『李大釗文集』(人民出版社1984版)などがある。

²²¹ 『北京大学日刊』1922年11月2日付。この史料については、金沢幾子「福田徳三年譜」『一橋論叢』、2004年10月より。

²²² 「国際資本主義打破の運動新たに勃興す」『大阪毎日新聞』1922年10月13日。

²²³ 福田徳三「世界経済の恢復と日本支那米国の使命(其二完)」『改造』1922年、11月、145頁。

二人の関係は、吉野作造が1907年9月新しく開校した北洋法政学堂総教習として政治学と国法学を担当した時、その学生の中に李大釗がいた、つまり、二人は師弟関係にあった。故に五四運動時期のこの中日文化交流活動は、主に二人を中心に行われた。その直接のきっかけは、黎明会の創立といわれる。

1918年12月23日に、吉野作造と福田徳三の提唱のもとに結成された黎明会は、講演会の開催と講演集の刊行といった言論活動を中心に、日本が内政においては「民本主義の徹底」、外政においては「国際的平等主義の確立」という「世界の大勢」²²⁴に順応することを妨げる、「頑冥思想」と思想的に闘争することを主な目標に掲げている。

李大釗がこの黎明会の創立の刺激を受け、第一次世界大戦が終結した直後の1918年12月に自らが陳独秀とともに北京で『每周評論』を創刊した。特に、日本に対しては、二十一か条要求や日中軍事協定などに反対する知識人を中心とした反日運動が高まった。その『每周評論』を黎明会に送呈したところ、すぐ吉野作造から黎明会講演集の寄贈を約束する返信をもらったのが、両者の交流の始まりであった²²⁵。

この時期は、辛亥革命以来成長してきた中国のジャーナリズムにとっても新たな潮流が勃興した時期であった。『新青年』（創刊時は『青年雑誌』）の政治を語らないという公約、「青年の思想の改造を天職とし時勢を批評するは己が任に非ず」²²⁶に限界がみられ、新たな情勢に対応する言論活動が求められた。そこで『新青年』を補完し、政治闘争を進め、より積極的な啓蒙活動を行う目的で『每周評論』が創刊されたのである。

『每周評論』は1918年12月22日から1919年8月30日までに第一号が出された。発行人は陳独秀、李大釗で、この二人は記事の執筆数についても陳独秀が19年6月に逮捕されるまでに112篇、李大釗が50篇に近い文章を発表している²²⁷。執筆者には胡適、周作人、高一涵、王光祈、張申府らがいた。編集上の特徴としては周刊という同時性を利用して、国内大事を述評、社論、随感録、

²²⁴吉野作造『世界の大主潮と其順応策及び対応策』（中央公論第一号、1919年1月）吉野作造選集第6巻所収、15頁。

²²⁵陳本善『五四運動交流史』第6冊、人民教育出版社、1962年、134頁。

²²⁶『青年雑誌』第一巻、第一号、1915年9月15日。

²²⁷藤田正典『中国共産党新聞雑誌研究』アジア経済研究所、1976年、138頁。

論説等によって政治、外交などの時事問題を積極的に取り上げた。とくに随感録は署名入りの論説であり、編集執筆者の個人の意見を表明した記事であった²²⁸。

2、『每周評論』について

『每周評論』発刊直前の1918年11月11日、第一次世界大戦がドイツの敗戦で終結した。ベルサイユ講和会議の前に、戦勝国とされる中国にとって、戦後処理の最大の関心は、山東半島のドイツの利権の中国への返還であった。『每周評論』にとっても講和会議に関する報道、評論が最初の積極的な政治参加の事件であった。陳独秀は「発刊の辞」で、発刊の目的と時代認識について次のように述べていた。

「ドイツが敗れてから「公理が強権に勝つ」という言葉は、ほとんど人々の常套句となった。諸君は、何が公理であり、何が強権であるかをはっきりと知らなければならない。簡潔に言えば、およそ平等、自由に合するものは、すなわち公理であり、自らの強力に頼って他人の平等、自由を侵害するものは、すなわち強権である。ドイツは自身の学問の高さ、兵力の強さに頼って、各国の平等自由を専ら侵害し、今日見られるように大敗し、わずかばかり公理を理解する協約国が、はたして勝利した。これを「公理が強権に勝つ」というのである。この『公理が強権に勝つ』結果、世界各国の人々はみな、対内対外を問わず、強権はあてにならず、公理を主張せずにはいられないことが明らかになった。アメリカ大統領威尔遜の何度かの演説はすべて公明正大であり、彼は現在の世界における第一等の優れた人物とみることができる。彼が話したことは多いが、その中で最も重要なことは次の二つの主義である。すなわち第一は、各国が強権をもって他国の平等や自由を侵害することを許さない。第二は各国政府が強権をもって民衆の平等、自由を侵害することを許さない、ということである。

²²⁸ 『新青年』第4巻第4号1919年4月15日。

ある。この二つの主義こそは、まさしく公理を主張し、強権を語らない(主張公理、反対強権)ということではないのか。だからこそ、私は彼が世界第一等の優れた人物だというのである。我々がこの「毎週評論」を発行する主旨もまたすなわち、「主張公理、反対強権」の八大文字にあり、今後強権が公理に勝利することをひたすらに希望する。人類万歳。本紙万歳」²²⁹。

ここではまず、陳独秀が訴えている「公理」とは平等、自由に合致する勢力であり、国家でいえばアメリカをはじめとする戦勝国であり、「強権」とは他国の平等自由を侵害する勢力であり、敗戦国のドイツや、「アジアのドイツ」²³⁰である、日本であるとした。第一次世界大戦は精神的にも「公理の勝利」した戦いであり、戦後世界においても「公理」の普遍化を期待した。そしてアメリカ大統領威尔逊が「主張公理、反対強権」の精神を発揮して、ベルサイユ講和会議においてイニシアチブをとり、山東半島が中国へ返還されるよう働くことを強く期待したのであった²³¹。講和会議直前にも、列強が国際大同盟すれば「人道に光明が差し、民治が普遍的なものとなろう」²³²との期待を重ねて述べている。ドイツの山東権益の中国返還という問題は、講和会議という国際会議の場で、中国も戦勝国の一員として、平等の国際的地位を会議参加の諸国にも認知させるという目的を有していたといえる。

陳独秀は、講和会議においては、五大国は自国の利益問題を秘密裡に処理し、「弱小国の権利問題、軍備縮小問題、民族自決問題は其の影もない」²³³との不満を表し、「公理は何処に」あるのかと訴えている²³⁴。中国は戦勝国であるにも拘わらず、会議での発言は大国に顧慮されず、のみならず中国の主権を自分達の取引に利用しているのではないかとの不満が表明された。李大釗も講和会議の日中両国政府の密約が伝えられると、「中日両国も人民は、両国政府が以前結ん

²²⁹陳独秀「発刊詞」『毎週評論』第1号、1918年12月22日。

²³⁰陳独秀「亜洲的德意志」『毎週評論』第13号、1919年3月16日。

²³¹「発刊の辞」の公理と強権についての国内的な論理については、味岡徹が指摘している。

²³²陳独秀「和平会議与国際大同盟」『毎週評論』第5号、1919年1月19日。

²³³「掲開假面」『毎週評論』第7号、1919年2月2日。

²³⁴「公理何在」『毎週評論』第8号、1919年2月9日。

だ密約を和平会議において即座に廃止することを公布するよう求めなければならない。両国軍閥が秘密裡に悪たくみを為そうとするなら、世界の猜疑を呼び起こし、平和を擾乱する種子を残すことになる」と日本と中国の軍閥政府に対して警告している²³⁵。

結局講和会議で日本の要求が了承された。これによって、中国民衆の怒りが爆発し5月4日の北京の学生運動が始まる。

五四運動が勃発するのだが、講和会議のこのような経過に対して、陳独秀は5月4日の『毎週評論』で、日本の支配の過酷さを指摘するとともに、日本人の東三省と山東での行状は、以前のロシア人、ドイツ人のそれと比べれば、明らかな例証である。」と厳しく糾弾していた²³⁶。

一方、李大釗は共同管理に関しては、「日本人が我が山東を求め(我が)政府が差し上げると答えたことは我々の大変な恥辱とするものである。我々には自立性もなければ、自決の勇氣もない、ただ共同管理を希望し、『以夷制夷(夷を以て夷を制す)』の四大文字の下で安穩な生活を楽しむことは、まさしく民族の大きな恥辱ではないか。日本がその侵略主義で世界中を横行することのできる理由は、現在の世界がまさしく強盗世界だからである。(中略)我々の三大スローガンは、強盗世界を改造し、秘密外交を承認しない、民族自決を実行する」と中国自身の力による直接解決を訴えている²³⁷。両者の共同管理に対する意見には若干の差異が認められるが、日本の山東支配に対する怒りと嫌悪感は共通している。

また、講和会議の終了に関して、陳独秀は、

「パリ講和会議で各国は皆自国の権利を重視し、いかなる公理も、いかなる永久平和も、いかなる威尔遜大統領の14力条宣言も、すべて一文の価値もない空談となった。… …全世界の人民がすべて立ち上がり直接に解決しなければならない」。

²³⁵ 「秘密外交」『毎週評論』第9号、1919年2月16日。

²³⁶ 李大釗「公同管理」『毎週評論』第20号、1919年5月4日。

²³⁷ 李大釗「兩個和会都無用」『毎週評論』第20号、1919年5月4日。

と述べ、大国の壟断と軍国主義、いわゆる強権の横行などを激しく糾弾した²³⁸。

それとともに、国家や政治家、外交家などに依拠しない、民衆自身の手によって問題を解決するという方法も唱えた。さらに、講和会議の教訓を通して、「我々は公理は自ノらはその力を發揮できず、強力をもって擁護すべきことを覚悟しなければならない」と述べ、「山東問題によって対内、対外双方に徹底した覚悟が生まれた。この徹底した覚悟から二つの宗旨が生まれる、すなわち、強力で公理を擁護する。平民が政府を征服する」²³⁹と、「公理」の実現が国家による間接的な解決から、民衆運動を中心とした直接的な解決へとその手段が移行したといえようと川崎高志が「中国ジャーナリズムの日本批判」で言った。

そして、中国の知識人が日本の帝国主義について、強く批判し、19世紀末以来、日本は帝国主義政策によって中国に進出し、第一次大戦中にもドイツ勢力の駆逐を名目とした山東半島への出兵や、対華二十一か条要求など、盛んに対外侵略政策を進めていた。日本の膨張主義に対して、中国側では、当然領土保全、民族自決などを求める愛国心が勃発した。

『毎週評論』では、1919年1月26日に、李大釗が日本に対して「特殊地位を放棄せよ」との記事を掲載していた。

日本の『万朝報』では日本は中国における特殊地位を放棄するべきであると主張しているが、もっともなことである。この特殊地位は実際必要でないものである。ドイツは世界で特殊地位を占めようとして、世界大戦争を引き起こした。…中国のある一派は中国に特殊地位を保持しようとして、南北戦争を引き起こした。日本がこの世界にあって中国に対して特殊地位を占めようとするれば、必ずやドイツの後塵を歩むであろう。日本自身の為にも、放棄したほうがいいだろう²⁴⁰と、日本の膨張主義政策を批判している。同様の趣旨の発言は、同年3月16日にも見られる。「強国主義」と題した論説では、「大戦が終結し、軍国主義、帝国主義などの言葉はみなドイツ軍閥とともにその命運を失った」として、「東方のドイツ軍閥の崇拜者たちが、また何やら『強国主義』と唱え始めた。

²³⁸陳独秀「秘密外交与強盜世界」『毎週評論』第22号、1919年5月18日。

²³⁹陳独秀「山東問題与国民覚悟」『毎週評論』第23号、1919年5月26日。

²⁴⁰李大釗「放棄特殊地位」『毎週評論』第6号、1919年1月26日。

これはおそらく、軍国主義と帝国主義の変形であろうし、世界平和を破壊する種子であろう」と批判した²⁴¹。「強国主義」は先に述べた「強権」と同義であるし、「東方のドイツ軍閥の崇拜者」との言葉も「アジアのドイツ」と同様であり、国際社会の新たな破壊者として日本を批判している。

またその一方で、小国主義を提唱する国は、内には階級闘争をまぬがれ、外には大国の平民階級と各弱小国の人民全体の同情を得るだろうという。この説が本当だとすれば、いったい大国主義が良いか。それとも小国主義が良いだろうか。と、民主主義と内政不干涉政策をとる小国主義のあり方に期待している²⁴²。

この小国主義は、日本国内の「小日本主義」や李大釗自身の「新アジア主義」と共通点をもった主張であり、李大釗が黎明会に関心を抱いた一因であるとも考えられる。陳独秀はまた口では日中親善を唱えながら、「しきりに山東の鉄道、鉅山を要求し、青島を交換の条件としている」と日本の二面的態度を批判している²⁴³。3月9日には、同年2月7日に講和会議で日本が提議した人種的差別待遇撤廃に関しては、『毎週評論』では正義、公理、人道から論ずれば、人種差別待遇には反対であり、講和会議でもこの問題を取り上げるよう訴えていたのであるから、日本の提議に賛同の意を表明している。しかし同時に、この問題を主張する上で中国と日本が留意すべき点も次のように指摘している。

第一に我々中国人は全ての黄色人種と連合し、正々堂々とパリ会議での平等待遇を要求するべきで、日本に属して、米日対抗の機械になってはならない。第二にわが中国の内陸は未だ十分に開発されておらず、辺境には荒地がさらに多く、国外移民の必要はない。したがって要求は中国人労働者と商人の待遇についてであり、日本の移民政策とは内容が異なる。第三に我々黄色人は白人に対して平等待遇を求めるのはもとより、黄色人自身の間での平等待遇をまず要求すべきである。もしも我々黄色人間で、中国における特殊地位や、朝鮮における主属関係があり、それを打破できないのであれば、どうして白人に対して平等待遇を要求できるだろうか²⁴⁴。

²⁴¹陳独秀「強国主義」『毎週評論』第13号、1919年3月16日。

²⁴²陳独秀「小国主義」『毎週評論』第13号、1919年3月16日。

²⁴³陳独秀「中日親善」『毎週評論』第11号、1919年3月2日。

²⁴⁴李大釗「人種差別待遇問題」『毎週評論』第12号、1919年3月9日。

ここで批判している日本の人種差別待遇撤廃に関する提議は、アメリカ合衆国における日本人排斥に対して日本政府から代表を通して出されたものであった。

李大釗も、人種差別問題について、「まず白人閥打倒を先頭に立って叫ぶ黄色人が、黄色人の中における自身の貴族的地位を放棄し、しかる後にはじめて話をする資格が生まれる」²⁴⁵と述べ、日本人の人種問題に関する姿勢の矛盾を強く非難した。彼は「大アジア主義」、「大アジア主義と新アジア主義」、「再び新アジア主義を論ず」などの一貫した日本批判をおこない、体系的な「アジア主義論」を提起した。

日本の「大アジア主義」については、「平和の主義ではなく、侵略の主義である。民族自決主義ではなく、弱小民族を併呑する帝国主義である。アジアの民主主義ではなく、日本の軍国主義である。世界組織に適応する主義ではなく、世界組織を破壊する種子である」²⁴⁶として否定した。そして自身の主張する「新アジア主義」とは、「いかなる民族や国家も、侵略や圧迫行為を行わない、互いの存在を認めあう寛容と博愛の精神でアジアの兄弟諸国と提携する」²⁴⁷ことである。

「しかるのちに一大連合を結成し、欧米の連合と共同して世界連邦を完成し、人類の幸福を増進する」²⁴⁸ことにあると訴えた。そして後には理論をさらに拡大させ、新アジア主義にはふたつの意義があるとし、「一つは日本の大アジア主義が崩壊する以前に、我々アジアの弱小民族が団結してともに大アジア主義を打ち倒すことであり、もう一つは日本の大アジア主義が崩壊したのちにアジアの全民衆を世界組織に団結させることである」²⁴⁹と述べ、民衆の連携と民族自決を強調するようになった。

上記のように、『毎週評論』では日本の帝国主義の批判を厳しく展開したまた、

²⁴⁵李大釗「白人閥」『毎週評論』第16号、1919年4月6日。

²⁴⁶李大釗「大亜細亜主義と新亜細亜主義」『国民雑誌』第1巻第2号、1919年2月1日。

²⁴⁷李大釗「大亜細亜主義」『甲寅』1917年4月18日。

²⁴⁸「大亜細亜主義と新亜細亜主義」『国民雑誌』第1巻第2号、1919年2月1日。

²⁴⁹李大釗「大亜細亜主義」『甲寅』1917年4月18日。

1919年3月に朝鮮三一運動が発生すると、『毎週評論』では「朝鮮独立運動之感想」を發表し、朝鮮人民の自由思想の發展と、民族の独立自治が遠からず實現するであろうと希望し、朝鮮人民の「民意を用い武力を用いない」態度を賞賛した。日本に対しては、朝鮮は相当の自治権利を有しているのだから、すぐに朝鮮独立を承認し、在留軍及び警察を削減すべきであると訴え、また運動に参加した人間を罰さず、日本人の文明程度を表すべきだと説いた²⁵⁰。

また、「各国の治外法権は、大使館の外にはおよばない。しかし哀れな中国ではそれが拡大したが、それでも租界のそとに出ることはない。現在日本大使館は、北京で公然と朝鮮人を捕まえている。政治犯もしくは窃盗犯を逮捕しているとはいえ、中国の警察に代理逮捕を求めず、すべて中国の主権を侵犯している。東京の中国大使館が、もしもこのような行動を起こしたら、日本政府はいったいどのような対応をすべきであろうか？」²⁵¹と日本の高圧的な態度を批判している。

4月20日には、「世界第一の悪人」と題して、寺内内閣時代に密約の計画が存在したことについて、「今では十分な証拠がないとはいえ、その内閣が中国軍閥を扶けて人民を迫害した悪辣な計画を見れば、十分に信用できる。寺内!寺内!まさしく世界第一の悪人であり、その罪はドイツ皇帝ウィルヘルム二世以上だ」²⁵²と日本の帝国主義政策と秘密外交を痛烈に批判した。このような論調の高まりは講和会議の推移と一致しており、中国民衆の怒りと呼応したものであろう。日本に対する怒りは、同時に国内の軍閥政府へ向けての非難でもあった。

講和会議で、中国の敗北は、先にも述べた通り中国民衆の怒りの爆発を招いた。そして5月4日の北京での学生運動を発端とした民衆の直接運動に発展したのだが、『毎週評論』も、国民に向かっての強い呼びかけ、国内の軍閥勢力や政府の打倒を訴えるものへとしだいに変わっていく²⁵³。5月11日の「対日外交の根本的罪悪」では、5月4日の学生のデモ隊に対する北京政府と警察の強引な弾圧と、5月7日の北京での国民大会開催への政府の取り締まりに対する怒りが

²⁵⁰「再論新亜細亜主義」『国民雑誌』第二巻、第一号、1919年11月1日。「朝鮮独立運動之感想」『毎週評論』第14号、1919年3月23日。

²⁵¹李大釗「日本人可以在中国随便享人鳴」『毎週評論』第15号、1919年3月30日。

²⁵²「世界第一悪人」『毎週評論』第18号、1919年4月20日。

²⁵³『五四時期期刊紹介』第1集、55頁。

あらわにされた。ここでは、「国民よ!愛国学生諸君よ!外交協会の諸君よ!われわれの対日外交はおよそ九割は失敗した!しかもわれわれの対日外交の失敗はまた『山東問題』一つに止まらない。現状はすでに悲惨極まりなく、後の亡国の悲惨さは、さらに数十、百、千、万、億倍であろうか。…我が国を欺き圧迫する日本人は、『山東問題』のために日比谷公園で国民大会を開き、幾万もの人々が一日中騒いだが、彼らの政府は少しも干渉することはなかった。彼らはどれほど喜んだことだろうか。我々日本に欺かれ圧迫されている中国人は、『山東問題』について中央公園で国民大会を開き、政府の後ろ盾になろうと思っても、政府は却って武力を用いて国民を駆逐し、集会を許さず、街中を軍警察で埋め、交通を途絶し、敵と開戦しようかとするようである。日本人はこれをみて笑い死にするにちがいない!…」²⁵⁴と北京政府の態度を強く非難するとともに、国民に今回の問題の根本的な罪悪は曹汝霖、章宗祥、陸宗輿にあるとして、彼らの罷免を求めている。「謹んで日本国民に告ぐ」では、日本がもし真に中日親善を実行するならば、中国の工商業の平和的發展は相当程度にまで到るであろうし、相互的利益を得ることができるとしている。そして、「日本民族が中国において本当に穩健な發展を求めるのであれば、かならず平和的な工商主義を用いるべきで、決して脅迫による侵略主義を用いてはならない」²⁵⁵と説いている。

「山東問題と上海商会」では、5月9日の上海總商会が五四事件に関して打った電報の内容が、日本を擁護し、山東問題の解決を日中直接交渉によるべきとするものであった。これに対して上海商工業連合会は即座に反対の意を表明したのだが、陳独秀は總商会の「佳電」は日本を利するだけのもので、日本が山東問題を講和會議での交渉によらず、日中間の直接交渉による解決をはかろうとするのは、両国の国際的な不平等をつくり、自分が東亜の盟主になろうとし、アジアでモンロー主義を造ろうとしていると非難した。そして日本は兵力と賄賂を用いて、口では青島を返還するといいいながら、実際にはそれ以上のものを奪い取るであろうとして直接交渉に反対している²⁵⁶。

そして、学生の授業ボイコットと、政府の弾圧が繰り返される中で、前述の5

²⁵⁴ 「対日外交的根本罪悪」『毎週評論』第21号、1919年5月11日。

²⁵⁵ 「為山東問題敬告各方面」『毎週評論』第22号、1919年5月18日。

²⁵⁶ 「山東問題与上海商会」『毎週評論』第22号、1919年5月18日。

月 26 日の「山東問題と国民の覚悟」では、運動の一層の拡大を呼び掛け、「学界、商会、農民団体、劳工団体」などの多数の「平民」が政府を征服することを訴えたのである²⁵⁷。このような「平民」による反帝、愛国の直接運動の呼び掛けは、陳独秀が北京市の街頭で市民に呼び掛けた「北京市民宣言」での、「政府が平和を望まず、市民の希望を全く聞かないのであれば、われら学生、商人、労働者、軍人等はただ直接行動によってのみ根本的な改造をはかる」²⁵⁸という民衆主導の運動の宣言へと続いていった。

3、「黎明会」への注目

『每周評論』は、日本の政府や軍閥に対して厳しく批判する一方で、日本の民本主義に対しては強い関心をもち、運動の協力をはかろうとしていた。その中、李大釗は吉野作造らの「黎明会」に注目し、連繫をとっていた²⁵⁹。1918年12月23日に吉野作造、福田徳三らが創立した「黎明会」に対し、李大釗が設立の勧誘状を出し、第一次世界大戦の終結は自由主義、進歩主義、民本主義の勝利であり、これは世界の大勢趨勢であると呼びかけた。

そして大綱として、「一、日本の国本を学理的に闡明して、世界人文の発達における日本の使命を発揮すること。二、世界の大勢に逆行する危険なる頑冥思想を撲滅すること。三、戦後世界の新趨勢に順応して、国民生活の安固充実を促進すること」と定めた。「黎明会」の活動は講演会開催を主として、講演集が発刊された²⁶⁰。

李大釗は「黎明会」について、「我々も日本の黎明会に大いに倣うことができる。彼の会の人々は主張は必ずしも同じではないが、しかし、皆光明の方向へむかって共に歩んでいる」²⁶¹と高く評価し、その活動を『每周評論』に紹介している。

²⁵⁷ 「山東問題と国民覚悟」『每週評論』第 23 号、1919 年 5 月 26 日。

²⁵⁸ 「北京市民宣言」『陳独秀文章選編』上、三聯書店、1984 年、425 頁。

²⁵⁹ 石川前掲論文参照。石川氏は李と吉野の交流に陳薄賢が関与したことを指摘している。

²⁶⁰ 「黎明会勧誘状・大綱」今井清一編『大正デモクラシー』社会評論社、1990 年。

²⁶¹ 李大釗の胡適宛手紙。「致胡適」『李大釗文集』下、人民出版社、1984 年、936 頁。

1919年2月16日には、「黎明会を祝う」と題して、会の設立とその大綱を紹介したうえで、「その精神は、公理を主張し、強権に反対し、資本主義、軍国主義を打破し、日本国民の共同生活を完成させ、世界人類の共同生活と一致調和させるものである」²⁶²と、また、「黎明は日本の曙光」との題で、第一回講演会の内容を詳しく紹介するとともに、「黎明運動は日本政治思想世界の新しい曙光である。…この鐸々烈々とした黎明運動の第一の暁鐘は、必ずや日本国民の精神に絶大な影響を与える声となり、知らず知らずに彼らに共鳴する人々が出てくるだろう」²⁶³と期待している。

さらに、第12号では、「新旧思潮の激戦」との題で、日本と中国の思想状況に言及し、日本では「新しい面では、「黎明会」の人士がさまざまに結びつき、民主主義社会主義の旗を大いに振り、大声で呼び掛け、一切の頑迷思想と宣伝戦を繰り広げている。いかなる軍閥、貴族、軍国主義、資本主義も皆彼らの仇敵であり、攻撃の的である。彼らは日々宣伝し、日々説き、こちらで演説会を、あちらで討論会を、ここで雑誌を、あちらで日刊誌を生み出している」²⁶⁴と黎明会をはじめとする日本の新旧思想団体の活発な言論活動を評価したうえで、中国青年の覚醒を呼びかけている。李大釗は日本との連携をめざすとともに、日本の民主運動によって中国の民衆が啓発されることも期待している。

だが、このような李大釗の期待と関心も、黎明会内部に意見の食い違いや対立が見られるに及んで、批判もなされていく。第30号では、黎明会について二つの論説を掲載している。「黎明会に忠告す」では、「日本の黎明の運動は依然としてひとすじの光明であろうが、黎明会の福田博士の議論は依然侵略主義に迷っており、光明を探しだせずにおり、人々を失望させる。…黎明会の真の黎明分子は、まず黎明会の中で黎明の運動を進める必要がある」²⁶⁵と、黎明会内部の問題について名指しで批判している。

一方、「暗黒と光明」では、「日本の黎明会には、暗黒と光明の二つの層に別れている。社会である程度の地位や名声がある一流人は比較的の不徹底で、そ

²⁶² 「祝黎明会」『毎週評論』第9号、1919年2月16日。

²⁶³ 「黎明日本之曙光」『毎週評論』第9号、1919年2月16日。

²⁶⁴ 「新旧思潮之激戦」『毎週評論』第12号、1919年3月9日。

²⁶⁵ 「忠告黎明会」『毎週評論』第30号、1919年7月13日。

の議論や態度も比較的曖昧である。しかるに新人会の一派の青年は生き生きした気概がある。彼らの議論、思想には光明磊落の様子がある。これはまた青年が老人に勝る点であり、また光明と暗黒との分岐点である」²⁶⁶と、識者の集まりである黎明会よりも、東京帝国大学の学生を中心に1918年12月に結成された「新入会」の青年達の活動に期待を寄せている。

このような変化は、黎明会内部の対立を詳しく観察したものであることはもちろんだが、中国国内の運動の変化が影響していることも考えられる。結局、『毎週評論』が1919年8月に停刊し、黎明会が1920年4月に解散したことで両者の関係は終わったのだが、李大釗と吉野作造の個人的な関係はその後も続いたのである²⁶⁷。

以上のように、『毎週評論』は週刊誌という形態で時事的な政治問題に積極的に取り組み、発言し、五四運動の推移とともにその論調を変化させた。日本批判についても、次のいくつかにまとめることができる。李大釗の第31号の論説で日本のアジア支配に対する危険性を訴えている以下のものである。

「フランスの文学博士が東京で開かれた第三回人類差別撤廃を(訴える)大会の演説で述べた何点かのものであった。かれは次のように述べた。『アジアのなかに奴隷国があるあいだは、他のアジア諸国も決して自由国ではない。アジアのなかに軽蔑を受けている国がある間は、他のアジア諸国も決して尊敬を受けることはできない。諸君が世界の尊敬を心から望むのならば、他のアジア諸国を利用してはならない。そうすれば尊敬を受ける国となろう。また、一切のアジア諸国の自由を得ようとするのであれば、諸君は何よりもまず、最初の解放者にならなければいけない。なぜなら、他人を束縛するものは自身をも束縛する。』まさに忠告の言である。日本人よ聞け」²⁶⁸。

日本の帝国主義的侵略に直接反対する姿勢はいまだに見られないが、そこに

²⁶⁶「黒暗与光明」『毎週評論』第30号、1919年7月13日。

²⁶⁷松尾尊兌「五四時期における吉野作造と李大釗」(吉野作造『現代憲政の運用』付録、みすず書房、1988年)参照。

²⁶⁸李大釗「日本人聴者」『毎週評論』第30号、1919年7月20日。

みられる主張には常に反感と不信が見られる。

第五節 吉野作造の五四運動に対する見解

五四運動が起こると、吉野作造はまず「北京大学学生騒擾事件に就て」（『新
人』 1919年6月）や「支那の排日的騒擾と根本的解決策」（『東方時論』 1919
年7月）を發表して、それがけっして一部の陰謀家による煽動によるのではない
と強調した。また、ワシントン会議を控えて、石橋湛山執筆の「一切を捨つる
の覚悟」、「大日本主義の幻想」などの文章が『東洋經濟新報』の社説欄を飾っ
た。日本は一切の植民地を捨て、中国からも手を引くべきだ。民族自決の潮流
に背くことは不可能である以上、同じ捨てねばならぬなら早い方が、東洋諸民
族の信頼を得ることができる。「かくて始めて、我が国の經濟は東洋の原料と市
場とを十二分に利用しうるべく、かくて初めて我が国の国防は泰山の安きを得
るであろう」²⁶⁹と述べた。これこそ五四運動が求めた日本の進路であるが、残念
なことに、日本は吉野作造や石橋湛山が示した路線を歩まなかった。

また、吉野作造は「支那時局私見」で、中国の青年革命家たちの動きを積極
的に評価し、将来の中国の方向を決定するのは彼らであると説いていた²⁷⁰。

これから、五四運動時期における吉野作造の上記のような見解を分析してい
く。

1、三一独立運動について

前節で紹介したように、1919年には五四運動を勃発二カ月前に、朝鮮で三一
独立運動が発生した。吉野作造はさっそく『中央公論』四月号に「対外的良心

²⁶⁹「一九一〇年代日本の中国論—『東洋經濟新報』を中心に—」『政治思想研究』第6号、
2006年参照。

²⁷⁰吉野作造「支那時局私見」『外交時報』1916年6月12日。

発揮」という一文を書き、次のように言う。

「而して近時朝鮮暴動の勃発するに及び、之に関する朝野の言論を見て更に従来の感を深うした。朝鮮問題と前後して又日支軍事協定発表の問題がある。人種的差別撤廃の問題がある。此等の問題に関する各方面の言説の上に又同一の感想を繰り返さざるを得ない。外の問題は兎に角少くとも此等の問題、殊に朝鮮の問題の如きは、国民が之を鋭敏なる道德判断の鏡に照らすに非ずんば到底解決の緒に就くものでは無い。畢竟あのやうな大事件も我國民が従来対外問題に対する良心の判断を誤つたから起つた問題ではないか」²⁷¹。

日本の朝鮮統治に、国民の道德判断からすれば、人種差別を含め、いくつかの欠陥があると指摘した。そして、国民の「自己反省」を唱え。

「一口にして言へば今度の朝鮮暴動の問題に就ても国民のどの部分にも「自己の反省」が無い。凡そ自己に対して反対の運動の起つた時、之を根本的に解決するの第一歩は自己の反省でなければならない。仮令自分に過ち無しとの確信あるも、少なくとも他から誤解せられたと言ふ事実に就ては何等か自から反省する丈けのものはある。誤解せらるべき何等の欠点も無かつた、斯くても鮮人が我に反抗すると言ふなら、併合の事実其物、同化政策其物に就て更に深く考ふべき点は無いだらうか」²⁷²。

つまり、その原因に日韓併合の事実や、同化政策などに問題があるのではないかと、日韓間の問題の核心に迫っている。

なお、この文章において、吉野作造は、国内政治と国際政治とを連動させ、国権の伸張、国民利益の発展は、対外関係において、他国民の利益幸福を損害を与えたかについて、考え始めた。

²⁷¹ 吉野作造「対外良心の發揮」、『吉野作造選集』9、1995、岩波書店、57-58頁。

²⁷² 「対外良心の發揮」『中央公論』四月号1919年。吉野作造「対外良心の發揮」、『吉野作造選集』9、1995、岩波書店、57-58頁。

「然しそれでも国内政治の方面は心ある者の啓発誘導の結果、段々に改まつて行く傾向が見える。けれども更に一步眼を転じて対外関係の方面を觀んか。之に関する国民の道徳的判斷は全然吾人を失望せしむるものである。一々例証を引くまでもない。我々は朝鮮の問題を論ずる時に、曾て朝鮮人の利益幸福を眞実に考へた事があるか。又台湾の生蕃問題を論ずる時に曾て彼等の生活を幸福ならしむる所以に想到した事があるか。日本の国家並に日本臣民の利益幸福の名に於ては支那に於ても西比利亞に於ても凡ゆる罪惡が公然と許容され、否、時としては志士の行動として賞讃さるゝではないか」²⁷³。

「国民道徳の判斷基準から暴動の原因を探し、その原因は第三者にあるかもしれないが、日本側にもあるので、もっと深く、もっと具体的に考えるべきである。このような吉野作造の考え方は、五四運動にそのまま適用されたとみられる」²⁷⁴。

2、五四運動の原因について

五四運動について、吉野作造は何篇かの論文を発表しているが、まず、運動発生直後に書かれた論文は、次のように述べる。

五四運動は従来の排日運動と異なって、第一に、まったくの自発的である。だれからも扇動されていない、日本の新聞などは、例によって、某国²⁷⁵の扇動によるものと見做すのは、とんでもない僻みだ。第二に、運動は一つの確信的精神に基づいている。その確信する目的を実現すべき肝要な事柄を正確に見定めている。第三に、彼らの運動は單純に反日一点だけではなく、先ず内部の禍根を除こうとするのが主眼である。但し、採用する手段が酷く、強暴で非文明的な

²⁷³ 「対外良心の發揮」『中央公論』四月号 1919年。吉野作造「対外良心の發揮」、『吉野作造選集』9、1995、岩波書店、56-57頁。

²⁷⁴ 五四運動に関する吉野の論文としては「北京大学における新思想の勃興」（『中央公論』大正8年6月号）、「支那に於ける排日事件」（『中央公論』同年7月号）「支那の排日的騷擾と根本的解決策」（『東方時論』同年7月号）「北京学生団の行動を漫罵する勿れ」（『中央公論』同年8月号、卷頭語無署名だが、吉野の執筆）などがある。

²⁷⁵ 「某国」というのは、米、英と指している。

のは遺憾である²⁷⁶。

ここでは、まず第三国の「扇動」を否定し、「一つの確信的な精神」に基づくことを強調した。

では、その「確信的な精神」とは何か。吉野作造は、まず、学生運動を外国帝国主義、特に日本帝国主義侵略に反対し、売国主義との戦いとして捉えている。

北京大学学生の新運動は何故に曹汝森君、陸宗輿君並に章宗祥君を憎んだか。こは云ふ迄もなく彼等が日本の官僚軍閥の藁籠中のものとなり、国を充て私益を計つたと認められたからである、彼等が真に日本の軍閥の操縦する処となつたか否か、又国を売つて私益を計つたか否か、予輩明に之針知らない、けれども彼等が最近に於ける日支各種の交渉の当局者であり、而して其の交渉はすべて国民多数の意潜と没交渉に行はれた事丈けは明白である。学生、青年の自発的な国民運動であると規定する。

そうであれば、日本における民本主義運動（軍閥、官僚、財閥の排斥）と、中国の五四運動とに一種の連帯性があり、そのような連帯を絆として、日中両国人民の連帯関係を確立しなければならないと主張する²⁷⁷。

しかし一方では、吉野作造が「支那の排日運動が蛾盛を極むるは、独り日本の憂ひのみならず、支那の為めにも極めて憂慮すべき事である」²⁷⁸と述べ、「我々日本国民の非常なる憤激の種となつた上海の不敬事件に就いても分る。彼等のその運動が理非得失の見境ひも無い程に狂暴を極めて居るのは、全で戦争のやうである。或は武器で戦争が出来ないから、これで我々は日本国民に戦ひを挑むのだといふのかも知れない。斯うなれば、我々に於ても亦致し方が無い。彼等の挑戦に応ずるのが大人気無いとすれば、少なくとも自衛の道を講ずる上に、

²⁷⁶「北京大学学生騒擾事件に就て」『吉野作造選集』8、1996年。この文章は大正7年12月、当時吉野の影響下になつた東大法学部の学生赤松克磨、宮崎竜介らの中心に形成された〈新人会〉の機関誌『新人』（大正8年6月1日号）に掲載された。

²⁷⁷野原四郎「五四運動と日本人」（中国研究所紀要二）73頁。

²⁷⁸『吉野作造選集』9、1995、岩波書店、「東方時論」1919年7月、245頁。

十分なる決心を堅むるの必要がある」²⁷⁹と、「自衛の道」論を説いている。

この「自衛の道」とは、「武力的威圧」を加えることではないとして、

我々は東洋諸国の先達としての道徳的責任を幾分なりとも感じて居る以上、相手が激されば赦する程、何処までも冷静の態度を失つてはならない。一時の興奮に其の為す所を誤つて、最後の勝利を取逃がす程馬鹿げたことはない²⁸⁰。

冷静の態度を日本国民に呼びかけた。そして、吉野作造は当時の新聞紙上に「少しも自ら反省の点を見出し得ない」²⁸¹ことを遺憾としている。

3、排日運動について

吉野作造は排日運動を中国国民の自発的な運動と見た。そこには煽動、つまり宣伝によるものではないとする。問題は、「而して国民をして排日的方向に動かすことは、比較的容易であるけれども、親日的に動かすことは極めて困難であるといふ所に、我々は深く反省する必要がある」²⁸²と吉野作造が述べている。このような吉野作造の見解を見ると、吉野作造は五四運動が中国国民の自覚による運動であると見ていただけに、一層憂慮すべき事態であると考えられる。それでは、中国国民は何を自覚したのか。

「併し此等の連動の奥に潜む所の根本の思潮を能く考へて見ると、疑ひもなく次の二点が之を指導する原則となつて居るやうに思はれる。一つは外来の侵略主義に対する反抗である。もう一つは国内の専制的官僚軍閥に対する反抗である。彼等は今日まで外来の侵略主義に依つて余りに苦がい経験を嘗めた。此の主義に反抗する点に於ては、彼等の眼中に日本西洋の差別は無い。是れ此の運動が主として排日的でありながら、又時として排外的なる所以である」²⁸³。

²⁷⁹前掲『吉野作造選集』9、「東方時論」1919年7月、245頁。

²⁸⁰同上、245頁。

²⁸¹『朝日新聞』1919年7月6日。

²⁸²前掲『吉野作造選集』9、「東方時論」248頁。

²⁸³同上、250-251頁。

つまり、「彼等は今日まで外来の侵略主義に依つて余りに苦がい経験を嘗めた」が、ついに立ち上がって反抗し始めた、ということである。そして吉野作造は次のように述べている。

「併しよく考へて見ると、支那で日本を排斥するのは、実は侵略の日本を排斥するものである。併し日本其のものは、決して侵略主義の国ではない。官僚軍閥の日本の侵略的色彩を濃厚に持つて居るといふことは、我々は之を疑はない。さればこそ多年官僚軍閥の攻撃に浮身を擧げて来た。けれども今や国民の多数は、平和を愛し、自由を愛し、国際的共存の主義を愛して居る。言はゞ今日の日本には、侵略の日本と平和の日本との二つがある（中略）而して支那に於ける親日派の勢力の根拠は、日本の御用商人主義的外交の支持に依つて、鞏固なる根拠を有すると彼等は認めて居るが故に、彼等は一転して著しく侵略の日本に反感を示して来る。而も此の侵略の日本は、即ち我々平和の日本が極力排斥せんとする所である。彼等の排斥せんとする所のものと我々の排斥せんとするものとは、正に同一である。若し日本に此の二種の日本があるいふことを知つて居つたならば、支那の民衆は恐らく掌を覆へすが如く、排日運動を罷めたのであらう」²⁸⁴。

反帝国主義運動の第一の目標は日本である。その解決策は何か、吉野作造は考える。

「今日の日本には、侵略の日本と平和の日本との二つがある」ことを中国人に理解してもらい、このような理解中から、排日運動に対する根本的解決の糸口を見だそうとしている。でも、「日本に此の二種の日本があるいふことを知つて居つたならば、支那の民衆は恐らく掌を覆へすが如く、排日運動を罷めたのであらう」という考え方は、やはり書生としての空論しか言えないと思われる。なぜならば、当時の日本では、「平和の日本」の勢力が弱く、現に五四運動に同情している人物は、吉野作造など少数派であったからである。そして当時の中

²⁸⁴前掲『吉野作造選集』9「東方時論」、251－252頁。

国でも、日本のいろいろな言動を見てきて、親日派は少ないから、吉野作造はまた次のようにも述べている。

「支那の民衆が官僚排斥を叫んで起つたのは、或る意味に於て日本に対する一大警告であり、又或意味に於て日支両国の真の親善の開拓に対する一大障碍物の攻撃の叫びである。斯うなると、彼等の運動に対しては、我等も亦大に共鳴する所あるを感ぜざるを得ない。尤も支那の排日運動には、色々不純不粹の分子が喰つ附いて居る。これに就いては我々は大に歎息もし、又憤慨もするけれども、併し冷静に彼等の真の要求を考へて見る時に、此に彼我の間に、共通のある一つの生命の発芽を認めることが出来るのである。事によつたら此の点に間違解決の端緒が開かれはしまいかと考へるのである」²⁸⁵。

中国民衆に対する同情は溢れている。

4、日中両国の提携について

吉野作造は今回の難関をどう乗り超えるかについても考察した。

近頃、学者、軍人、記者等の一部の間に、外務当局を鞭撻して武断的対支外交の措置に出づべきを、頻りに説き廻る連中があるといふ噂を耳にする。

顔触れを見ると、又あの連中かと真面目に相手にする気にもなれぬが、念の為に其主張する所を聞くに、曰く暴慢なる支那の排日的行動を膺懲すべし。曰く之等運動の黒幕たる米国をも序に敵として一泡吹かしてやるべし。曰く英国は印度が恐いから中立を守るに相違なく、爾余の国々は口では何と云つても当分東洋にまで手が出せまいから、やるならば今が実に絶好の機会だと。

斯んな無謀な企ての、到底実現さるべき筋のものでないことは言ふまでもな

²⁸⁵前掲『吉野作造選集』9、「東方時論」1919年7月、253頁。

く、之を説く連中だつて本気の沙汰かどうかは分らない²⁸⁶。

と、対中国膺懲論、特に軍事干渉も辞さないというような戦争論に対して、強く牽制したといえる。

その上、吉野作造は、今回の事件を解決するために、日中両国の提携が必要だと説いて、つぎのように述べる。

而して更に他の一面に於て、我々は彼我両国の民衆の間に、平和主義、自由主義、人道主義の基礎に立つ社会改造の共同運動が段々現れて来ることを希望せざるを得ない。如何にして紛乱を治むべきやを考へるよりも、如何にして両国民衆の間に、協同提携の機会を作るべきかが焦眉の急務である²⁸⁷。

いかに吉野作造の「民本主義」による立論である。

以上のような吉野作造の五四運動論が、当時において、抜群のものであったことは、野原四郎と松尾尊兌ともに指摘されている²⁸⁸。そして確かに五四運動と民本主義運動との連帯感にもとづく日中両国民の友好提携を唱えているのは注目すべき見解である。

しかし、当時の中国では、「平和主義、自由主義、人道主義」といった民主啓蒙、社会改良より、やはり五四運動が唱えるような反帝国主義、国家の主権の方が急務であった。これについて、日本の民本主義者としての吉野作造は、所詮理解できないである。

²⁸⁶前掲、吉野作造「狂乱せる支那膺懲論」、『吉野作造選集』9、253頁。

²⁸⁷前掲、吉野作造「支那の排日的騷擾と根本的解決策」、『吉野作造選集』9、254頁。

²⁸⁸野原四郎『中国近代化と日本』「五四運動と日本人」前掲を参照。松尾尊兌「民本主義者と五四運動」『大正デモクラシーの研究』（所収）を参照。

第六節 結語

このようにみてきた吉野作造五四運動論について整理したい。第一次世界大戦における膨大な犠牲と破壊の教訓により、今後大国間の全面戦争はかならず長期的総力戦になり、そのコストはいかなる戦争目的をも超えるものであり、この意味において、戦争防止は従来のように小国と思想家のスローガンではなく、欧米大国にとっても切実な関心事になっている。国際連盟創設の構想はその端的な表れとみていた。さらに、このような国際認識を踏まえ、吉野作造は日本も威尔遜主義に象徴される平和的な「世界の大潮」に順応し、軍事的、謀略的手段で中国で独占的利権を求めることを戒めるべきと主張していた²⁸⁹。しかし、だからといって不平等条約を即時全面的に撤廃し、中国に列強と対等的な国際的地位を与えることに対しては、吉野作造は反対していた。

威尔遜主義における「民族自決」は無条件に中国の国際的地位を引き上げることを意味するのではなく、英仏が自発的に期限未満の租借地を一部中国に返還したように、第一次世界大戦後弱小国に対する強国の態度は、利権を設定する侵略主義から弱小国に発展のチャンスを与えるように変わっている。そして吉野作造によると、これこそ第一次世界大戦後の「国際民主主義」である²⁹⁰。

中国が自国の国際的地位を引き上げるために、「実力」を養うには、まず国内の官僚軍閥を打倒しなければならない。そして、中国の官僚軍閥が日本の官僚軍閥と結んでいるから、日中両国民も連携して共同の敵—官僚軍閥と戦うべきである。そのため、吉野作造は「平和の日本」と「侵略の日本」という「二つの日本」論を捻出し、両国青年の交流活動を組織することに奔走していたのである²⁹¹。

しかし、吉野作造は五四運動を外国帝国主義、特に日本帝国主義侵略に対する防衛と、軍閥官僚の専制支配の排斥という目的を持った運動とみなした。中国の五四運動に対して、ただの同情、といった上対下的見解が強く感じる。

²⁸⁹吉野作造「世界の大潮と其順応策及対応策」『吉野作造選集』6、1995年、岩波書店、15頁。

²⁹⁰吉野作造「支那近事」『中央公論』1922年3月、193頁。

²⁹¹吉野作造「北京学生団の行動を漫罵する勿れ」『中央公論』1919年6月、前掲『吉野作造選集』9、238頁。

第四章 済南事件についての発言

第一節 済南事件と山東出兵

一、第一次山東出兵

1927年4月20日、立憲政友会の前陸軍大臣である田中義一を首班とする田中義一内閣が誕生した。田中内閣は第一次若槻内閣の穏健な中国政策と国際協調路線、いわゆる「幣原外交」を是正して、「対中強硬外交」いわゆる「田中外交」政策を取り入れた。田中内閣にとって外交方面の最初の試練は、中国の第一次北伐であった。

そもそも1926年7月、国民革命軍総司令蒋介石は約十万の北伐軍に動員して国内の統一、軍閥・張作霖の北京政府打倒を目指して北伐を開始した。1927年5月、国民革命軍は既に中国の南方を占領し、山東省に接近した。日本は「幣原外交」のもとで、中国の北伐戦争に関して、国内外からの中国増兵の要請があったにもかかわらず、内政不干渉主義を堅持した。ところが、1927年5月27日、田中内閣が樹立した1か月ばかりに、山東省の日本権益と2万人の日本人居留民の保護及び治安維持を口実に、山東省へ陸海軍を派遣することを決定した。6月1日在満洲の歩兵第33旅団が青島に上陸、7月12日在満第10師団と第14師団の一部が青島に上陸した。ところで7月末から8月始にかけて、北伐軍は大敗し、蒋介石も下野したので、日本政府は撤兵を決定した。いわゆる「第一次山東出兵」である。

第一次山東出兵は、日本軍は中国に上陸して山東省を武力で制圧したものの、事件らしい事件がなく済んで、国際社会からもあまり反対されることがなかったとみられる。しかし日本国内では、出兵に象徴される田中対中強硬外交は新聞界の批判に遭った。吉野作造も出兵批判の文章を発表した。それについて、

第三節で検討する。

二、第二次山東出兵と済南事件

1928年3月、蒋介石が態勢を立て直し、国民革命軍を率いて第二次北伐を開始した。5月、国民革命軍は山東省に入った際、日本政府は居留民保護を名目に「第2次山東出兵」を行い、日本軍の第六師団の精鋭が山東省の済南市まで進出した。5月3～11日、国民革命軍と日本軍が衝突し、日本側は23名、中国側は1000名の死者を出した。日本の現地軍はさらに謝罪を求めたが、中国側に容れられなかったため、武力で済南市内を占領し膠済沿線を掃討した。その戦いで、一般市民も巻き添えに市民と兵士の多くが殺害された。中国民衆は憤激したが、蒋介石は日本軍との全面衝突を避け、北伐部隊は済南を迂回させ、北京を目指すこととした。事件後、日中両国は互いに相手側の謝罪、賠償を要求して困難な交渉となったが、1929年3月双方が譲歩して解決に関する文書に調印し、同年5月日本軍は撤兵した。

日本側では、この事件を「済南事変」と呼ぶ。前年度の「第1次山東出兵」にちなんで「第2次山東出兵」とも呼ぶ。なお、5月9日、第6師団を増援する形で第3師団が山東派遣に命じられ、済南入りしたが、それを「第三次山東出兵」と呼ぶ。

中国側では、中国の死傷者が圧倒的に多いので、この事件を「済南惨案」と呼び、事件の開始日は5月3日なので、「五三惨案」とも呼ぶ。

三、日中双方の見解を比較して

済南事件に対する日中両国の歴史認識は、概ね以下の点で分かれているようである。

一つ目は、日中両軍の虐殺はあるかどうか。事件後の外交交渉では、日中両国は互いに相手側の謝罪、賠償を要求することからもわかるように、日中双方

は相手の軍が平民を虐殺し、略奪した、と非難し合っていた。

日本側資料には、日本側の被害者が、「軍隊戦死 12 名、負傷 30 名内外、在留民側死亡 5 名、商埠地外 9 名（氏名不詳）、これ以外にも相当数の死者有る模様」²⁹²、との外交報告があった。

一方、中国側では、日本軍の済南攻撃による中国側の死傷者は、死亡 3600、負傷 1400 に上ったとされる。「中国側をもっとも憤激させたのは、三日夜、戦地政務委員兼外交処主任の蔡公時をはじめ済南交渉公署職員八名、勤務兵七名、まかない夫一名計十六名が殺害されたことであった」²⁹³。もちろん、この件に関して、日本側の言い分があるが、殺害されたのは間違いなさそうである。

最も重要な点は、日本政府出兵の目的は何か。

中国側では、日本の出兵は、国民軍は奉天系軍閥張宗昌、張作霖打倒を目的とする北伐を阻止するため、自国民保護を名目として山東省に出兵した、と戦前戦後を通じて一般的に認識されている。例えば、1987 年 12 月に北京で出された『中国現代史詞典』の「済南惨案」条では、次のように述べる。

日本帝国主義は山東済南で中国軍民を虐殺した事件。1928 年春、蒋介石は英、米帝国主義支持の下、北上し奉系軍閥張作霖を攻めた。日本帝国主義は英、米勢力の北方発展を阻止するため、居留民保護を口実に、4 月下旬に出兵し、済南を占領した。5 月 1 日、国民党政府軍は済南に入ると、日本軍は騒ぎを起こし、発砲して中国軍民多数を殺害した。3 日、日本軍は国民党政府の駐在地に大挙進攻し国民党政府軍の武装を解除した。蒋介石は不抵抗を命令し、政府軍を済南から撤退させた。日本軍は済南で中国軍民を数千人殺害し、悲惨な事件を起こした。国民党政府山東特派交渉員の蔡公時は日本軍に耳、鼻が切られ、最後、その他の 17 名外交人員と一緒に殺害された。惨案発生後、国民党政府は対外投降政策を取り続けるため、広く人民の怒りを買った。中国人民の強烈反対と各帝国主義国家の間の矛盾により、1929 年日軍は済南から撤退した²⁹⁴。

²⁹²外務省編纂『日本外交文書 昭和期 I 第 1 部第 2 巻』、1990 年 12 月、348 頁。

²⁹³ 臼井勝美「泥沼戦争への道標」、『昭和史の瞬間』（上）、朝日ジャーナル昭和 41 年、第 55 頁。

²⁹⁴李盛平主編『中国現代史詞典』、中国国際広播出版社、1987 年 12 月 626—627 頁。

注目すべきは、北伐が「米英帝国主義の支援」の下に行われたことと、日本はそれを阻止するために出兵したことが強調されていることである。

田中政府は出兵の目的について、1927年5月27日外務省に出された「出兵声明書」では、「支那国及其の人民に対し何等非友好的意図を有せざるのみならず、南北両軍何れの軍隊に対しても其の作戦に干渉し軍事行動を妨害するものに非ず」、²⁹⁵とことさら説明したことがある。

政府が強く否定したものの、新聞界では懐疑的であった。例えば、『東洋経済新報』の昭和3年5月5日社説では、18000人の在留邦人の保護のために1万名近くの兵を発遣するのは、「何としても大袈裟に過ぎない」と述べた。吉野作造も「田中内閣の政治責任は飽くまでもこれを糾すの必要」²⁹⁶を説いた。これについて後述する。

戦前の日本側の出版物『東洋歴史大辞典』でも、第一次山東出兵(1927年5月)、第二次山東出兵(1928年4月)及び第三次山東出兵(1928年5月)の経緯に触れ、「要するに此事件の眞因は賀耀祖軍の邦人家屋の掠奪、虐殺等の如き偶然的事実にあるのみでなく、我国の第1次山東出兵の例に徴して明らかな如く我国の行動が北伐軍の行動を阻害し、且又張作霖を援助しているという印象を、北伐軍の将士に強く与へていた点にある。而も田中内閣のあまりにも露骨なる行動は、打倒帝国主義の精神に燃えていた北伐軍中堅幹部を強く刺激した処に、済南事件の必然性があったといえよう。我国においても相当反対のあったにもかかわらず、それを押し切って強行された3回にわたる山東出兵の結果は、巨額の軍費の濫費と日支関係の著しき悪化(それは今日に至る迄悪影響をのこしている)が齎らされたのみ」²⁹⁷と解説している。

戦後では、1927年「東方会議」は満蒙地域を日本が「20億の国費と10万同胞の血」をもって獲得した生命線であるとしたので、三回も出兵を断行した「山東出兵」は、蒋介石指揮の国民革命軍の「北伐」の阻止と中国革命への武力干渉と、張作霖政権の擁護を目的とする、田中首相の中国本土との「満蒙分離政

²⁹⁵ 昭和2年5月29日『東京日日新聞』掲載。

²⁹⁶ 吉野作造「対支出兵」『吉野作造選集』9、岩波書店、1995年6月、350頁

²⁹⁷ 平凡社『東洋歴史大辞典』、1937(昭和12)年6月、344頁。

策」の具体化である、と見るのが一般的である²⁹⁸。

いずれにせよ、済南事件は日中両国の軍隊が日清戦争後、三十年ぶり直接に交戦する事件で、しかも中国の統一を図る第二次北伐戦争の最中に起きただけに、両国にとっても看過できない大事件であった。1929年3月に芳沢公使と王正廷外交部長が済南事件解決文書に調印した際、「該事件ニ伴フ不快ノ感情ヲ記憶ヨリ一掃シ以テ将来両国国交ノ益々敦厚ナランコトヲ期スル」²⁹⁹と、わざわざ共同声明が出されるほど、それからの日中関係に大きく暗い影を落とした事件といえる。特に南京国民政府をして対日悪感情を深刻にさせたきわめて重大視すべき事件であったことに注目されたい。

第二節 日本新聞界の反応

一、第一次山東出兵に対して

第一次出兵に対して、日本の新聞界の大部分は批判的であった。例えば、『大阪朝日新聞』は、昭和2年5月27日の「社説」では、居留民保護を理由に出兵することは許されず、居留民を引き揚げるのが「国際上の通義」とする。この点は、後ほど述べる吉野作造の観点と通ずるものがあつたとみられる。

また、『東洋経済新報』の文章では、「我が国の経済的繁栄の為に、支那との親善は最必要条件であるのに、之が破壊を容易に行ふ様では、何うして支那と親善を結び得られるか」と、出兵は中国との親善関係を破壊するものだと痛烈に批判した。³⁰⁰

なお、第一次出兵に対する各新聞の批判は、田中政府の外交政策、特に「対中強硬外交」とセットして行うのが印象に残る。特に田中の強硬出兵のイメー

²⁹⁸ 岩波書店『広辞苑』第5版「済南事変」条。

²⁹⁹ 外務省編『日本外交文書』昭和期Ⅰ、第1部、第3巻（外務省、1993年）501頁。

³⁰⁰ 昭和2年6月7日「財界概観」。

ジは、五、六年前彼が陸軍大臣とした時主導した屈辱な「シベリヤ出兵」と重なって、『武断外交』『サーベル外交』はジャーナリズム一般の反発と侮辱の対象であった」、と酷評される³⁰¹。

二、第二次出兵と済南事件

第二次出兵と済南事件に対する新聞界の報道は、日本の居留民が殺されたと伝えただけに、大騒ぎしていた。当時の主要新聞の社説は、内政干渉にならないようとの憂慮を表明したが、ほとんどが出兵やむなしとするものであった。

まず、日本の新聞界は、政府に同調して、南軍の進出によって社会秩序が乱れると主張するものが大方である。例えば、1928年5月5日『大阪毎日新聞』のある記事は次のように言う、

軍紀の厳正と、穏和な態度を示していた国民革命軍が、俄然餓虎を野に放ったような狂暴さに激変してわが朝野の心胆を寒からしめている。しかも、その暴動は組織的に行われたといわれ国民革命軍に繋いだ多少の信義は完全に破壊されてしまった。国民政府当局は早くも責任転嫁の言辞を弄している。この済南事変が如何に進展するか俄に予測を許さないところである・・・³⁰²

また、日本人の死者が出たという新聞記事のタイトルに、「南軍鬼畜と荒れ狂ふ 邦人の虐殺算なし」（『東京朝日』昭和3年5月4日記事題目）、「凶暴を極むる南軍に対し わが軍徹底的殲滅を期す」（『大阪朝日』昭和5年5日記事題目）など、事件を一面的かつ煽情的に報道するものが多かった³⁰³。

さらに、出兵は南軍の北伐妨害でないとは主張する記事もあった。例えば、1928年5月15日の『大阪毎日新聞』には、次のような記事がある。

³⁰¹江口圭一「第九章 山東出兵・『満州事変』をめぐって」、『大正期の急進的自由主義』、東洋経済新報社昭和47年出版、第360頁。

³⁰²「経済眼で見た支那時局」（上）、倫愚曼、「山東の形勢急転と大阪財人の活動」。

³⁰³ 江口圭一「第九章 山東出兵・『満州事変』をめぐって」、『大正期の急進的自由主義』、東洋経済新報社昭和47年出版、第356頁。

済南事件の軍事的考察

本社軍事記者

日本の済南出兵が南軍の北伐を妨害するという事は南軍側の宣伝であり、実際にも或はそう感じたかも知れない。殊に北軍も日本軍が北方に援助するかの如くほのめかして対南策に利用したので、南軍としてはわが出兵を快よしとしなかったことは想像し得る。一方日本は南方に対してはどうかというと、日本と蒋介石氏との間には相当の諒解があると信すべき理由もある。しからざれば南軍が平然と済南まで進入するはずがない。日本軍と不意の衝突さえ起らなければ蒋介石氏はなおずんずん北進するはずであったであろうことは明白である。

と述べ、日本は北伐を妨害するつもりがないが、北軍はそのように宣伝し誇示したのだという。「日本と蒋介石氏との間には相当の諒解がある」とは、1927年蒋介石が下野して日本訪問する際、日本の田中首相、森外相と会談し、国民革命の成功、支那の統一を日本が認めると代わりに、蒋介石は満州に対する日本の特殊地位と権益を認める、ということであろう。

とにかく、当時の新聞界の注意力は、居留民保護と政府の責任追及にとどまり、事件の重大さについて深い理解が足りなかった。ことにその事件をきっかけに、日本はわずかの権益のために中国の統一を妨害する事さえも辞さない国だ、と中国から見なされるようになったこと、済南事件は後の日本関東軍による張作霖爆殺事件、そして満州事変への導火線などについて、気づく先覚者はいなかっただろうか。

第三節 済南事件についての吉野作造の見解

吉野作造は済南事件について、自分の意見を「支那出兵」文章にまとめ、『中央公論』で発表した。また、「第一次出兵」の際に、「支那出兵問題」、「支那出兵に就て」も発表していた。「支那出兵問題」、「支那出兵に就て」二篇は一年前に書かれたものだが、その内容はあたかも済南事件の到来を予告したようなものなので、合わせて検討する。

なお、「対支出兵問題」と「支那出兵」の二篇は『吉野作造選集』9『韓国論・付中国論三』に収め、「支那出兵に就て」は、『吉野作造集』（近代日本思想大系17、筑摩書房1976年）に収めている。

一、「対支出兵に就て」

1927年7月「対支出兵に就て」はわりと短い文章だが、内容は多く、いくつかの観点は「第二次山東出兵」にも通用する。

まず、「対支出兵に就て」は、はっきりと中国への出兵は「主権の侵害」だと糾弾する。

その意に反して他国に出兵するのは明白に主権の侵害である。併し支那の場合に在ては、条約上の権利として出兵を敢てし得る余地が全く無いではない。が、さりとて凡ゆる形の出兵が皆是認せらるるのでは固よりない。条約に準拠する権利の問題としても、出兵の時期方法範囲に関して幾多の疑義はあるが、政略上の問題としては、殊に支那との最近の友好関係の点より観て、我が国這次の出兵は兩国有識者の大なる物論の種たることは疑ない。³⁰⁴

主権の侵害のみならず、中国との関係を根元から壊すものとしたのである。そして、日本の出兵は、北軍（北洋軍閥）に有利をもたらすことを暴露し、次のように言う。

³⁰⁴ 吉野作造「支那出兵に就て」、『吉野作造集』、近代日本思想大系17、筑摩書房1976年、第392頁。

独り日本人だけがそんな目に遇ってはならぬと頑張るはチト虫がよすぎぬか。いわんやその為に本国の出兵を促し、以て支那人自身の命賭けの策動を邪魔するに於てをや。

日本の出兵が、事実にあて支那人の策動の邪魔になることは、一点の疑を容れない。ただし、北方軍閥がこれに依って辛うじて総崩れの見苦しき醜状から免れたこと、これ亦疑ない³⁰⁵。

日本の出兵は、中国の内戦干渉ではないが、結果的に北方軍閥を助けた結果になった、鋭く指摘した。中国側、特に南軍側は日本との衝突を避けたが、将来の日中関係に必ず悪い結果をもたらすと力説する。

日本の出兵が南北抗争の其只中に突進するの形勢を示さなかつたら、今頃張の運命がどうなつて居つたか知れたものでない。日本と衝突することに極度の畏怖を感じず南方国民軍が、日本の出兵に依て一時鳴りを鎮めた形を呈したのは、何でもない事の様で、実は日本と支那との将来の関係には極めて重大の関係があるのである³⁰⁶。

その重大の関係とは何か、次のような曖昧な言葉を発して、明言を避けた。

外国が支那の領内に軍隊をくり込むのは、あまりに弱者の立場を無視する者である。しかも、今や更生の途上に悩んで居る支那の国民運動に、世界は多大の同情を寄せて居ると云う。

一年後の「対支出兵」では、吉野は北伐戦争の性質をこの「更生の途上に悩んで居る支那の国民運動」から「彼等は国家的甦生の為め決死の奮争を進めて居る」³⁰⁷と発展し、将来の南軍による中国統一を意識するものと言える。

³⁰⁵同上、392頁。

³⁰⁶吉野作造「支那出兵に就て」近代日本思想大系 17、筑摩書房 1976年、第393頁。

³⁰⁷吉野作造「対支出兵」『吉野作造選集』9、岩波書店、1995年6月、347頁。

それで吉野作造は、「彼等の策動に多少の便宜を与うべき」と、中国側が「外国人の生命財産の安全を保障し得る能のない」の観点から、中国からの「引き揚げ論」を主張した。

私は、出来ることなら北方在留の日本人に一概退去を命じ、毫も他を顧慮することなく、自由に活動するの便宜を支那人に提供してやったらとさえ考うるものである。

この引き揚げ論は、当時の一部分の新聞と同調するものとみられるが、済南事件後に「中国撤退論」のヒントになるものである。

二、「対支出兵問題」

1927年8月『中央公論』に掲載された「対支出兵問題」では、ひたすら日本政府の北方政府（張作霖を中心とする北洋軍閥）支持し、加担することを暴露し、次のように述べる。

我が政府の対支政策は正しく如上の一種独特の見解に基いて樹てられて居ると云ふ事である。即ち北を是とし南を否とする前提に基いたと観なければ対支出兵と云ふ大變な冒険の根拠が解らないからである。

内政干渉の恐れがある立場から批判した。日本政府の北を是とし南を否とする前提も危ない判断であるとする。

1927年に書かれた「支那出兵問題」は実に1928年の済南事件にも通用する点が二つある。

一つは、この「北を是とし南を否とする」こと、つまり中国の北軍—張作霖をはじめとする北洋軍閥派を支持するか、蒋介石をはじめとする国民革命軍を支持するか、という点である。

日本政府にとっての南北是非問題は、すなわち、日本の第一次出兵が南軍の

北伐を妨害し、北軍を助けるためだ、と国内外からいわれることを極端に恐れている。これについて、吉野作造は、次のように述べる。

先づ実際の結果から観よう。我が軍隊の済南進出を機として北軍の旗色俄によくなり南軍の氣勢頗る挫けたるの観がある。顧れば一二ヶ月前は、北京は馮閻唐蔣の圧迫を受け張作霖の運命は風前の灯も畜(ただ)ならざる有様であつた。斯かる形勢の自然的推移に対し意外な障碍を与へたものは実に我が第一次の出兵であつた。我が日本は必しも南方の進出を邪魔しようとは云ふのではない、日本には日本独自の当然の希望があるのだと云ふ。当然の権利の遂行に依て甲が利し乙の損するは致方がないと云ふわけだ。よしそれが日本の直接に期する所でなかつたにしろ、出兵の結果が事実上南軍の進撃に対して北軍を庇保するものであつたことは疑ない。斯くして南北対峙の形勢は姑くは停頓の姿となつたのだ。³⁰⁸

たとえ日本政府は軍隊を出して、南軍の北伐を妨害するつもりはなくても、客観的に妨害する結果になったことを鋭く指摘する。つまり、動機、主観的意図を問わず、「南軍の進撃に対して北軍を庇保する」という結果論からの追及である。

帝国の政府はいふ、我国は我が当然の権利を実行するまでで固より甲を助け乙を窘(くるし)めると云ふ意図はない、絶対に不偏不党であると。それに相違はあるまいが、事実上の結果が、勝つべきものに勝つ機会を失はしめ、負けそうになつた奴に安心して休息するを得しめたことは疑ない³⁰⁹。

皮肉を込めて政府を批判した。

一方、新聞界の南北是非問題は、すなわち、南軍の進撃は中国の社会秩序を乱すことに集中する。そのような偏向的報道が連日各新聞紙面に溢れる。この現象について、吉野作造はまず次のように疑問を提示した。

³⁰⁸ 吉野作造「対支出兵問題」『吉野作造選集』9、岩波書店、1995年6月、342頁。

³⁰⁹ 吉野作造「対支出兵問題」同上、342-343頁。

昨今の支那電報を見ると、南方側の勢力が些しでも北方に伸びかけるとその地方の秩序が直に紊れるかの如くに報ずる。之に反して北方派の勢容が恢復したと云つては個々たる人心も頓(とん)と落ち付いたと云ふ。丸で北方が優勢であれば安全が保たれ南方の手が伸びれば何事が起るか分らぬと云つた風の報道ばかりだ³¹⁰。

それに不信を感じた吉野作造は、なぜこうなったかについて、原因を追及すると、案の定、

私はこの報道の私の平素の見解と著しく相違するを怪しみ、新聞関係の友人に就て疑を質したところ、官憲の指示する所に依るもので致方がないと云ふのであつた。

日本政府は新聞報道機関に指示を出したのだ、という。現代語でいえば「世論操作」に他ならない行為だと暴露した。

三、「対支出兵」

1、「居留民保護」について

吉野作造は、済南事件発生後の1928年『中央公論』6月号に「対支出兵」を發表し、次のように述べる。

居留民保護の目的を以て出動した帝国軍隊は凶らず支那両軍の一部隊と衝突し、引いて遂に悲しむべき日支交戦の一大修羅場を展開せんとして居る。今では居留民などはそつち退(の)けになり、出動した軍隊そのものの絶対安全を目

³¹⁰吉野作造「対支出兵問題」同上、343頁。

標として戦線も相当広汎なものになりそうだ。一旦抜いた刀は納める様にして納めて貰はねばならず、必要があれば国力を挙げてでも帝国の利益と名誉の為に戦ひ続けるを辞せないが、さるにても斯んな事のために直接多大の犠牲を払ふ在外幾万の将卒に対しては、我々国民として実に何の言葉を以て感謝すべきかを知らぬ。戦争に確然たる名義がないからとて、異域に心身を労する正直なる兵士の至誠を粗略に考へてはいけない³¹¹。

まず、居留民保護の目的で出動した日本軍に対して、「必要があれば国力を挙げてでも帝国の利益と名誉の為に戦ひ続けるを辞せない」と、支持の態度を表明した。ここでは、「帝国の利益」という言葉を使ったことに注目したい。対内的には「国民の利益」がよく使われることに対して、これに対して、「帝国の利益」は対外的によく使われる。居留民保護はとにかく「帝国の利益と名誉」になる、というのだ。

次に、革命軍と衝突したことで、「今では居留民そっちのけになり、出動した軍隊そのものの絶対安全を目標として戦線も相当広汎になりそうだ」、との見通しを述べ、きりのない戦線拡大に心配していた。

そして、「斯んな事のために直接多大の犠牲を払ふ在外幾万の将卒に対しては、我々国民として実に何の言葉を以て感謝すべきかを知らぬ」と述べ、日本軍に対する慰問の意を表した。

2、吉野作造の心配

上記のように、吉野作造はやはり一般の新聞界と同じく、「居留民保護」の点においては、政府の立場を支持していた。以下の言葉は、その立場が端的に表されていた。

出兵は是非とも成功さしたい。軍事行動は軍事行動としての完全な目的を達して貰はないと困る。之が為に我々は凡ゆる犠牲を辞するものではない。殊に

³¹¹前掲、吉野作造「対支出兵」『吉野作造選集』9、345頁。

出征将卒には無限の感謝を表し之を慰安する為に最善の方法を講じたいと思ふ³¹²。

出兵に対する条件付きの支持を示し、中国からの軍の即撤退を主張しなかった。一年前の主張と後退したとみられるが、情勢は大きく変わったからであろう。それにしても、吉野作造は、「今度のような形で支那と闘うは我国に取て一大不祥事である」として、日本の対応を心配し、「寒心に堪えざるものがある」として、日本の出兵行動を国際的な観点、特に対中国戦略から見れば、あまりよくない、とアドバイスした³¹³。

吉野作造の心配事は、次の三つある。

(一)「第一我々は今日支那を敵として戦わねばならない何等の理由もない」ことである。

(二)「それに今次の戦域は今後可なり拡大する恐れがある」ことである。これは先ほど述べた戦線拡大への懸念であり、両軍、両国の敵意によってさらに拡大するとする心配である。³¹⁴

もう一つ懸念は、「支那国民の反感を一層深」めさせることである。そうすると、両国の平和に障害を来すとする。

済南事変で、日本軍の暴虐ぶりは世界に有名となり、蒋介石の対日政策は俄然硬化し、中国はアメリカと結んで排日政策を強化しはじめ、中国民衆の反日情緒に、いっそう拍車がかけられた。吉野作造心配事が見事に的中したけれど、日本国内の新聞界、特に日本政府は殆どわかっていないようである。それで吉野作造は厳しく政府の責任を迫及した。

3、政府迫及の建前と本音

吉野作造は田中政府の強硬出兵に対して、四つの方面にわたって迫及した。

³¹²吉野作造「対支出兵」『吉野作造選集』9、岩波書店、1995年6月、345頁。

³¹³同上、345頁。

³¹⁴吉野作造「対支出兵」『吉野作造選集』9、岩波書店、1995年6月、245-346頁。

(一) 支那に対する日本の正義の問題として先づ考へて見る。日本の山東出兵が事実にて彼国南北両軍の内争に対する一大支障たるは疑ない。日本の正義は之に対して如何なる態度を執るべきであるか³¹⁵。

.....

要するに、吉野作造が心配しているのは、この出兵が中国の南北両軍の内争に対する一大支障となったこと、特に南軍の進路を塞ぐことでの悪影響、ということである。日本軍は中立、内政不干涉、居留民保護の名義で出されたが、果たして本当か、という疑問でもある。

(二) そこで特別重大の理由とは何かと云ふ問題になる。漠然たる言ひ方だが、日本帝国の生存発達に直接の関係ある重大な理由があれば、支那側に向つて暫く陰忍して貫はうと云ふに必しも無理はない。たゞ呉々も考へねばならぬは、場所は彼国領土の中原であり、而も彼等は国家的甦生の為め決死の奮争を進めて居る最中だと云ふことである。斯う云ふ諸般の事情を併せ考ふる時、単純なる「居留民保護」と云ふだけの理由で彼国人を十分納得せしめることが出来るだらうか³¹⁶。

.....

要するに、中国が国家蘇生のため決死の奮闘を進めている最中に「居留民保護」などという日本の出兵理由が、中国に説得を持つことができるはずもない、ということである。言い換えれば、吉野作造の見解の前提は、南軍に正義があり、彼らが挑んだ戦が「国家的甦生の為め決死の奮争」である。このことは日本側の主張する「居留民保護」の理由よりはるかに大事で、日本の主張は中国人が納得できないと明言した。

(三) 姑く国際的正義の問題を別として単純なる利害打算の観点から論ずるも、山東の一角に在留する同胞の利害は斯れ程までの大犠牲を払ふに値するも

³¹⁵同上、246 頁。

³¹⁶吉野作造「対支出兵」『吉野作造選集』9、岩波書店、1995 年 6 月、247 頁。

のだらうか。私は必ずしも之等同胞の利害を全然無視せよとは云はない。支那の内紛に干渉するの事実を生ぜざらしむる為め一時引き揚げたらよかろうと思ふのである³¹⁷。

.....

要するに、在留邦人の保護というが、果たしてこれほどの大犠牲を払うに値するものだったのか。言い換えれば、日本軍の行動は内紛干渉の疑いがあれば、国際正義に抵触するものでもある、ということである。

(四) 結果の予見すべかりしと云ふ事に就て或は一応の異見を挿む人があるかも知れぬ。他国の兵隊同志が顔を合はしたからとて必しも喧嘩するとは限らない。我が軍隊の派遣はもともと単純な居留民保護を目的とするものに過ぎず、彼国軍隊の行動を妨げる意思は毫頭ない、双方誠意を以て忠実に各々の立場を守る限り衝突を見る心配は全然ない筈であると。併し之は白々しい屁理窟に過ぎぬ。形式的な国際談判の席上ですら昨今斯んな抗弁は流行せぬが、政治家が政策決定の理由を論ずるが如き場合に斯んな愚論は断じて許されぬ。況んや種々の情勢は一般民間よりも政府当局の方が一層斯うした不祥事の発生を予見すべかりしを語るに於てをや³¹⁸。

.....

要するに、日本政府の中国の出兵は、中国側に対する顧慮を欠いた政策決定の見通しのないことである。出兵はやむを得ないが、事がもうちょっと周到かつ「帝国百年の利害」のために運ばなければならない。「居留民保護の目的」はあくまでも政府出兵の「屁理窟」に過ぎない、ということである。この立場は、済南事変に関する他の二篇文章とも共通する。

例えば、「対支出兵問題」には居留民の撤退論がある。

よその国に居て、而もその国の市民が血みどろになつて国運改新の悪戦苦闘

³¹⁷同上、247 頁。

³¹⁸前掲、吉野作造「対支出兵」『吉野作造選集』9、248 頁。

を続けて居る真中に踏み留つて、己れの軀には一指をも触れさせまいとするのは余りに虫のよ過ぎる要求ではあるまいか。生命財産が惜くば速に一時引き揚げたがよい。現に北京天津方面では西洋人などは婦人小児を皆安全な地点に移したといふではないか。この方面で婦人や子供の呑気さうにブラ／＼して居るのは日本人に限ると云ふ。そして彼等はその儘の生活を安楽に続け得る様に保護して貰ひたいと、頻りに本国に出兵を要求するのである。尤もこの要求の聲に応じて出兵を決行した理由はまた外にもあらう。事に依つたら当局者は這の要求の為に出兵したのではないと云ふかも知れぬ。併し之れ丈は間違なく云へる、北支那の居留民があれ程利己的でなく又あれ程横着でなく、少しでも帝国全体の利害を打算する聡明を有つて居つたなら、而して又自力で自家の問題を適当に処置して居つたなら、如何に出兵好きな田中内閣も、その口実を見出すに苦んで今日の様に輿論の反対を受けずに済んだことであらう³¹⁹。

居留民は撤退してしまえば、田中内閣の出兵口実がなくなるのではないか、という論法である。前述のように、この居留民撤退論は「対支出兵に就て」にもみられる。

4、中国權益「白紙撤回論」

中国から撤退すれば、日本の中国權益が崩れる恐れがある。そこから、吉野作造の中国權益「白紙撤回論」は芽生えたのである。

吉野作造は、翌年の1929年『中央公論』7月号で「支那の形勢」を發表し、日中關係について、抜本的な改変をするべきだと主張し、次のように述べる。

要するに、支那と日本との將來の關係は在來の約定に基づいて決められるものでなく、主として一旦白紙の状態に還りて別に新たに兩國の理外を省量し、純然たる理義の指示に遵（したが）つて決められるべきであるというに歸する³²⁰。

³¹⁹前掲、吉野作造「対支出兵問題」『吉野作造選集』9、243頁。

³²⁰前掲、吉野作造「対支出兵」『吉野作造選集』9、356頁。

このように、吉野作造は済南事件をヒントに、初めて中国権益「白紙撤回論」を打ち出した。

吉野作造自身、日本が権益を総て放棄し、改めて中国と商議すべしという彼の主張が、当時の日本政府や国民の賛同を得られると思っていたわけではないだろう。しかし、もしそれが決断できたなら、その後の世界情勢は全く違った様相を見せたに違いないし、両国関係が革命的に好転したことは想像に難くない³²¹という解釈はあるが、果たして吉野作造の真意はであろうか。

第四節 結語

そもそも国内政治において、吉野作造は田中内閣に対して成立当初から批判的態度を取り続けていた。三谷太郎によれば、吉野作造の田中内閣批判は、1、田中政友会内閣下の利益政治批判、2、田中政友会において顕在化した反議会主義的なイデオロギーに対する批判、3、議会外の特権的諸勢力との相互依存関係、という三つの方面にわたる³²²。

二回の山東出兵に対する吉野作造の態度は、基本的に批判的であった。このような批判は、まさに田中内閣の外交政策に対する第四の批判の一環である。

吉野作造の山東出兵に対する発言の素晴らしいところは、第一、政府および一部分の新聞界の「北を是とし南を否とする」立場に反して、北伐戦争の性質を「更生の途上に悩んで居る支那の国民運動」から「彼等は国家的甦生の為め決死の奮争を進めて居る」³²³と発展し、将来の南軍による中国統一を意識した点である。

第二、吉野作造は早々から政府の居留民保護の理由が成立しない、それより「北方在住の日本人を一概退去を命じ」る（「支那出兵に就て」）べきだ、とい

³²¹山本忠士の「日中間のコミュニケーション・ギャップ（4）—1928年5月、済南事件と全国教育会議—」を参照。『日本大学大学院総合社会情報研究科紀要』No.6、9-20（2005）、19頁。

³²²三谷太郎「政治と道徳との一致を求めて」、『吉野作造選集』405—409頁、岩波書店、1995年6月。

³²³前掲、吉野作造「対支出兵」『吉野作造選集』9、347頁。

う主張である。これは国際慣例から提唱であり、感情に左右されない政治学者ならの見地と言えよう。

第三、日本の出兵は、南軍と中国民衆の反感を買い³²⁴「日本と支那との将来の関係には極めて重大の関係がある」³²⁵という先見の明である。吉野作造の第二次山東出兵および済南事件に対する発言は、わりと控えめで、「対し出兵」の一篇にとどまり、第一次出兵時の二篇の文章と比べても、批判的態度も薄れたといえる。

まず、彼は日本帝国の権益支持の立場から、日本軍に対する慰問の意を表し、「居留民保護」の目的で出動した日本軍に対して、「必要があれば国力を挙げても帝国の利益と名誉の為に戦ひ続けるを辞せない」と、「居留民保護」においては支持の態度を表明したので、即時の撤退を求めなかった。また、革命軍と衝突したことが、これから中国でのきりのない戦線拡大につながるのではないかと心配する。心配する理由について、「支那国民の反感を一層深」めさせることと、両国の平和に障害を来し、「帝国百年の利害」に損害を与えるかもしれないことである。そして、吉野作造は田中政府の強硬出兵に対して、四つの方面にわたって追及したが、追及の目的は、政府の中国の出兵は、中国側に対する顧慮を欠いた政策決定の見通しのないことで、出兵する以上、「帝国百年の利害」のためにうまく運ばなければならないとしたのである。

終章 中国にとっての吉野作造

第一節 本研究の梗概

本研究は、自分の目から、「対華二十一か条要求」、「鄭家屯事件」、「五四運動」と「済南事件」に焦点を合わせて、吉野作造の近代中国観とその変遷過程を論述してきた。

吉野作造は二十一か条要求については、二十一か条要求を日本としての「最少限度の要求」であり、交渉の時期も「適當」で、「支那にたいする帝国将来地

³²⁴同上、345-346頁

³²⁵前掲、吉野作造「支那出兵に就て」、『吉野作造集』、近代日本思想大系 17、第 393 頁。

歩を進むる上から見て、極めて機宜に適した処置」であると結論している。ただ、日本の利権確保を認める前提に、中国の自主独立を認める見解も示している。吉野作造の見解は、中国における袁世凱打倒の第三革命によってやや変化するが、変化自体は急激ではなかった。吉野作造は、第三革命を、官僚軍閥の徒からなる現状維持派と青年革命派＝民党の対立と捉え、最終的には民党が勝つと考え、青年革命派をナショナリストとして評価する。従来、日本の対中国政策は、ロシアを視野に入れた国防政策、特に満蒙問題を中心としてきた。吉野作造は、経済問題、文化問題をも考慮すべきだとの考えに至った。そのために、青年革命派の台頭に見られるような中国の民衆的勢力との提携が大事だとする。対華二十一か要求にしても内容はともかく、交渉の仕方が侵略的にすぎないと批判する。この時期の吉野作造は上記の説明では「完全」とはいえな日本政府と同じ考えであり、典型的な帝国主義政策の支持者である。

吉野作造の帝国主義政策を支持する言論は、鄭家屯事件で最高潮に達したとみられる。鄭家屯事件について、吉野作造は満蒙権益要求を満蒙権益論者と日本政府のみならず、日本国民全体の要求として強調する。新しい寺内政府の鄭家屯早期解決策に強く反対したのは、前大隈政府の中国強硬策をよしとし、早期解決策は「帝国の実際的利益には殆ど何等の関係もない」という歴代政府の満蒙権益獲得政策を支持するうえでの発言である。この鄭家屯事件をめぐる吉野作造の発言は、確かに軍部のやり方に対して糾弾をしていた。しかし、その糾弾は、あくまでも軍部連中のやり方は、吉野作造が考えている「日本の満蒙特殊権益」を獲得し維持する最良の方法で「最も穏健公平なる手段」に対して邪魔的なもので、日本政府の政策とは違うのだ、というものである。

それまでの論調が大きく変化していく契機は、1918年1月の「我国の東方経営に関する三大問題」である。旧来の考え方からの決別がはっきりし、日本の満蒙における権益を国防（軍事力）から経済へとシフトすべきと主張するようになる。帝国主義は侵略主義にならざるをえないが、自国の国家組織を他の地域に強制拡張するのはいけない。これでは、他民族の心を獲得することはできない。反日的風潮を日本側の問題としても反省すべきであるとする。従来はその権益保持を唱えていた満蒙問題の矛盾も指摘するようになる。「中国保全」論

によって門戸開放を説きながら、満蒙における日本の特殊権益をいうことは矛盾だとする。この吉野作造の言説の変化において注目すべきは、日本を世界の視点から対象化する姿勢の変化である。この変化の原因は、彼の中国革命に対する新しい関心と認識があり、宮崎滔天、北一輝の中国革命史観の影響が大きかったといえる。

1919年3月の朝鮮「三一運動」について、吉野作造は、いまの日本にとって必要なことは「まず自分を反省すること」³²⁶と述べ、思想変化の兆候が見られる。続いて発生した五四運動について、その変化は明確となった。吉野作造はこの運動を支持し、運動への共感を訴える。五四運動に先行する「新文化運動」の「文学革命」に着目し、この思想文化運動は、支那民衆全体が開明の目標に向かって進まんとする端緒を開いたものと見なる。中国のデモクラシーと日本のデモクラシーは提携可能と考え、親善関係を確立するため、相互の提携と交流を求める。吉野作造の目指した新しい日中提携の実現という理想は、民間レベルの人的交流という形をとって実現される。吉野作造を中心とする黎明会と李大釗をはじめとする中国の新知識人との間に、知的人的交流が進められ、黎明化と『每周評論』との連動が見られる。

五四運動について、吉野作造はいくつかの卓越した言説を発表する。新聞界が喧噪した一部の陰謀家による第三国の「扇動」論を一蹴して、「一つの確信的精神」に基づくものと強調する。「支那時局私見」では、中国の青年革命家たちの動きを積極的に評価し、将来の中国の方向を決定するのは彼らであると説く。これこそ五四運動が期待した日本の進路であるが、残念なことに、日本は吉野作造が示した路線を歩まなかった。

山東出兵と済南事変について、吉野作造は田中内閣の強硬出兵を批判し、いくつかの素晴らしい意見を発信した。しかし一方では、日本帝国権益支持の立場から、日本軍に対する慰問の意を表し、必要があれば国力を挙げても帝国の利益と名誉の為に戦ひ続けるを辞せない」と、支持の態度を表明し、即時の撤退を求めなかった。また、革命軍と衝突したことが、これから中国でのきりのない戦線拡大につながるのではないかと心配する。心配する理由について、「支

³²⁶吉野作造「満韓を視察して」、『吉野作造選集』9、岩波書店、1995年6月、7頁。

那国民の反感を一層深めさせることと、両国の平和に障害を来すことである。そして、吉野作造は田中政府の強硬出兵に対して、四つの方面にわたって追及したが、追及の目的は、政府の中国の出兵は、中国側に対する顧慮を欠いた政策決定の見通しのないことで、出兵する以上、「帝国百年の利害」のためにうまく運ばなければならないとしたのである。

第二節 吉野作造思想の変化するものと不変するもの

人の思想はいきもので、歴史の流れに従い、様々な事件に臨んで変化していく。もちろん一定の信念に立ち、不変するものもある。

先行研究を参考して、本研究の考察を通じて、吉野作造の中国思想における変化するものと不変するものがはっきり見えてきたように思われる。

1、変化するもの

本研究およびいくつかの先行研究に明らかにされたように、吉野作造の中国に対する関心は、冷淡無視から脱して興味を持ち始め、そして「心配」に変わる。「心配」は両面性を持ち、中国の政情への心配と、中国ナショナリズムを理解しない日本の政情への心配であるこの変化は、彼の南方革命党に対する同情的態度に直結する。

吉野作造は東京帝大卒業後の1906年1月から約3年間、袁世凱の長男の家庭教師と北洋法政学堂の講師として中国に滞在した経験があるが、「支那問題に就いて」の述懐によれば、吉野作造は滞在中、古い官僚畑の人々との交際ばかりで、一人の「心友」も得られず、中国に人物なしと失望し帰国したため、「余り支那の前途に光明を認めないから、随つて其後も支那のことを研究する積りにもならず、支那のことは全く分らなかつた」³²⁷というほどである。

頭山満、寺尾亨の依頼に応じて吉野作造は中国革命史の研究を始め、彼の中国認識にも大きな変化が見られるようになり、南方の革命党に関心を寄せ、「旧

³²⁷吉野作造「支那問題に就いて」、『黎明会講演集』第4輯、1919年6月、61頁

来の弊習に反抗し、「祖国を衰亡の禍より救はん」と欲し、南方で革命を起こした「青年支那党」であると見ている。最終的に革命の勝利を決定するのは武力ではなく、武力を支える思想であり、たとえ第三革命が失敗しても南方革命派の思想はすでに中国の民意を代表するものになっているので、結局中国は革命派の手に入る、と展望する。南方革命党に対するこのような態度の変化は、五四運動期間における中国学生、李大釗などの日中民間友好提携交流で開花する。済南事変に至って、中国民衆の反日情緒の高揚を心配し、日本は「今日支那を敵として戦わねばならない何等の理由もない」という中国を敵とせず感情に発展する。

ただ、南方の革命党に対する反対から同情と尊敬に変わったものの、済南事変でその限界を示した。日本出兵南軍革命軍の進路を塞ぐことの悪影響（「対支出兵」）、「北を是とし南を否とする前提」の危ない判断（「対支出兵問題」）などを指摘したものの、南軍に対する全面的支援までは発展できなかった。当時の日本政府は蒋介石政府を認めていないからであった。

吉野作造の思想は、まことにいくつかの先行研究（「狭間直樹 1995」、「黄自進 1995、1999」）に述べられたように、二十一か条要求の時から五四運動までに、日本政府支持から批判へ、権益擁護者から非権益擁護論者へ、中国に無関心から中国革命の展開の中での中国革命への同情、尊敬、確信へ、というような変化傾向が見られる。

しかし、本研究は中国に対する帝国主義権益観を検証する視点からの立場を取り、二十一か条要求、鄭家屯事件、五四運動、済南事変などにおける吉野作造の帝国主義政策支持する傾向、中国権益、特に満蒙権益に対する執念、中国同情論背後にある弱者に対する強者の目線（当時の日本人共通の対中優越感、旦那的植民主義）を歴史の背景から深入りして追跡した。なぜなら、吉野作造は当時の日本に置いて、国内政治においてデモクラシーの思想家であるが、国際政治において極めて重要な政論家でもある。

こういう意味において、吉野作造は一貫たる理念を持つ思想家ではなく、時勢に対応した一政論家として映るのである。彼の特定時期の特定事件に対する発言は、当時の日本政府、日本世論および日本民衆の傾向に一定の影響を与え

ており、事件が過ぎ去った後の彼の思想の変化はあくまでも彼個人の思想の軌跡にすぎず、過去の影響を消すことができないからである。

2、変化しないもの

吉野作造著作の中に多用される「帝国の〇〇」と「国民の〇〇」という言葉の使い分けを注目したい。

「帝国の〇〇」（「帝国の利益」、「帝国の利害」、「帝国の地位」など）は、対外的によく使われる言葉で、これに対して、対内的には「国民の〇〇」（「国民の真意」、「国民の覚悟」など）がよく使われる。時には「国民の多数」を代弁するような使い方も見られる。

吉野作造の「帝国の利益」の支持者、「国民の利益」の代弁者姿勢は、生涯通じて変わらなかった。かの「満蒙權益」観について、二十一か条要求で膨張し、「鄭家屯事変」において最高潮に達し、少なくとも1926年11月に書かれた「無産政党に代わりて支那南方政府代表者に告ぐ」では、「我國民衆一般の生活に直接の關係を有するものに付いては、その發生原因の如何に拘らず、之を合理的に整正するに際し特に穩当な配慮を加えられたい」³²⁸と語り、満蒙權益の堅持論を主張していると思われる。また、「趙曉靚 2005」の先行研究に述べられるように、吉野作造は辛亥革命から満州事変まで、「満蒙權益」観を最終的に捨てることがなかった。「満州事変」についても、「満州に於ける軍事行動は斯うした国民的信念を背景とし、其支持に恃みつつ其要望に応じて進められつつありと観ねばなるまい」³²⁹と述べ、将来は悪い結果が持たされるかもしれないが、現実では「国民の信念」に応える行動とみなす。

また、吉野作造の中国論に表わされる中国に対する優越感、上からの目線が変化しなかった。たとえば、1932年（昭和七年）に書かれた「民族と階級と戦

³²⁸吉野作造「無産政党に代わりて支那南方政府代表者に告ぐ」、『吉野作造選集』9、岩波書店、1995年6月、337頁。

³²⁹吉野作造「民族と階級と戦争」、『吉野作造選集』9、岩波書店、1995年6月、362、363頁。

争」は、次のような文章で始まる。

日本の満州経営は一朝一夕の事ではない、満蒙が国防上また経済上我国に如何なる関係を有するやは今更絮説するだけが野暮だ。我国は之が為に一度国運を賭して露西亜と戦つた、其後支那政府の諒解を得て様々な權益を此地に設定した。然るに最近彼国官憲は種々の口実を設けては權益の完成を妨げる、甚しきは既に完成したものを蹂躪する、信義に悖つて我国人の生存発展を阻止するが如き事実は数ふるに違ない。斯くて満鉄線路爆破といふ突発事件に機会を見付けて今次の事変が勃発したのである。

さて然う云ふ意味で起つたとすれば、今次事変の行き着く先は略ぼ自ら明瞭な筈だ。この事変を通じて我国の民国に望む所は最少限度に於て既得権の尊重でなければならぬ³³⁰。

満蒙權益の重要性を当たり前のように説く上で、中国に対して日本は満蒙の当然の主人として、中国に「最少限度に於て既得権の尊重」を当然のように要求する。このような言論は、十五冊に上る『吉野作造選集』に溢れている。

しかし、それも時代の風潮であった。中国のナショナリズムの台頭に理解を示し、中国の寄り添う変化を見せたが、他方吉野作造の生涯にわたって、対外的には日本「帝国の利益」の支持者、対内的に日本「国民の利益」の代弁者であった。言い換えれば、彼は過去を克服して、新しい吉野になったという論点には不変の限界があるからである。

³³⁰同上、337頁。

付録：吉野作造中国関係年表

吉野作造の生涯を踏まえて、「吉野作造と中国関係年表」を作って、本研究の付録とする。

『吉野作造と中国関係年表』

(おおよそ『吉野作造選集別巻』(岩波書店、1997年)に基づいて作ったものである。)

西暦	明治	年齢	著作
1906	39	28	<p>4月『新人』7巻4号、「支那観光録」(『想苑』欄)</p> <p>5月『新人』7巻5号、「支那観光録(第二信)」(『想苑』欄)</p> <p>7月『新人』7巻8号、「支那人の形式主義」(『想苑』欄)</p> <p>9月『新人』7巻9号、「支那人の形式主義(再び)」(『想苑』欄)</p> <p>この年には、吉野作造は妻と三女とともに、東京を離れ清国に向かう。袁世凱の長男の私教師を二年契約で、梅謙次郎の斡旋により引き受ける。24日、神戸出航。2月、天津に到着。契約条件が食い違い、半年間月給を受け取らず、借金たまる。6月1日、袁世凱に面会、この月、袁克定は奉天に任命され、18日、吉野作造は随行して、奉天に着。9月7日、奉天を出発し、天津に帰る、天津で熱心に日本人教会に通い、YMCAの世話をする。1907年3月から北洋新建陸軍督練處翻譯官に転職し、新軍の士官</p>

			<p>たちに国際法を教えることとなった。半年後、彼は北洋法政學堂の總教習に招聘されて、1909年初頭まで務めた。</p>
1907	40	29	<p>6月『国家学会雑誌』21巻6号、「天津における自治施行の現況」。</p> <p>この年の三月、北洋督練処翻訳官として、参謀処付将校7名に毎日2時間国際法を講ずることになった。</p> <p>9月、新しく開校した北洋法政學堂總教習を重ね、政治学と国法学を担当した。学生の中には、のち中国共産党の創始者になる李大釗がいた。</p>
1909	42	31	<p>3月『国家学会雑誌』23巻3号、「袁世凱ヲ中心トシテ觀タル清国近時ノ政変①」</p> <p>『新人』10巻3号、「清国における日本人教師の現在及び将来（其一）」</p> <p>4月『国家学会雑誌』23巻4号、「袁世凱ヲ中心トシテ觀タル清国近時ノ政変②」</p> <p>『新女界』1巻1号、「清国婦人雑話」</p> <p>『新人』10巻4号、「清国における日本人教師の現在及び将来（其二）」</p> <p>5月『国家学会雑誌』23巻5号、「清国在勤の日本人教師」</p> <p>『新女界』2巻2号、「家庭における修養」</p> <p>『新人』10巻5号、「清国における日本人教師の現在及び将来（其三完）」</p> <p>『日本經濟新誌』5巻、3号、「清国における貨幣通用の実況（3日）」</p> <p>8月『新人』10巻8号、「清国の夏」（選集12巻261頁）</p> <p>吉野作造は中国から帰国し、東京帝国大学法科大学助教授就任、1914年（大正3年）同政治史講座教授、1915年（大正4年）法学博士。この間の三年間、彼は欧米留学した。大学で政治史講座を担当する時、初めての講義</p>

			<p>は、「現代政治的進化の外観」と題し、主に「社会主義」の過去、現在より各国における回答の情勢を詳述した。</p> <p>帰国後まもなく、吉野作造は滝田樗陰の依頼で『中央公論』に政治評論を發表することになった。瀧田は総合雑誌の時代を飾る『中央公論』の黄金時代を築き上げた人物で、吉野作造と同じ東北の二高の出身。寄稿は先輩としてご交際を願いたいと挨拶しに行くときの出来事であった。</p>
1914	大正 3	36	<p>11月『新人』15巻11号、「支那ノ政治ノ将来」（『日支交渉論』収録）</p> <p>この年で、『中央公論』に登場、中国革命亡命者のため政法学校を開校し、政治史の講師になった。5月、『憲政発展の一転機』を發表、二大政党論の立場で内閣を歓迎され、7月、教授に昇任。</p> <p>『中央公論』に「学術上より見たる日本問題」寄稿し、国際社会の一員としての日本人のあり方に批判的な目を向けている。4月号には「民衆的示威運動を論ず」を寄稿、日本の民衆運動にあらわれた民衆の自覚という肯定的な面を主張した。</p>
1915	4	37	<p>1月『中央公論』30年1号、大正四年を向かふ（社論『中央公論社同人』）「支那問題の解決とは何ぞ」</p> <p>2月『新人』16巻2号、「青島税関問題」（『論説』欄）</p> <p>4月『新女界』7巻4号、「日支交渉」</p> <p>6月『新女界』7巻6号、「日支交渉の解決」</p> <p>『中央公論』30年6号、「対支外交の批判」（『現代の政治』収録）</p> <p>『日支交渉論』（警醒社書店10日刊、選集8、3頁）</p> <p>10月『中央公論』30年11号、「袁氏と帝位」（『論説』欄）</p> <p>「支那の帝政は実現の見込ありや『現代の政治』収録」、</p>

			<p>「支那帝政実現の結果如何」(『現代の政治』収録)</p> <p>『読売新聞』「宣帝と婚約せし袁總統の家庭 女子の教育には割合に冷淡」</p> <p>11月『中央公論』30年12号、「支那帝政問題に対する我國の態度」(選集8、188頁)</p> <p>12月『外交時報』22卷11号、「支那帝政問題」</p> <p>『横浜貿易新報』「支那帝政問題とその前途(上)(中)(下)」(大正講壇第二回、1日、3日、4日、三回連載)</p> <p>この年で、『国民講壇』を發刊し、6月、『日支交渉論』を刊行、二十一か条要求を支持した。</p> <p>『中央公論』7月号の「大正政界の新動向」論説で「古川学人」という筆名を使用した。</p>
1916	5	38	<p>1月『中央公論』31年1号、「憲政の本義を説いて其終の美を濟すの途を論ず」(選集2巻、3頁)</p> <p>2月『新女界』8卷2号、「南支那の動乱」</p> <p>『中央公論』31年2号、「支那帝政問題の前途如何」(社論、無署名)</p> <p>南支那の動乱『第三革命後の支那』収録</p> <p>『横浜貿易新報』「帝政問題を中心とせる近時の対支外交(一)～(五)」(大正講壇第六回、11日～15日、5回連載)『第三革命後の支那』収録</p> <p>3月『中央公論』31年3号、「対支外交根本策の決定に関する日本政客の昏迷」(『第三革命後の支那』収録)</p> <p>4月『中央公論』31年4号、「支那革命運動の形勢」(『第三革命後の支那』収録)</p> <p>5月『中央公論』31年5号、「支那統治の将来を論ず」(社論、無署名)</p> <p>『横浜貿易新報』「支那革命問答(一)～(三)」(大正講壇第十回、14日～16日、三回連載)『第三革命後の</p>

		<p>支那』収録</p> <p>6月『外交時報』23巻11号、「支那時局私見」（選集8巻、193頁）</p> <p>『中央公論』31年6号、「支那益々混乱す」（社論、無署名）「滿韓を視察して」（選集9巻、3頁）</p> <p>『婦人公論』1年6号、「支那は今何を騒いでぬるか」</p> <p>『横浜貿易新報』、「袁總統の死後における支那ノ政界（（中）（下））（大正講壇第十二回、16日～18日、三回連載）</p> <p>7月『新女界』8巻7号、「袁世凱及び其遺族」（選集12巻、284頁）</p> <p>『新人』、「支那の時局と日本の態度」（『時評』欄、署名『吉野作造生』）目次では『論説』欄で署名『吉野作造』</p> <p>『中央公論』31年7号、「袁死後の支那」（社論無署名）</p> <p>内外時事評論（署名『古川学人』）「袁總統の死後と支那最近の政局」（『第三革命後の支那』収録）</p> <p>8月『中央公論』31年9号、「南北妥協の支那」（『第三革命後の支那』収録）</p> <p>9月『東方時論』1巻1号、「日支親善論」（選集8巻、206頁）</p> <p>10月『中央公論』31年11号、「日支親善の現今及将来」（社論、無署名）「支那政界の大觀」（署名、古川学人）</p> <p>『東方時論』1巻2号、「鄭家屯事件を論じて我对滿蒙策に及ぶ」（選集8巻、220頁）</p> <p>11月『国家学会雑誌』30巻11号、「支那第一革命ヨリ第三革命マデ（一）」（『支那革命小史』収録）</p> <p>『東方時論』1巻3号、「支那の革命運動に就いて」</p>
--	--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

			<p>(選集 8 卷、243 頁)</p> <p>『横浜貿易新報』、「黄興と蔡鍔（一）～（四）」（大正講壇第二十回、12 日～15 日、4 回連載）</p> <p>12 月『国家学会雑誌』30 卷 12 号、「支那第一革命ヨリ第三革命マデ（二）」（『支那革命小史』収録）</p> <p>『東方時論』1 卷 4 号、「支那最近の政局」</p> <p>「支那革命史論（1）」</p> <p>「曹汝霖君の来朝に際して北京政界の近状を思ふ」</p> <p>(15 日)</p> <p>『横浜貿易新報』、「支那に対する」、「米国の（上）（中）（下ノ一）（下ノ二）」（大正講壇第二十二回、15 日、17 日～19 日、4 回連載）</p> <p>この年に同誌に代表作となった評論「憲政の本義を説いて其有終の美を済すの途を論ず」を發表。大正デモクラシーの代表的な論客として頭角を現し始めた。</p>
1917	6	39	<p>1 月『国家学会雑誌』31 卷 1 号、「支那第一革命ヨリ第三革命マデ（三）」（『支那革命小史』収録）</p> <p>『新女界』9 卷 1 号、「支那の特使派遣中止問題」</p> <p>『中央公論』32 年 1 号、「支那最近の政局の真相を説いて特使派遣問題に及ぶ」</p> <p>『東方時論』2 卷 1 号、「支那革命史論 2」</p> <p>2 月『国家学会雑誌』31 卷 2 号、「支那第一革命ヨリ第三革命マデ（四）」（『支那革命小史』収録）</p> <p>『中央公論』32 年 2 号、「講和問題の進歩と現在における交戦国双方の要求」（『内外時論』欄、署名『古川学人』）</p> <p>「現内閣の所謂対支政策の刷新」（選集 8 卷 259 頁）</p> <p>「支那政界の動揺」（『内外時論』欄、署名『古川学人』）</p>

		<p>『東方時論』2巻2号、「支那革命史論3」</p> <p>3月『東方時論』2巻3号、「対支政策に対する疑問」 「我が対満蒙政策と鄭家屯事件の解決」(選集8巻263頁)</p> <p>4月『東方時論』2巻4号、「支那政府の対独外交を評す」 (支那革命史論)</p> <p>『国際法外交雑誌』15巻8号、「第三革命に於ける雲南軍の活動に就いて(15日)」(『第三革命後の支那』収録)</p> <p>『東方時論』2巻5号、「戦争参加問題を中心として観たる支那最近の政局」(支那革命史論5)</p> <p>『新人』18巻6号、「日支親善と支那関税問題」(『論説』欄)</p> <p>『東方時論』「動揺常なき支那政局の前途」(支那革命史論6)</p> <p>『外交時報』25巻12号、「最近支那政界の二大勢力1(15日)」『支那革命小史』収録</p> <p>『横浜貿易新報』、「支那最近の政変(上)(中)(下ノ上)(下ノ中)(下ノ下)」(大正講壇第三十三回、23日～26日、28日、5回連載)</p> <p>7月『国家学会雑誌』31巻7号、「第三革命ニツイテ」</p> <p>『外交時報』26巻2号、「最近支那政界の二大勢力」(承前)2(15日)『支那革命小史』収録</p> <p>8月『中央公論』32年9号、「支那政局の大勢を論じて所謂帝政論を排す」(選集8巻272頁)</p> <p>『東方時論』2巻8号、「復辟問題を中心として観たる支那最近の政局」</p> <p>『吉野作造著書』『支那革命小史』(選集7巻1頁)</p> <p>『第三帝国』87号、「支那の大勢は共和」(10日)</p> <p>9月『東方時論』2巻9号、「支那革命史論7」</p> <p>『横浜貿易新報』、「講和問題に対する観察(上)(中)</p>
--	--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

			<p>(下の上) (下の下)」(大正講壇第三十七回、9日～12日、4回連載)</p> <p>10月『東方時論』2巻10号、「支那最近の政局—三派鼎立の結末如何」</p> <p>12月『横浜貿易新報』2巻12号、「日米共同宣言と我対支政策 28日」</p>
1918	7	40	<p>1月33年1号、「民本主義の意義を説いて再び憲政有終の美を済すの途を論ず」(選集2巻、99頁)</p> <p>「紛乱せる支那政局の前途」(『時論』欄)</p> <p>『東方時論』3巻1号、「我国の東方経営に関する三大問題」(選集8巻、288頁)</p> <p>『東方時論』3巻3号、「如何に支那の政局を展開すべき」</p> <p>『大阪毎日新聞』、「支那南北妥協論(一)～(九)」(26日～4月3日、9回連載)</p> <p>5月『東方時論』3巻5号、「支那政局支最近の変調と日本の態度」</p> <p>『東京日日新聞』、「支那留学生拘禁事件に就いて」(9日)</p> <p>6月『新人』19巻6号、「支那留学生拘禁事件(社論)」(選集8巻326頁)</p> <p>『横浜貿易新報』、「対支外交政策に就いて(上)(中)(下)」(15日～17日、3回連載、選集8巻334頁)</p> <p>8月『東方時論』3巻8号、「我対支外交の功罪」</p> <p>「支那南北対峙の形勢」</p> <p>10月『中央公論』33年11号、「徐世昌の大総統就任」(『新人の使命』収録)</p> <p>『東方時論』3巻10号、「徐世昌の立てる舞台」</p> <p>「日支関係大小数則」(選集8巻341頁)</p>

			<p>「対支経営とは何ぞ」</p> <p>「支那における軍人の活動を監督せよ 政府も罪あり」</p> <p>11月『中央公論』33年12号、「陸軍拡張に反する」(『時論』欄)(選集3巻、245頁)</p> <p>『東方時論』3巻11号、「南北妥協の機運動く」</p> <p>この年に白虹事件が起きた。吉野作造は言論の自由を擁護して浪人会の暴行事件を非難、同会との間で立会演説会を開き聴衆の圧倒的支持を得た。これをきっかけに福田徳三、今井嘉幸らとともに「頑迷思想の撲滅」をめざす黎明会を結成した。</p>
1919	8	41	<p>1月『東方時論』4巻1号、「支那南北統一の前途」</p> <p>3月『中央公論』34年4号、「講和会議に対する国民の態度」(『時論』欄、選集6巻32頁)</p> <p>『黎明会公演集』1集『黎明会講演会』「開会の辞」</p> <p>4月『東京朝日新聞』、「支那から日本軍閥の手を退け」(22日)『吉野作造博士談』</p> <p>5月『中央公論』34年5号、「南北妥協の行悩み」</p> <p>「支那問題に関する一大誤想」</p> <p>『黎明講演集』3輯、「先づ自己を反省せよ一開会の辞」</p> <p>『横浜貿易新報』、「山東問題(一)～(四)」(2日～5日、4回連載)</p> <p>『大阪毎日新聞』、「山東問題(一)～(七)」(20日～26日、7回連載)、「講演筆記」(選集9巻、215頁)</p> <p>『東京朝日新聞』、「支那から日本軍閥の手を退け」「支那留学生の動揺 対支政策を根本から改めぬ限り解決せぬ」(22日)</p> <p>6月『海国公論』、「山東問題の客観的考察」</p>

		<p>『解放』創刊号、「山東問題に対する外交精神」</p> <p>『新人』20巻6号、「北京大学学生騒擾事件に就いて」(社説)(選集9、239頁)</p> <p>『中央公論』34年6号、「北京学生団の行動を漫罵する勿れ」(巻頭語、無署名)(選集9巻、237頁)</p> <p>「山東問題解決の世界的背景」(『時論』欄)</p> <p>「北京大学における新思潮の勃興、(『時論』欄)</p> <p>『黎明講演集』4輯、「支那問題に就いて」</p> <p>『海か陸か』8巻6号、「山東問題の客観考察」(5日)</p> <p>7月『開拓者』14巻7号、「講和会議の精神を論じて山東問題に及ぶ」</p> <p>『中央公論』34年7号、「狂乱せる支那膺懲論」(巻頭語、無署名)(選集9巻255頁)</p> <p>「支那における排日事件」(『時論』欄)</p> <p>「日支大学の聯繫」</p> <p>『東方時論』4巻7号、「支那の排日的騒擾と根本的解決策」(選集、9巻、245頁)</p> <p>『黎明講演会』5輯、「山東問題」(同年5月の『大阪毎日新聞』掲載文の再録)(選集9巻、215頁)</p> <p>8月『解放』3号、「日支国民の親善確立の曙光—両国青年の理解と提携の新運動」(選集、9巻257頁)</p> <p>『中央公論』34年9号、「対支借款団加入の是非」(選集6巻、76頁)</p> <p>「北京政界の暗流」</p> <p>「支那における外国宣教師」</p> <p>『婦人公論』4年8号、「支那、朝鮮の排日と我国民の反省」(選集9巻、105頁)</p> <p>『廓清』9巻8号、「支那排日の真因」(10日)</p> <p>9月『中央公論』、「山東在留民諸君に告ぐ」</p>
--	--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

			<p>「満蒙除外論を排す」（選集 6 卷、80 頁）</p> <p>『黎明講演集』 2 卷 1 輯、「日支相互の諒解」</p> <p>『中央公論』、「対支政策の低迷」</p>
1920	9	42	<p>1 月『東方時論』 5 卷 1 号、「青島専管居留地問題に就いて」（小特集『支那国民思想の黎明時代』の一つ）（選集 9 卷 268 頁）</p> <p>2 月『中央公論』 35 年 2 号、「支那学生運動の新傾向」（『時論』欄）</p> <p>6 月『中央公論』 35 年 6 号、「日支学生提携運動」（『時論』欄）（選集 9 卷、287 頁）</p> <p>7 月『横浜貿易新報』、「支那最近の動乱を論じて、政局の将来如何に及ぶ」（『時論』欄）</p> <p>9 月『中央公論』、「対支政策の転回」（『時論』欄）（選集 9 卷、294 頁）</p> <p>10 月『中央公論』 35 年 11 号、「支那朝鮮基督教徒の大会不参加」（『時論』欄）（選集 9、152 頁）</p> <p>「支那最近の政情」</p>
1921	10	43	<p>1 月『中央公論』、「支那ノ近況」（『時論』欄）</p> <p>3 月『中央公論』、「二重政府より二重日本へ」（『時論』欄）（選集 3 卷、326 頁）</p> <p>4 月『中央公論』、「支那留学生問題」（『時論』欄）</p> <p>7 月『中央公論』 36 年 7 号、「日米交渉の一問題としての山東問題」（『時論』欄）（選集 6、172 頁）</p> <p>10 月『中央公論』、「山東問題の直接交渉の拒絶」（『時論』欄）</p> <p>『東京朝日新聞』、「山東還付の声明と直接交渉の拒絶（一）～（九）」（12 日、16 日、19 日～20 日、22 日、26 日～29 日、9 回連載）</p>

1922	11	44	<p>1月『中央公論』37年1号、「支那問題概観」(『時論』欄)</p> <p>3月『中央公論』37年3号、「支那近時」(『時論』欄)</p> <p>4月『開拓者』17巻4号、「国際問題及び人種問題に対する考察—万国学生北京大会における話題」</p> <p>「反基督教的文学に就いて」(署名『古川学人』)</p> <p>5月『開拓者』17巻5号、「支那における反基督教運動」</p> <p>『横浜貿易新報』、「新しき支那の思想の解剖(上)(中)(下)」(22日～24日、3回連載)</p> <p>6月『新人』、「支那雑感の二三」</p>
1923	12	45	<p>4月『中央公論』38年4号、「日支条約改訂問題」(巻頭語、無署名)(『日記』3月5日参照)(選集9、311頁)</p> <p>8月『大阪朝日新聞』、「支那問題を中心にして」(一部)(3日)</p>
1924	13	46	<p>11月『改造』6巻11号、「対支国策討議」(10月11日夜帝国ホテルにおける座談会、主席者は長谷川など8名)</p> <p>『婦人公論』8年12号、「支那ノ将来」(選集9巻、314頁)</p> <p>『帝国大学新聞』94号、「支那の将来に対する管見」(3日)</p> <p>この年に東京帝国大学教授の職を辞任し、東京朝日新聞に編集顧問兼論説委員として入社するが、政治評論がもとで同年退社。東京帝国大学の講師に戻り、明治文化研究会を組織。尾佐竹猛、石井研堂、宮武外骨、小野秀雄、藤井甚太郎ら、在野の人物を含む異色のメンバーを集めたことは、吉野作造の視野の広さと包容力の大きさを現している。同会のメンバーと『明治文化全集』の刊行に尽力する。吉野作造及び宮武外骨の収集が、東京帝国大学の明治新聞雑誌文庫の基になった。</p>
1925	14	47	なし

1926	15	48	<p>1月『中央公論』41年1号、「満州動乱の対策」(『時評』欄)(選集9巻323頁)</p> <p>2月『中央公論』41年2号、「満州動乱その後の問題」(『時評』欄)(『古い政治の新しい観方』)収録</p> <p>『婦人公論』11年2号、「支那ノ内乱と帝国軍人」(『古い政治の新しい観方』)収録</p> <p>6月『婦人公論』11年6号、「支那に於ける婦人の地位」(『問題と解決』)収録</p> <p>8月『中央公論』41年8号、「支那ノ五大軍閥」(『古い政治の新しい観方』)収録</p> <p>「殷汝耕君等の脱出亡命」(『古い政治の新しい観方』)収録</p>
1927	昭和 2年	49	<p>4月『中央公論』42年4号、「無産政党に代りて、支那南方政府代表者に告ぐ」(巻頭語、無署名)『現代憲政の運用』収録、(選集6巻、292頁)</p> <p>5月『中央公論』42年5号、「日支両国大衆の精神の聯繫」(巻頭語、無署名)『現代憲政の運用』収録、(選集9巻、338頁)</p> <p>7月『中央公論』42年7号、「支那時局の正視」(巻頭語、無署名)『現代憲政の運用』収録</p> <p>8月『中央公論』42年9号、「政友会内閣の対満蒙政策」(巻頭語、無署名)『現代憲政の運用』収録</p> <p>10月『社会運動』1巻1号、「田中内閣の満蒙政策に対する疑義」(選集6巻、294頁)</p> <p>『中央公論』42年10号、「満州の排日騒ぎにつき或る支那人からの来書」(『社会時評』欄)『現代憲政の運用』収録</p> <p>女子経済専門学校(現東京文化学園)理事、教授となった。晩年は無産政党との関係を強め、右派無産政党で</p>

			ある社会民衆党の結成に関わっていた。
1928	3	50	6月『中央公論』43年6号、「対支出兵」(『社会時評』欄)『現代憲政の運用』収録(選集9巻351頁) 7月『中央公論』43年7号、「張作霖の墜落と満蒙問題」(巻頭語、無署名)『現代憲政の運用』収録 「支那ノ形勢」(『社会時評』欄)『現代憲政の運用』収録(選集9巻、351頁) 9月『中央公論』43年9号、「対支政策批判」(『社会時評』欄)『現代憲政の運用』収録
1929	4	51	2月『中央公論』44年2号、「対支関係の前途 床次氏の立場」(巻頭語、無署名)『現代政局の展望』収録 『東洋経済新報』1345号～1356号、「支那と日本(一)～(九)」(20日、27日、5月4日、11日、25日、6月1日、22日、29日、7月6日、9回連載)(二)～(九)を『対支問題』収録 5月『中央公論』44年5号、「対支外交の好転」(巻頭語、無署名)『現代政局の展望』収録
1930	5	52	12月『吉野作造著書』『対支問題』日本評論社25日刊、(選集7巻、275頁)
1931	6	53	10月『中央公論』46年10号、「満蒙問題に関する反省」(巻頭語、無署名)『日記』9月5日の項参照 11月『中央公論』46年11号、「満蒙独立運動と日本」(巻頭語、無署名)『日記』10月4日の項参照
1932	7	54	9月『中央公論』47年9号、「満蒙国承認の時期」(巻頭語、無署名)『日記』8月3日の項参照
1933	8	55	1月『経済往来』8巻1号、「日清戦争前後」(小特集『時の流れを語る』の一つ)(選集12巻、90頁) 1月、肋膜炎を発症し神奈川県逗子市の湘南サナトリウムに入院。3月18日、55歳で死去。

吉野作造の著作は主に『吉野作造選集』（全16巻、岩波書店、1995-97年）に収められている。中国関係の文章が、その第五、第六巻にはいくらか収められるが、主に『第七巻、中国論一』、『第八巻、中国論二』、『第九巻、朝鮮論、附中国論三』に収められている。

それに主な新版著作集として『中国・朝鮮論』（平凡社東洋文庫、松尾尊兌編、1970年）、『吉野作造評論集』（岩波文庫、岡義武編1975年）、『吉野作造 閑談の閑談（抄）』（人間の記録：日本図書センター、1998年）などがある。

なお、吉野作造著作の日中関係史などに関する単行本は、共著を含め六冊があり、中国関係の文章は、時事報告などを含め162篇あると言われるが³³¹、最終的な数字ではないようである。未署名の文章がいくつかあるからである。

³³¹黄自進「なぜ吉野作造なのか」、『吉野作造選集』8、岩波書店、1996年、月報14、2頁。

参考文献

史・資料集

中国側

沈渭濱主編『中国歴史大事年表・近代卷』上海辞書出版社、1999年。

中国李大釗研究会編『李大釗文集』下、人民出版社、1984年。

李大釗故居研究室編、『李大釗北京十年（交往篇）』、中央編譯局2010年出版。

国立国会図書館 OPAC (<http://opac.ndl.go.jp/>)

中国国家図書館 OPAC (<http://www.nlc.gov.cn/>)

政協文史資料研究委員会編『文史資料選集』第48集、中国文史出版社、1981年。

中国社会科学院近代史研究所主編『秘笈録存』中国社会科学出版社、1984年。

中共中央馬克思・恩格斯・列寧・斯大林著作編訳局研究室編『五四時期期刊介紹』1958年。

日本側

北九州市立大学法政論集 32-33 卷、合併号、2004年。

国史大辞典編集委員会編『国史大辞典』第5卷、吉川弘文館、1992年。

京大東洋史辞典編纂会編『新編東洋史辞典』東京創元社、1980年。

国史大辞典編集委員会編『国史大辞典』吉川弘文館、1992年。

新聞集成明治編年史編纂会編『新聞集成明治編年史』林泉社、1936年。

京都大学人文科学研究所『五・四運動研究』5 函 20 冊。

外務省編『日本外交文書』大正七年、第三冊。

外務省編纂『日本外交文書』昭和期 I 第 1 部第 2 卷。

外務省編纂『日本外交年表並主要文書』上卷、日本国際連合協会、1955年。

外務省百年史編纂委員全編『外務省の百年』上冊、原書房、1969年。

『日本外交文書』大正3年第2冊。

藤本博生『日本新聞五四報道資料集成』京都大学人文科学研究所、1983年。

藤田正典『中国共産党新聞雑誌研究』アジア経済研究所、1976年。

吉野作造『吉野作造選集』1、岩波書店、1995年。
吉野作造『吉野作造選集』2、岩波書店、1996年。
吉野作造『吉野作造選集』3、岩波書店、1995年。
吉野作造『吉野作造選集』4、岩波書店、1996年。
吉野作造『吉野作造選集』5、岩波書店、1995年。
吉野作造『吉野作造選集』6、岩波書店、1996年。
吉野作造『吉野作造選集』7、岩波書店、1995年。
吉野作造『吉野作造選集』8、岩波書店、1996年。
吉野作造『吉野作造選集』9、岩波書店、1995年。
吉野作造『吉野作造選集』10、岩波書店、1995年。
吉野作造『吉野作造選集』11、岩波書店、1995年。
吉野作造『吉野作造選集』12、岩波書店、1995年。
吉野作造『吉野作造選集』13、岩波書店、1996年。
吉野作造『吉野作造選集』14、岩波書店、1996年。
吉野作造『吉野作造選集』15、岩波書店、1996年。
吉野作造『吉野作造選集』別卷、岩波書店、1997年。
吉野作造記念館『研究紀要』、創刊号、2004年。
吉野作造記念館『研究紀要』、第二号、2005年。
吉野作造記念館『研究紀要』、第三号、2006年。
吉野作造記念館『研究紀要』、第四号、2008年。
吉野作造記念館『吉野作造研究』、第五号、2008年。
吉野作造記念館『吉野作造研究』、第六号、2010年。
吉野作造記念館『吉野作造研究』、第七号、2010年。
吉野作造記念館『吉野作造研究』、第八号、2012年。
吉野作造記念館『吉野作造研究』、第九号、2013年。
吉野作造記念館『吉野作造研究』、第十号、2014年。
吉野作造記念館『吉野作造研究』、第十号、2015年。

中国語、中国人文献（編著者名ピンイン順）

- 陳独秀著『独秀文存』安徽人民出版社、1987年。
- 蔣永敬『濟南五三惨案』正中書局、1978年。
- 井星英「昭和初年における山東出兵の問題点」（『芸林』第28卷第3、4号、1979-1980年）。
- 黄自進「吉野作造と中国一五四運動を中心に」、『慶応義塾大学大学院法学研究論文集』22号、1985年
- 黄自進「北一輝の辛亥革命、五四運動観—吉野作造との対比を中心に—」、『Quadrante』、No1、東京外国語大学海外事情研究所、1999年3月。
- 黄自進『吉野作造対近代中国的認識與評価：1906-1932』、台北中央研究院近代史研究所、1995年。
- 李家振『濟南惨案』中国政法大学出版社、1987年。
- 李盛平主編『中国現代史詞典』、中国国際広播出版社、1987年。
- 鹿錫俊「濟南惨案前後蒋介石的対日交渉」『史学月刊』1988年第2期。
- 米慶余・熊柿彪『日本百年外交論』社会科学院出版社、1998年。
- 馬燕『蔡元培講演集』河北人民出版社、2004年。
- 彭沢周『中国の近代化と明治維新』同朋舎出版部、1976年。
- 錢忻怡「五四期における吉野作造と李大釗・北京大学学生訪日団—その交流運動の思想的基盤について—」同志社法学会第321号（59巻2号）、2007年。
- 邵建国『北伐期の日中関係研究』、北京新華出版社、2006年
- 邵建国「濟南事件の再検討」『九州史学』第93号、1988年9月。
- 王曉秋『近代中日文化交流史』中華書局、2000年。
- 王曉秋『黄遵憲与近代中日文化交流』遼寧師範大学出版社、2007年。
- 王曉秋『近代中国与日本—互動与影響』崑崙出版社、2005年。
- 王曉秋『晚清中国人走向世界的一次盛举：1887年海外遊歷使研究』遼寧師範大学出版社、2004年。
- 王曉秋『近代中国与世界—互動与比較』紫禁城出版社、2003年。
- 王曉秋『戊戌維新与近代中国改革』中国社会科学文献出版社、2000年。

- 王曉秋『近代中日啓示録』北京出版社、1987年。
- 王曉秋『アヘン戦争から辛亥革命：日本人の中国観と中国人の日本観』東方書店、1991年。
- 王正廷著、竹内克己訳『近代支那外交史論』、中日文化協会、1929年。
- 王芸生『60年来中国と日本』生活、読書、新知三聯書店、2005年。
- 項立嶺『中美関係史上の曲折』復旦大学出版社、1993年。
- 楊天石「済案交渉与蒋介石対日妥協的開端」『近代史研究』、1993年第1期。
- 張偉雄『文人外交官の明治日本—中国初代駐日公使団の異文化体験—』柏書房、1999年。
- 張群著・古屋奎二訳『日華・風雲の七十年』サンケイ出版、1980年。
- 張琢著、星明訳、『中国社会史と社会学史—辛亥革命から五・四運動の前まで—』社会学部論集、第47号、佛教大学社会学部、2008年。
- 張徳旺『新編五四運動史』黒竜江省人民出版社、2009年。
- 楊玉聖『中国人的美国観』復旦大学出版社、1996年。
- 趙曉靚「対華二十一カ条要求をめぐる北一輝と吉野作造」、『政治思想研究』第五号、2005年5月。

日本語文献（編著者名アイウエオ順）

- 朝日ジャーナル編『昭和史の瞬間（上）』朝日新聞社、昭和41年。
- 伊香俊哉『近代日本と戦争違法化体制—第一次世界大戦から中日戦争へ—』、吉川弘文館、2002年。
- 井上清「日本帝国主義の形成」岩波書店、1974年。
- 池井優「山東問題、五・四運動をめぐる日中関係」慶応大学『法学研究』第43巻
- 臼井勝美『日本と中国大正時代』、近代日本外交史叢書7、原書房、1972年
- 臼井勝美「済南事件交渉経緯」『外交史料館報』第3号、1993年3月。
- 宇野重昭「中国の動向」（日本国際政治学会太平洋戦争原因研究部編『太平洋戦争への道』朝日新聞社、1963年。

岡本幸治『近代日本のアジア観』ミネルヴァ書房、1998年。

岡本幸治『北一輝：転換期の思想構造』ミネルヴァ書房、1996年。

尾崎譲『吉野作造と中国』中央公論新社 2008年5月。

川田稔『原敬と山県有朋』、中央公論社、1998年。

加藤陽子『戦争の日本近現代史：征韓論から太平洋戦争まで』、講談社、2002年。

河村又介「吉野作造先生と社会思想」赤松克麿編『故吉野作造博士を語る』1934年。

川崎高志「中国ジャーナリズムの日本批判：『每周評論』を中心として」創価大学アジア研究所第14号、1993年。

北一輝『支那革命外史』『北一輝著作集・第二巻』みすず書房、1968年。

小林道彦「田中政友会と山東出兵——一九二七——一九二八——（一）」北九州市立大学法政論集 32—33、2004年。

小林道彦「田中政友会と山東出兵——一九二七——一九二八——（二・完）」北九州市立大学法政論集 32—33、2004年。

小林道彦『日本の大陸政策 1895—1914』株式会社南窓社、1996年。

小林道彦「世界大戦と大陸政策の変容—1914—1916年」歴史学研究、第656号、1994年3月。

小島晋治、丸山松幸『中国近現代史』、岩波書店、1986年。

小林龍夫「パリ平和会議と日本の外交」、植田捷雄編『近代日本外交史の研究』有斐閣、1956年。

斉藤孝「パリ講和会議と日本」『日本外交史研究』、有斐閣、1958年。

山本四郎「参戦・二一カ条要求と陸軍」『史林』、1974年。

山腰敏寛「アメリカの対中宣伝活動と五四運動」『東洋文化』複刊73号、1994年。

山腰敏寛「五四運動与美国对于中国宣伝活動再論」『五四運動80周年学術研究会論文集』国立政治大学文学院、1999年。

佐藤三郎『中国人の見た明治日本 東遊日記の研究』東方書店、2003年

佐藤元英『昭和初期対中国政策の研究田中内閣の対満蒙政策』原書房 1992年。

実藤恵秀『明治日支文化交渉』光風館、1943年。

さねとう・けいしゅう『日中非友好の歴史』、朝日新聞社、1973年。

酒田正敏『近代日本における対外硬運動の研究』東京大学出版会、1978年。

島田謙次『中国革命の先駆者たち』筑摩書房、1965年。

島田俊彦『近代戦争4 満州事変』人物往来社、1966年。

清水秀子「山東問題」『国際政治』第56号、1976年。

中央大学人文科学研究所『五四運動史像の再検討』、中央大学出版部、1986年。

曾田三郎『中華民国の誕生と大正初期の日本人』株式会社思文閣出版、2013年。

曾田三郎『近代中国と日本—提携と敵対の半世紀』御茶の水書房、2001年。

狭間直樹『共同研究 梁啓超—西洋近代思想受容と明治日本』みすず書房、1999年。

服部龍二『東アジア国際環境の変動と日本外交 1918-1931』有斐閣、2001年。

服部龍二、土屋光芳「済南事件前後の中国国民政府の対日政策」財団法人桜田会『総史立憲民政党理論編』、学陽書房、1989年。

藤井昇三『辛亥革命期の孫文関係資料「満州問題」をめぐる』、アジア経済研究所出版、1978年。

藤井昇三「孫文と満州」、『関東学院大学文学部紀要』52号、1988年3月。

藤田佳久『東亜同文書院中国大調査旅行の研究』大明堂、2000年。

藤本博生『日本帝国主義と五四運動』同朋社、1982年。

堀川武夫『極東国際政治史序説-21 箇条要求の研究』、有斐閣、1958年。

田澤晴子『吉野作造—一人世に逆境はない』ミネルウァ日本評伝選、2006年。

成田龍一『大正デモクラシー—日本近代史④』岩波新書、2007年。

長田彰文『日本の朝鮮統治と国際関係—朝鮮独立運動とアメリカ 1910—1922』平凡社、2005年。

西順蔵『原典中国近代思想史』第4冊、岩波書店、1977年。

野原四郎「アナキストと五四運動」『講座近代アジア思想史』弘文堂、1960年。

野沢豊・田中正俊『講座・中国現代史』第4巻「五・四運動」東大出版会、1978年。

野村浩一「人民中国の誕生」、『中国の歴史』9、講談社、1974年。

野村浩一『近代中国の思想世界』岩波書店、1990年。

丸山松幸『五四運動』紀伊国屋書店、1969年。

松本三之介『近代日本の思想家 11—吉野作造』東京大学出版会 2008年。

松尾尊兌『大正デモクラシー』岩波現代文庫、2001年。

松尾尊兌『民本主義と帝国主義』、みすず書房、1998年。

松尾尊兌・森史子訳 ヘンリー・スミス著『新人会の研究—日本学生運動の源流』東京大学出版会、1978年。

松尾尊兌「五四時期における吉野作造と李大釗」みすず書房、1988年。

松尾尊兌「補論 九・一八事変下の吉野作造」、富坂キリスト教センター編『大正デモクラシー・天皇制・キリスト教』近現代天皇制を考える2、新教出版社、2001年。

松本清張『北一輝論』講談社、1976年。

前川亨「『支那革命外史』からみた中国革命と日本ファシズム：アジア民族主義革命の理想と現実」東洋文化研究所紀要、1996年11月号。

宮本又久「帝国主義としての民本主義—吉野作造の対中国政策」、『日本史研究』91、1967年6月。

三谷太一郎「解説 吉野作造の平和論」、『吉野作造 石橋湛山 尾崎行雄』日本平和論大系6、日本図書センター、1993年。

三谷太一郎「思想家としての吉野作造」、『大正デモクラシー論吉野作造の時代』、東京大学出版会、1995年。

吉澤誠一郎『愛国主義の形成—ナショナリズムから近代中国を見る—』岩波書店、2003年。

引用文献（史・資料集）（論文の引用順）

吉野作造『吉野作造選集』別巻、岩波書店、1996年。

松本又久「帝国主義としての民本主義」、『日本史研究』92、1967年5月。

松尾尊兌「〈解説〉吉野作造の朝鮮論」『吉野作造選集』第9巻、岩波書店、1996年。

比屋根照夫「「混成的国家」への道—近代沖縄からの視点」（『日本の歴史』第25巻、講談社、2003年。

岡本真希子「植民地在住者の政治参加をめぐる相剋—「台湾同化会」事件を中心として—」（同志社大学人文科学研究所『社会科学』第40巻第3号、2010年11月。

『Quadrante』、No1、東京外国語大学海外事情研究所、1999年3月。

井上清『日本帝国主義の形成』岩波書店、1974年。

成田龍一『大正デモクラシー—日本近代史④』、岩波新書、2007年。

『東京朝日新聞』、1905年9月7日。

吉野作造『吉野作造選集』4、岩波書店、1995年。

吉野作造『吉野作造選集』7、岩波書店、1995年。

劉恵吾、劉学照、横山宏章（訳）『中国から見た日本近代史』、早稲田大学出版部、1984年。

吉野作造『日支交渉論』。警醒社書店、大正四年。

『日本外交年表並主要文書』上、1965年。

栗原健「第一次・第二次満蒙独立運動と小池外務省政務局長の辞職」（『国際政治』6〈日本外交史研究大正時代〉1958年。

『対満蒙政策史の一面—日露戦後より大正期にいたる』〈明治百年史叢書10〉再録、原書房、1966年。

山本四郎「参戦・二十一カ条要求と陸軍」、『史林』、史学研究会会誌、1974年。

堀川武夫『極東国際政治史序説—21箇条要求の研究』、有斐閣、1958年。

『日本外交文書』大正3年第2冊。

石田栄雄、「対華二十一箇条問題と列国の態度」一一（特に米国）、『国際法外交

雑誌』58-4、1959年。

菊池貴晴『中国民族運動の基本構造対外ボイコット運動の研究』、＜増補版＞汲古書院、1974。

豊田穰『明治大正の宰相 VOL16 大隈重信と第一次世界大戦』講談社、1984年。

内田良平文書研究会編「内田良平関係文書」第4巻、芙蓉書房出版、1994年。

『日本外交文書』大正3年第3冊。

黒竜会編『東亜先覚志士記伝』（中巻）原書房、1966年。

王芸生『60年来中国と日本』生活、読書、新知三聯書店、2005年、第6巻。

信夫淳平「有賀長雄博士の十三回忌に際し」『外交時報』第66巻、昭和8年。

曹汝霖『一生の回憶』、春秋雑誌社、1996年。

室山義正『松方正義』、ミネルバ書房、2005年

『松方正義関係文書第5巻(侯爵松方正義卿実記)5』昭和58年12月、大東文化大学東洋研究所。

憲政史料館『井上馨文書』[37]「大正3年4月10日井上邸に於いて大隈伯、井上侯第一会見談記」No:67-[1]-6。

『読売新聞』1915年。

尾崎讓『吉野作造と中国』中央公論新社 2008年5月。

吉野作造『吉野作造著作集』8、岩波書店、1996年。

白井勝美『日本と中国大正時代』、近代日本外交史叢書7、原書房、1972年。

岡部牧夫『日本大百科全書(ニッポニカ)』小学館、1984年。

『四平日報』2014年9月23日。

烏蘭塔娜「ボグド・ハーン政権成立時の東部内によるモンゴル人の動向：バボージャヴを例として」『東北アジア研究』12号、2008年。

古屋哲夫「対中国政策の構造をめぐって」『近代日本における東アジア問題』、2001年1月。

吉野作造吉野作造、『東方時論』1917年3月。

松尾尊兌「吉野作造の中国論」『吉野作造選集』第8巻、中国論二解説、岩波書店、1996年。

『李大釗北京十年（交往篇）』、北京李大釗故居研究室編、中央編譯局 2010年。

服部龍二『東アジア国際環境の変動と日本外交 1918-1931』有斐閣、2001年。

植田捷雄『近代日本外交史の研究』、有斐閣、1956年。

臼井勝美『日本と中国-大正時代』原書房、1972年。

臼井勝美『中国をめぐる近代日本の外交』筑摩書房、1983年。

池井優「山東問題、五・四運動をめぐる日中関係」慶応大学『法学研究』第43巻。

米慶余、熊沛彪『日本百年外交論』中国社会科学院出版社、1998年。

楊玉聖『中国人的美国観』復旦大学出版社、1996年。

馬燕『蔡元培講演集』河北人民出版社、2004年。

陳独秀著『独秀文存』安徽人民出版社、1987年。

政協文史資料研究委員会編『文史資料選集』第48集、中国文史出版社、1981年。

中央大学人文科学研究所編『五・四運動史像の再検討』中央大学出版部、1986年。

笠原十九司『パリ講和会議と山東主権回収運動』中央大学出版部、1986年。

佐藤慎一『近代中国の思索者たち』「顧維均-その国際的名声と孤立」大修館書店、1998年。

『顧維均回憶録』第一分冊、中華書局、1983年。

松延慶二・菅英輝訳『地球時代の先駆者-外政家威尔遜』玉川大学出版部、1979年。

藤本博生『日本帝国主義と五四運動』同朋社、1982年。

大隈侯八十五年史編纂全編『大隈侯八十五年史第三巻』原書房復刻、1970年。

清水秀子「山東問題」(『国際政治』第56号、1976年。

三谷太一郎(増補)「日本政党政治の形成-原敬の政治指導の展剛」東京大学出版会、1995年。

川田稔『原敬転換期の構想-国際社会と日本』未来社、1995年。

川田稔『原敬と山縣有朋』中公新書、1998年。

関静雄「摩擦と協調-原敬の日米協調主義」『日本外交の基軸と展開』ミネルヴァ書房、1990年。

『東京朝日新聞』、1919年。

外務省百年史編纂委員全編『外務省の百年』上冊、原書房、1969年。
ラインシェ著、李抱宏・盛震潮訳『一個美園外交官使筆記-1913-1919年、美国駐華公使回憶録』商務印書館、1982年。
原奎一郎『原敬日記』福村出版、1965年、第8巻。
中日社会科学院近代史研究所主編『秘笈録存』中国社会科学出版社、1984年。
藤本博生『日本新聞五四報道資料集成』京都大学人文科学研究所、1983年。
『毎日新聞』5月6日。
『国民新聞』1919年5月6日。
『大阪朝日新聞』1919年5月。
『外交時報』1919年2月。
野村浩一『人民中国の誕生』、『中国の歴史』9、講談社、1974年。
西順蔵『原典中国近代思想史』第4冊、岩波書店、1977年。
吉野作造『吉野作造選集』9、岩波書店、1995年。
『東京朝日新聞』1919年3月7日。
『東京日日新聞』「日鮮の融合」1919年3月4日。
『国民新聞』1919年3月7日。
武藤秀太郎「三・一運動と黎明会」、国際日本文化研究センター、2005年。
松尾尊兌「吉野作造と在日朝鮮人学生」『民本主義と帝国主義』みすず書房、1998年。
『黎明会講演集』第3輯、1919年。
松尾尊兌『大正デモクラシー』岩波書店、1974年。
『黎明会講演集』第5輯、1919年。
『黎明会講演集』第4輯、1919年。
松尾尊兌「五四期における吉野作造と李大釗」『民本主義と帝国主義』みすず書房、1998年。
福田徳三「世界経済の恢復と日本支那米国の使命(其二完)」『改造』1922年。
猪木武徳『戦間期日本の社会集団とネットワークデモクラシーと中間団体』
「戦間期日本における知識人集団—黎明会を中心に」NTT出版、2008年。
陳本善『五四運動交流史』第6冊、人民教育出版社、1962年。

『青年雑誌』第一卷、第一号、1915年9月15日。

藤田正典『中国共産党新聞雑誌研究』アジア経済研究所、1976年。

中共中央馬克思・恩格斯・列寧・斯大林著作編訳局研究室編『五四時期期刊介紹』第1集、1958年。

趙福亭『每周評論在「五四」運動中的作用』『光明日報』1963年9月25日

野村浩一『近代中国の思想世界』岩波書店、1990年。

味岡徹「南北対立と連省自治運動」『五四運動史像の再検討』中央大学出版部社
1986年。

松尾尊允「五四時期における吉野作造と李大釗」吉野作造『現代憲政の運用』
付録、みすず書房、1988年。

石川禎浩「李大釗のマルクス主義受容」『思想』1991年第5号。

『每周評論』第5号、1919年。

『每周評論』第6号、1919年。

『每周評論』第7号、1919年。

『每周評論』第8号、1919年。

『每周評論』第9号、1919年。

『每周評論』第20号、1919年。

『每周評論』第22号、1919年。

『每周評論』第23号、1919年。

『每周評論』第13号、1919年。

『每周評論』第11号、1919年。

『每周評論』第16号、1919年。

『每周評論』第15号、1919年。

『每周評論』第17号、1919年。

『每周評論』第18号、1919年。

『每周評論』第21号、1919年。

今井清一『大正デモクラシー』社会評論社、1990年。

『李大釗文集』下、人民出版社、1984年。

『每周評論』第30号、1919年。

久保田文次「孫文の対日観」『中国近現代史論集』汲古書院、1985年。

吉野作造『吉野作造選集』9、1995、岩波書店。

外務省編纂『日本外交文書 昭和期 I 第1部第2巻』、1990年。

白井勝美「泥沼戦争への道標」、『昭和史の瞬間』(上)、朝日ジャーナル昭和41年。

李盛平主編『中国現代史詞典』、中国国際広播出版社、1987年。

『東京日日新聞』、昭和2年5月29日。

『東洋歴史大辞典』、平凡社、1937(昭和12)年。

江口圭一「第九章 山東出兵・『満州事変』をめぐって」、『大正期の急進的自由主義』、東洋経済新報社昭和47年。

吉野作造「支那出兵に就て」、近代日本思想大系17、筑摩書房1976年。

山本忠士の「日中間のコミュニケーション・ギャップ(4) —1928年5月、済南事件と全国教育会議—」『日本大学大学院総合社会情報研究科紀要』No.6、9-20、2005年。

黄自進「なぜ吉野作造なのか」、『吉野作造選集』8、岩波書店、1996年、月報14。